は、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一　当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二　当該年金の第三十九条の二第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合して算定した障害年金の額（当該職務上傷病による廃疾の程度が別表第二の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が職務外傷病によるものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき障害年金の額を控除した額）とする。

3　前項の場合において、第三十九条の二第三項において準用する第三十六条第三項本文の規定による控除は、職務によらない障害年金の額から行ない、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額から行なうものとする。

第四十二条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は、」に改め、同条第二項中「その者につき組合員の資格の喪失等があつた」を「再び退職した」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に、「前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間」を「前後の組合員期間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十二条に次の三項を加える。

4　前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、当該合算額をもつてその改定額とする。

一　改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。以下この条において同じ。）

二　前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

5　第二項及び第三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。

一　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が改定前の障害年金の額より少ないとき。　改定前の障害年金の額

二　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。　その加算して得た額

三　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないとき。　その加算した得た額

四　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。　その加算して得た額

6　前二項の改定額が、改定前の障害年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に相当する金額（第三十九条の二第三項においた準用する第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含むものとし、平均標準給与の年額に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第四十三条を次のように改める。

（職務による障害年金と障害補償との調整）

第四十三条　職務による障害年金は、その職務上傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

一　別表第二の上欄の一級に該当する者　百分の三十

二　別表第二の上欄の二級に該当する者　百分の二十

三　別表第二の上欄の三級に該当する者　百分の十

第四十四条第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を「別表第二の上欄に掲げる程度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　組合員期間が二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が退職した際又は任意資格喪失事由に該当した際に第三十八条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同条第二項第一号に掲げる額（職務による障害年金で当該職務上傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有しない者に係るも

の及び職務によらない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「合算額」という。）とする。）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額を支給する。

第四十四条に次の三項を加える。

3　第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

4　第二項の規定により支給された差額は、給付に関する規定（第三十七条の二、第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定を除く。）の適用については、当該差額が合算額との差額である場合における平均標準給与の月額の十二月分に達するまでの額については障害一時金と、その他の額については退職一時金（第三十六条第三項（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に関しては、第三十八条第二項第一号に掲げる額）とみなす。

5　前項の規定により退職一時金又は障害一時金とみなされる差額の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「その者の遺族」とあるのは、「その者の遺族（当該給付が第四十四条第二項に規定する死亡した場合に該当して支給されるものであるときは、同項の死亡した者の遺族）」とする。

第四十五条を次のように改める。

（障害一時金）

第四十五条　引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、当該期間内に職務により又は職務によらないで、病気にかかり、又は負傷したものが、その職務上傷病（労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けないものに限る。）又は職務外傷病の結果として、退職した時、又は任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときは、障害一時金として、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を支給する。

2　第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害一時金を支給する場合に準用する。この場合において、同項中「なおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とあるのは、「なおつた時」と読み替えるものとする。

3　引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、その一年を経過する前に職務によらないで、病気にかかり、又は負傷したものに対する前二項の規定の適用については、第一項中「別表第三に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第二又は別表第三に掲げる廃疾の状態にあるとき（療養の給付又は療養費の支給を受けている場合には、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおらないでその期間を経過した時に、その職務外傷病の結果として、別表第二に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。）」とする。

4　同時に二以上の廃疾があるときは、第一項及び前項の職務上傷病又は職務外傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態をこれらの規定に規定する廃疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

（遺族年金）

第四十六条　次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額は、当該各号に掲げる額とする。

一　組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後に死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）

二　組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合　その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、その死亡のときに退職したものとみなし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する額

三　組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の十に相当する額

し、その年額は、当該各号に掲げる額とする。

一　組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後に死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）

二　組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合　その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、その死亡のときに退職したものとみなし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する額

三　組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の十に相当する額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額）

四　組合員期間が十年未満の者で職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の十に相当する額

2　前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3　次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六条第三項ただし書（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　第一項第一号に規定する者　前二項の規定による遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項本文（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二　第一項第二号に規定する者　同号に掲げる額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第三十六条第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額）

三　第一項第三号又は第四号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

（遺族年金の停止）

第四十七条　夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第四十八条の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条中第二号から第四号までを次のように改める。

二　婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上

婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三　死亡した組合員であつた者の三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四　死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

第四十八条に次の二号を加える。

五　子又は孫（別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるものを除く。）が十八歳に達したとき。

六　別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（職務による遺族年金と遺族補償との調整）

第四十九条の二　第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額の支給を停止する。

第五十条第一項を次のように改める。

組合員期間が十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者（組合員期間が十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者を含む。）が職務上傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。ただし、当該遺族が第四十六条第一項第四号の遺族年金の支給を受ける権利を有することとなるときは、この限りでない。

第五十条第二項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加える。

第五十条の二第二項中「その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」を「その者につき同項の退職一時金の給付事由が生じた日」に改める。

第五十一条及び第五十二条　削除

第五十一条及び第五十二条

第五十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前二項の」に改め、「組合員の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の掛金の徴収は、組合員又は任意継続組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、するものとする。この場合において、組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員又は任意継続組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

第五十六条第二項中「第十七条第二項」を「次項」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金」を「喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む。）に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　組合員は、給与が金銭をもつて支給されないとき、その他前項の規定による控除が行なわれないときは、その月の末日までに、その負担すべき前月分の掛金（組合員がその資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む。）に相当する金額をその使用される農林漁業団体等に対して払い込まなければならない。

第五十六条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（掛金の繰上徴収）

第五十六条の二　農林漁業団体が次の各号の一に該当するときは、組合は、納付期限前においても、掛金を徴収することができる。

一　国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　解散したとき。

第五十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第五十八条第一項中「、同項」を「同項」に改め、「掛金」の下に「その他この法律の規定による徴収金を完納しないとき、又は第五十六条の二各号（第三号を除く。）の一に該当したことにより納付期限を繰り上げて定された納付期限までに掛金」を加える。

第六十一条第二項中「同条第二項」の下に「（第十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十二条第一号中「（政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十三条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「組合員若しくは任意継続組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分」に改め、同条第四項中「医師」の下に「若しくは歯科医師」を加え、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第六十七条中「医師」の下に「又は歯科医師」を加える。

第七十条に次の一号を加える。

五　農林漁業団体への貸付けで農林省令で定めるもの

第七十二条第二項中「第三号」の下に「若しくは第五号」を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（期間計算の特例）

第七十七条の二　この法律の規定による請求、申出又は届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

附則第四条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、組合員となつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合の成立の日以後における厚生年金保険法の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。ただし、組合の成立の日の前日において、同法に基づく給付を受けている組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、当該給付については、この限りでない。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間	日数
一年以上　二年未満	二〇日
二年以上　三年未満	四五日
三年以上　四年未満	七〇日
四年以上　五年未満	九五日
五年以上　六年未満	一二〇日
六年以上　七年未満	一四五日
七年以上　八年未満	一七〇日
八年以上　九年未満	一九五日
九年以上　一〇年未満	二二〇日
一〇年以上　一一年未満	二四五日
一一年以上　一二年未満	二七〇日
一二年以上　一三年未満	二九五日
一三年以上　一四年未満	三二〇日
一四年以上　一五年未満	三五〇日
一五年以上　一六年未満	三八〇日
一六年以上　一七年未満	四一〇日
一七年以上　一八年未満	四四五日
一八年以上　一九年未満	四八〇日
一九年以上　二〇年未満	五一五日

別表第二及び第三を次のように改める。

別表第二

廃疾の程度	廃疾の状態	支給率 (イ)(職務上の廃疾)	支給率 (ロ)(職務外の廃疾)	最低保障額
一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 両上肢の用を全く廃したもの 両下肢の用を全く廃したもの 両上肢を腕関節以上で失つたもの 両下肢を足関節以上で失つたもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	〇・八	〇・五	四七、五二〇円
二	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 脊柱の機能に高度の障害を残すもの 一上肢を腕関節以上で失つたもの 一下肢を足関節以上で失つたもの 一上肢の用を全く廃したもの 一下肢の用を全く廃したもの 両上肢のすべての指の用を廃したもの 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	〇・六	〇・四	三五、五二〇円
三	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの	〇・四	〇・三	一九、八二四円
四	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの			

級		廃疾の程度	廃疾の状態	支給率 (イ)(職務上の廃疾)	支給率 (ロ)(職務外の廃疾)	最低保障額
七 八	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの			
二	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 脊柱の機能に高度の障害を残すもの 一上肢を腕関節以上で失つたもの 一下肢を足関節以上で失つたもの 一上肢の用を全く廃したもの 一下肢の用を全く廃したもの 両上肢のすべての指の用を廃したもの 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの			
三	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの	一六	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			

級	
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廃疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第三

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第二の備考一から五までに同じ。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条　組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

2　施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

（給付に関する経過措置）

第三条　新法の給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次条から附則第二十一条までに定めるところによる。

（定義）

第四条　この条から附則第二十条まで及び附則第二十四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旧法組合員期間　旧法第十八条の規定により計算した施行日の前日の属する月以前の組合員であつた期間及び任意継続組合員であつた期間（旧法附則第四条前段の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二　新法組合員期間　新法第十八条の規定により計算した施行日の前日の属する月の翌月以後の組合員期間をいう。

三　更新組合員　施行日の前日に組合員又は任意継続組合員であつた者で、施行日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものをいう。

四　旧法の平均標準給与の年額　旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（旧法組合員期間が三年未満の者については、新法組合員期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額（一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）の十二倍に相当する額とする。）をいう。

五　新法の平均標準給与の年額　新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（新法組合員期間が三年未満の者については、新法組合員期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額（一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額）の十二倍に相当する額とする。）をいう。

六　旧法の平均標準給与の月額　旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

七　新法の平均標準給与の月額　新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

八　旧法の平均標準給与の日額　旧法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額（一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額。次号において同じ。）をいう。

九　新法の平均標準給与の日額　新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

第五条　施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもの

ののほか、なお従前の例による。

（更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置）

第六条　更新組合員に係る新法第三十六条第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額（第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額をこえるときは、同号の額）とする。

一　旧法組合員期間　二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二　新法組合員期間　前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。）については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2　前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3　前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4　第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額（旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（通算退職年金の受給資格に関する経過措置）

第八条　旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（更新組合員に係る通算退職年金の額に関する経過措置）

第九条　更新組合員に係る新法第三十七条の二第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一　旧法組合員期間　新法第三十七条の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「旧法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「旧法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

二　新法組合員期間　新法第三十七条の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「新法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「新法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

（更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置）

第十条　旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（更新組合員に係る退職一時金の額に関する一般的経過措置）

第十一条　更新組合員に係る新法第三十八条第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一　旧法組合員期間　旧法の平均標準給与の日額を基礎として旧法第三十八条第二項第一号の規定の例により算定した額

二　新法組合員期間　新法の平均標準給与の日額に当該期間と前号に掲げる期間とを合算した期間に対応する新法別表第一に定める日数（一年未満の期間その他政令で定める期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た額

（旧法組合員期間内の傷病に係る障害給付に関する経過措置）

第十二条　旧法組合員期間内に病気にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等（旧法第三十九条第一項に規定する組合員の資格の喪失等をいう。以下同じ。）があつた場合（新法の規定により障害給付を受けることができる場合を除く。）において、旧法を適用するとしたならばその者が旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ障害年金又は障害一時金を支給する。

2　前項の規定による障害年金又は障害一時金の額は、同項の規定に該当する者がその該当するまで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしたならば受けることができる旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額に相当する額とする。

3　第一項の規定による障害年金又は障害一時金は、新法の規定による障害年金又は障害一時金とみなし、かつ、当該給付の基礎となつた廃疾は、職務外傷病による廃疾とみなす。

（更新組合員に係る障害年金の額に関する一般的経過措置）

第十三条　更新組合員に係る新法第三十九条の二第一項又は第二項に規定する障害年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する額は、これら

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一　旧法組合員期間で二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二　新法組合員期間で前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2　附則第六条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

（旧法組合員期間内の傷病に係る障害年金の額の特例）

第十四条　旧法組合員期間内に病気にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等があり、新法第三十九条の規定の適用を受ける場合において、新法第三十九条の二及び前条の規定により算定した障害年金の額が、その者が当該資格の喪失等の時まで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしたならば受けることができる旧法第三十九条の規定による障害年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその障害年金の額とする。

（更新組合員で再退職するものに係る障害年金の額の改定に関する経過措置）

第十五条　旧法の規定による障害年金を受ける権利を有する更新組合員に係る障害年金の改定額は、当該障害年金を職務によらない障害年金とみなして新法第三十九条の二及び附則第十三条又は新法第四十一条の規定により算定した額とする。

2　前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金（以下この条において「従前の障害年金」という。）の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、従前の障害年金の基礎となつた廃疾が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当するものとみなして旧法の規定の例により算定した額。第四項において同じ。）に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一　旧法組合員期間（従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。第三号において同じ。）で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのもの　その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

二　新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのもの　その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

三　旧法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び第一号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

四　新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前三号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3　前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号又は第三号の期間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間（これに加算する期間があるときは、これを加算した期間）に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

4　第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額（旧法第三十九条第四項において準用する旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（更新組合員に係る遺族年金の額に関する経過措置）

第十六条　更新組合員に係る新法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する額は、同号の規定にかかわらず、附則第十三条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

2　更新組合員に係る新法第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、同号の規定にかかわらず、附則第六条の規定の例により算定した額の百分の五十に相当する額とする。

（遺族年金の失権及び転給に関する経過措置）

第十七条　旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が従前の例によるとすればその権利を失うこととなる場合において、新法第四十八条の規定を適用するとしたならばその権利を失わないときは、附則第五条の規定にかかわらず、新法第四十八条の規定による。

（更新組合員に係る遺族一時金の受給資格に関する経過措置）

第十八条　旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置）

第十九条　更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十条の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十一条の規定の例により算定した額と同額とする。

（再就職者に関する経過措置）

第二十条　附則第六条、第七条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、次に掲げる者に準用する。

一　更新組合員であつた者で、再び組合員となつたもの

二　旧法組合員期間を有する者で、施行日以後に組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

（政令への委任）

第二十一条　この附則に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「又は農林漁業団体職員共

済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を削り、「場合」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による職務による障害年金を受けることができる場合（同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）」を、「当該障害年金」の下に「又は当該職務による障害年金」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第二十三条　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては」を「船員保険の被保険者であつた期間にあつては、」に改める。

（通算年金通則法の一部改正に関する経過措置）

第二十四条　旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員の通算対象期間を合算する場合には、前条の規定による改正後の通算年金通則法第六条第二項の規定にかかわらず、当該旧法組合員期間又は合算した期間は、通算対象期間に算入する。

（大蔵・農林・厚生・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭三九・六・二四）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「第十一号の三」を「第十一号の四」に改める。

第六条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　労働研修所の管理及び監督を行なうこと。

第八条第一項第十号中「、労働衛生研究所及び労働基準監督官研修所」を「及び労働衛生研究所」に改める。

第十一条中「労働基準監督官研修所」を「労働研修所」に改める。

第十二条の三（見出しを含む。）中「労働基準監督官研修所」を「労働研修所」に改め、同条第一項中「労働基準監督官」を「労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等」に改める。

第二十二条の表中「二四、一四〇人」を「二四、七八六人」に、「二四、三五七人」を「二五、〇〇三人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条の表の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭三九・六・二四）

◎暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第一条　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第一条ノニ　銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

前項の未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ罪ハ刑法第三条ノ例ニ従フ

第一条ノ三　常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第二条第一項中「前条第一項」を「第一条」に改める。

第三条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改め、同条第二項中「第一条第一項」を「第一条」に改める。

（裁判所法の一部改正）

第二条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「並びに昭和五年法律第九号」を、「暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三九・六・二四）

◎奥地等産業開発道路整備臨時措置法（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進することにより、地域格差の是正に資するとともに、民生の向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「奥地等」とは、交通条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない山間地、奥地その他のへんぴな地域で政令で定める基準に該当するものをいう。

2 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

3 この法律において「奥地等産業開発道路」とは、奥地等における次に掲げる地域で政令で指定するものと主要な道路とを連絡する地方的な幹線たる道路で、当該奥地等における産業開発の総合的効果を発揮するために必要なものとして第三条第一項の規定により指定されたものをいう。

一 森林資源が豊富に存し、かつ、その開発が十分に行なわれていない地域

二 酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域

三 農用地としての開発及び整備が必要とされる相当規模の開拓適地その他の地域

四 地下資源が豊富に存し、かつ、その開発の効果が期待される地域

五 水産物の集散地としての発展が予想される地域

六 観光適地でその開発が十分に行なわれていない地域

七 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定により指定された低開発地域工業開発地区、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する産炭地域その他の工業の発展が予想される地域

（奥地等産業開発道路整備計画）

第四条 建設大臣は、政令で定めるところにより、奥地等産業開発道路の新設及び改築に関する計画（以下「奥地等産業開発道路整備計画」という。）の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により奥地等産業開発道路整備計画の案を作成しようとするときは、道路審議会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、奥地等産業開発道路整備計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、奥地等産業開発道路整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（奥地等産業開発道路の指定）

第三条 建設大臣は、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきいて、奥地等産業開発道路を指定しなければならない。

2 前条第三項に規定する地域の指定及び奥地等産業開発道路の指定については、当該奥地等に関する開発についての国の調査がなされているときは、その調査の成果をしんしやくしなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により奥地等産業開発道路の指定をしたときは、当該道路の路線名その他政令で定める事項を官報で公示しなければならない。

（奥地等産業開発道路整備計画）

第四条 建設大臣は、政令で定めるところにより、奥地等産業開発道路の新設及び改築に関する計画（以下「奥地等産業開発道路整備計画」という。）の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により奥地等産業開発道路整備計画の案を作成しようとするときは、道路審議会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、奥地等産業開発道路整備計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、奥地等産業開発道路整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（奥地等産業開発道路整備計画の実施に関する措置）

第五条 政府は、奥地等産業開発道路整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その審査を促進することに努めなければならない。

2 前項の場合において、奥地等産業開発道路の新設又は改築に要する費用に係る国の負担割合又は補助率については、道路法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、四分の三の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

（協力等）

第六条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、奥地等産業開発道路の整備に関し、その円滑な実施が促進されるように、できる限り協力しなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、奥地等産業開発道路の整備に関し、当該奥地等に関する林道等の整備との調整を必要とするときは、その措置が適切に行なわれるように配慮しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和四十四年三月三十一日限りその効力を失う。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三九・六・二五）

◎私立学校振興会法等の一部を改正する法律

第一条 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四条第四項の法人」を、「私立学校」の下に「又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校（学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。）であつて政令で定めるもの」を加える。

第二十六条中「学校法人を含む。」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四条第四項の法人」を加える。

第二条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二分の一」を「三分の二」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百十七号（昭三九・六・二七）

◎保険業法の一部を改正する法律

保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条ノ二を削る。

第六十七条第一項中「第二百八十四条」の下に「、第二百八十五条乃至第二百八十五条ノ七」を、「第二百八十七条ノ二」を加え、同条第三項を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　保険会社ハ其ノ所有スル取引所ノ相場アル株式ノ時価ガ其ノ取得価額ヲ超ユル場合ニ於テハ商法第二百八十五条ノ六（第六十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該株式ニ付取得価額ヲ超エ時価ヲ超エザル価額ヲ附スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル評価換ニ因リ計上シタル利益ハ之ヲ命令ヲ以テ定ムル保険契約者ノ為ノ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

第八十六条及び第八十七条中「利益」の下に「（第八十四条第二項ノ規定ニ依リ同項ノ準備金トシテ積立ツベキ利益ヲ除ク）」を加える。

第百五十二条第十七号中「第六十五条」の下に「、第八十四条第二項」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の保険業法の規定は、保険会社の昭和三十九年四月一日以後に開始する事業年度について適用する。

3　改正後の保険業法第六十七条第一項において準用する商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ五から第二百八十五条ノ七までの規定の適用については、昭和三十九年三月三十一日において現に存する相互会社が同日以前に取得し、又は製作した資産は、同日において附することができる最高額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、同年四月一日に取得し、又は製作したものとみなす。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三九・六・二九）

◎労働災害防止団体等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　労働災害防止計画（第三条―第七条）
第三章　労働災害防止団体
第一節　通則（第八条―第十条）
第二節　中央労働災害防止協会（第十一条―第三十五条）
第三節　労働災害防止協会（第三十六条―第五十条）
第四節　監督（第五十一条―第五十三条）
第五節　補則（第五十四条―第五十六条）
第四章　労働災害の防止に関する特別規制
第一節　元方事業主等の義務（第五十七条―第六十条）
第二節　緊急措置（第六十一条）
第三節　監督等（第六十二条―第六十七条）
第五章　雑則（第六十八条・第六十九条）
第六章　罰則（第七十条―第七十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、及び労働災害の防止に関する特別規制を行なうことにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他労働者の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進を図り、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　労働災害　労働者の就業に係る建設物、設備、原料、材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二　労働者　労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

三　使用者　労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

四　指定業種　労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見を聞いて指定する業種をいう。

五　注文者　仕事を他の者に請け負わせている者をいう。

六　発注者　注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。

七　請負人　仕事を注文者から請け負っている者をいう。

第二章　労働災害防止計画

（基本計画）

第三条　労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

（実施計画）

第四条　労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

一　労働災害の減少目標
二　労働災害の防止に関し重点をおくべき業種及び労働災害の種類
三　労働災害の防止のための主要な対策に関する事項
四　その他労働災害の防止に関し重要な事項

（変更）

第五条　労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

（公表）

第六条　労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

（勧告等）

第七条　労働大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章　労働災害防止団体

第一節　通則

（種類）

第八条　この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体（以下「労働災害防止団体」という。）は、次に掲げるものとする。

一　中央労働災害防止協会（以下「中央協会」という。）
二　労働災害防止協会（以下「協会」という。）

（人格、住所等）

第九条　労働災害防止団体は、法人とする。

2　労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

3　労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。

4　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）の規定は、労働災害防止団体に準用する。

（登記）

第十条　労働災害防止団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節　中央労働災害防止協会

（業務）

第十一条　中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

一　事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。
二　教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
三　技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
四　機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
五　労働者の技能に関する講習を行なうこと。
六　情報及び資料を収集し、及び提供すること。
七　調査及び広報を行なうこと。
八　その他必要な業務を行なうこと。

2　前項第三項の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。

3　中央協会は、第一項の業務を行なうにあたつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

（安全管理士及び衛生管理士）

第十二条　中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

2　前項の安全管理士及び衛生管理士は、労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

（会員の資格）

第十三条　中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。

一　協会
二　全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの
三　前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの

（加入）

第十四条　協会は、すべて中央協会の会員となる。

2　中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

（会費）

第十五条　中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

（設立）

第十六条　中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

（発起人）

第十七条　中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

（創立総会）

第十八条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4　民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立総会の議決に準用する。

（設立の認可）

第十九条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（成立の時期等）

第二十条　中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2　中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

（定款）

第二十一条　中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　業務
四　主たる事務所の所在地
五　会員の資格に関する事項
六　会員の加入及び脱退に関する事項
七　会員の権利及び義務に関する事項

八　会費に関する事項
九　役員に関する事項
十　参与に関する事項
十一　総会に関する事項
十二　会計に関する事項
十三　事業年度
十四　公告の方法

2　定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第二十二条　中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2　会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（役員の任免及び任期）

第二十三条　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

（監事の兼職の禁止）

第二十四条　監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第二十五条　中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

（決算関係書類の提出等）

第二十六条　会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

（参与）

第二十七条　中央協会に、参与を置く。

2　参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3　参与は、労働災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4　前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

（総会の招集）

第二十八条　会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

（総会の議決事項）

第二十九条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　事業計画及び収支予算の決定又は変更
三　解散
四　会員の除名
五　その他定款で定める事項

（総会の議事）

第三十条　総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（総会に関する民法の準用）

第三十一条　民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会招集の手続）、第六十四条（総会の決議事項）、（第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、中央協会の総会に準用する。

（解散）

第三十二条　中央協会は、次の理由によつて解散する。

一　総会の議決
二　破産
三　設立の認可の取消し

2　中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

（清算人）

第三十三条　清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には労働大臣が選任する。

第三十四条　清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。

2　総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3　残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

（解散及び清算に関する民法等の準用）

第三十五条　民法第七十条（法人の破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。

第三節　労働災害防止協会

（業務）

第三十六条　協会は、次の業務を行なうものとする。

一　労働災害防止規程を設定すること。
二　会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

2　協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

一　機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
二　労働者の技能に関する講習を行なうこと。
三　情報及び資料を収集し、及び提供すること。
四　調査及び広報を行なうこと。
五　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

3　協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対して第一項第二号の業務を行なうことができる。

4　第十一条第三項及び第十二条の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（労働災害防止規程）

第三十七条　労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一　適用範囲に関する事項

二　労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

三　前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2　協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

（労働災害防止規程の認可）

第三十八条　労働災害防止規程は、労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2　労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　内容が法令に違反しないこと。

二　設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4　労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならない。

（労働災害防止規程の廃止の届出）

第三十九条　協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

（関係労働者等の意見の聴取）

第四十条　協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（会員の順守義務等）

第四十一条　会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2　会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

3　前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

（会員）

第四十二条　協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2　第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

（設立）

第四十三条　協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

2　協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

（発起人）

第四十四条　協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上のものが発起人となることを要する。

（設立に関する準用）

第四十五条　第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

（定款）

第四十六条　協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　業務

四　主たる事務所の所在地

五　会員の資格に関する事項

六　会員の加入及び脱退に関する事項

七　会員の権利及び義務に関する事項

八　会費に関する事項

九　役員に関する事項

十　参与に関する事項

十一　総会及び総代会に関する事項

十二　会計に関する事項

十三　事業年度

十四　公告の方法

2　第二十一条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

（役員等）

第四十七条　協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2　協会に、参与を置く。

3　第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条まで並びに第二十七条第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

（総会）

第四十八条　会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　事業計画及び収支予算の決定又は変更

三　労働災害防止規程の設定、変更又は廃止

四　解散

五　会員の除名

六　その他定款で定める事項

4　第三十条並びに民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会招集の手続）、第六十四条（総会の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（総代会）

第四十九条　会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3　総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6　総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

（解散及び清算に関する民法等の準用）

第五十条　第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条（法人の破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第四節　監督

（決算関係書類の提出）

第五十一条　労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

（報告等）

第五十二条　労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告等）

第五十三条　労働大臣は、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一　業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二　設立の認可を取り消すこと。

2　労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節　補則

（補助）

第五十四条　政府は、労働災害防止団体に対して、労働者災害補償保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

（関係行政庁との連絡）

第五十五条　労働災害防止団体は、その業務を行なうにあたつては、関係行政庁と密接に連絡するものとする。

（秘密保持義務）

第五十六条　安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

第四章　労働災害の防止に関する特別規制

第一節　元方事業主等の義務

（元方事業主の義務）

第五十七条　建設業（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業をいう。）その他労働省令で定める事業の

事業主で一の場所において行なう当該事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものは、その労働者及び当該請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）の労働者が当該場所において作業を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、当該労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統轄管理者の選任、協議組織の設置、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同項の措置を講ずべき事業主が二以上あることとなる場合において、甲事業主の労働者に関し乙事業主が同項の措置を講ずべきときは、甲事業主については、適用しない。

3　第一項の事業の仕事の発注者（同項の措置を講ずべき者を除く。）は、一の場所において行なわれる同項の事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業主であるもののうちから、第一項に規定する措置を講ずべき者を指名しなければならない。一の場所において行なわれる同項の事業の仕事の全部を請け負つた者（同項の措置を講ずべき者を除く。）で、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせているものについても、同様とする。

4　前項の指名がされたときは、当該指名された事業主は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関して第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業主以外の事業主については、第一項の規定は、適用しない。

5　第三項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、都道府県労働基準局長がする。

6　都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、前項の権限を労働基準監督署長に行なわせることができる。

（建設物等についての注文者の義務）

第五十八条　前条第一項の事業の仕事を自ら行なう注文者は、建設物若しくは設備又は原料若しくは材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行なう場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）の労働者に使用させる場合には、当該建設物等について、労働省令で定めるところにより、当該労働者の労働災害を防止するための措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなる場合には、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

（請負人等の義務）

第五十九条　第五十七条第一項又は第四項の場合において、同条の規定により同条第一項に規定する措置を講ずべき事業主（以下「元方事業主」という。）以外の請負人で当該仕事を自ら行なうものは、同条第一項又は第四項の規定に基づき講ぜられる措置に応じ、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2　前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者の使用者である請負人は、同項の規定に

基づき講ぜられる措置に応じ、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3　第五十七条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定に基づき講ぜられる措置に応じ、労働省令で定めるところにより、必要な事項を守らなければならない。

4　第一項及び第二項の請負人並びに前項の労働者は、元方事業主、注文者又は請負人が第五十七条第一項若しくは第四項、前条第一項又はこの条第一項若しくは第二項の規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（建設物等についての命令）

第六十条　都道府県労働基準局長は、第五十八条の規定により同条第一項に規定する措置を講ずべき注文者がその措置を講じていない場合には、当該注文者に対して、当該建設物等の全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2　都道府県労働基準局長は、前項の規定により注文者に命じた事項について必要な事項を使用者又は労働者に命ずることができる。

3　第五十七条第六項の規定は、前二項の権限に準用する。

第二項　緊急措置

（緊急措置）

第六十一条　都道府県労働基準局長は、労働基準法第五十五条第一項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、使用者に対して、作業の全部又は一部を一時停止することと、建設物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2　都道府県労働基準局長は、前項の規定により使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

3　第五十七条第六項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

第三節　監督等

（報告）

第六十二条　都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この章の規定を実施するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、元方事業主、注文者又は請負人に対して、労働災害の発生に関する事項、事業場における労働者の作業を行なう仕組、作業の方法及び労働災害を防止するための措置で労働省令で定めるものに関する事項の報告を命ずることができる。

（所掌事務）

第六十三条　労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この章の規定の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第六十四条　労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要な限度において、元方事業主、注文者又は請負人の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2　第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問に準用する。

第六十五条　労働基準監督官は、この章の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

第六十六条　労働基準監督官は、第五十八条第一項の注文者が当該建設物等について同項の措置を講じていない場合において、労働災害発生の急迫した危険があるときは、第六十条第一項及び第二項の規定による都道府県労働基準局長の権限を行なうことができる。

（省令の制定）

第六十七条　労働大臣は、この章の規定に基づく労働省令を制定しようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞かなければならない。

第五章　雑則

（鉱山に関する特例）

第六十八条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業に係る業種の指定に関しては、第二条第四号中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央労働基準審議会及び中央鉱山保安協議会」とする。

2　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、第二章中「労働大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

3　鉱業法第四条に規定する鉱業に係る協会に関しては、第三章（労働災害防止規程に係る部分及び第五十二条を除く。）中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」と、第五十二条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は通商産業大臣」とする。

（適用除外）

第六十九条　第三章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に規定する公共企業体が行なう事業については、適用しない。

2　第三章（労働災害防止規程に係る部分に限る。）及び第四章の規定は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、適用しない。

3　この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

第六章　罰則

第七十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第五十六条の規定に違反した者

二　第五十八条第一項の規定に違反した者

三　第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令に違反した者

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第五十七条第一項若しくは第四項又は第五十九条第一項から第三項までの規定に違反した者

三　第六十条第二項又は第六十一条第二項の規定による命令に違反した者

四　第六十二条の規定により報告を命ぜられて、報告せず、又は虚偽の報告をした者

五　第六十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十条第二号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、

は、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一　この法律に基づいて労働災害防止団体が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

二　第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十四条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五　第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六　第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

七　第五十一条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八　定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第七十四条　第九条第三項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第一節の規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　第九条第三項の規定は、この法律の施行後一年間は、この法律の施行の際現に名称中に労働災害防止協会という文字を用いているものについては、適用しない。

（登録税法の一部改正）

第三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「商工会連合会、労働災害防止協会、労働災害防止協会」の下に「、労働災害防止団体等に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

第四条　所得税法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」を「、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」に改める。

（国会職員法の一部改正）

第七条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」を「、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　政府は、前条第一項の保険施設のほか、この保険の適用を受ける事業に係る業務災害の予防に関し必要な保険施設を行なう。

（国会職員法の一部改正）

第七条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」を「、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第八条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」を「、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ナ　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）

（労働省設置法の一部改正）

第十条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の五の次に次の三号を加える。

三十二の六　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）に基づいて、労働災害防止基本計画及び労働災害防止実施計画を作成すること。

三十二の七　労働災害防止団体等に関する法律に基づいて、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会に対し、認可その他監督を行なうこと。

三十二の八　労働災害防止団体等に関する法律に基づいて、注文者、使用者又は労働者に対して、建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

第八条第一項第六号の二中「労働福祉事業団」の下に「、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加え、同項第十一号中「及び労働福祉事業団法」を「、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律」に改め、同条第二項中「第六号の二まで」に掲げる事務及び」を「第六号まで及び第六号の二に掲げる事務（労働災害防止規程に係るものを除く。）並びに」に改める。

第十三条第一項の表中

「	中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

」を

「	中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

」に改める。

第十五条第一項中「及び最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」を「、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）及び労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」に改める。

第十七条第一項中「及び最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」を「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）及び労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第十二条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項

三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第八条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及びじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）」を「、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ナ　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）

（労働省設置法の一部改正）

第十条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の五の次に次の三号を加える。

三十二の六　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）に基づいて、労働災害防止基本計画及び労働災害防止実施計画を作成すること。

三十二の七　労働災害防止団体等に関する法律に基づいて、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会に対し、認可その他監督を行なうこと。

三十二の八　労働災害防止団体等に関する法律に基づいて、注文者、使用者又は労働者に対して、建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

第八条第一項第六号の二中「労働福祉事業団」の下に「、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加え、同項第十一号中「及び労働福祉事業団法」を「、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律」に改め、同条第二項中「第六号の二まで」に掲げる事務及び」を「第六号まで及び第六号の二に掲げる事務（労働災害防止規程に係るものを除く。）並びに」に改める。

第十三条第一項の表中

「	中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

」を

「	中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

」に改める。

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「商工会連合会」の下に「、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第十二条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項

中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）及びこれに基づく命令の規定は、地方公共団体の行なう労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に関して適用しない。

（自衛隊法の一部改正）

第十三条　自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「及びじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」を「、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号)」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣臨時代理・労働・自治大臣署名）

法律第百十九号(昭三九・六・三〇)

◎クリーニング業法の一部を改正する法律(衆法)

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

「洗たく物」を「洗たく物」に、「洗たく」を「洗たく」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二条第一項中「使用して」を「使用して、」に改め、「洗たくすること」の下に「(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)」を加え、同条第二項中「営む者」の下に「(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。)」を加え、同条第四項中「を処理するため」を「の処理又は受取及び引渡しのため」に改める。

第三条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

第五条第一項中「営業者」を「クリーニング所を開設しようとする者」に、「設備」を「構造設備」に、「相当の期間内に」を「あらかじめ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（クリーニング所の使用）

第五条の二　営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

第九条第一項中「クリーニング業の従事者」を「営業者及びその使用人で、洗たく物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する者」に改める。

第十四条第一項中「第五条」の下に「、第五条の二」を加える。

第十五条第一号中「届出をしなかつた」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第五条の二の規定に違反してクリーニング所を使用した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する

（経過規定）

2　この法律の施行前にこの法律による改正前のクリーニング業法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定による届出がなされ、この法律の施行の際現に開設されているクリーニング所は、この法律による改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）第五条の二の確認を受けたクリーニング所とみなす。

3　この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定による届出がなされ、この法律の施行の際現に開設されているクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して一年間（洗たく物の受取及び引渡しのみを行なうクリーニング所については、三箇月間）は、新法第三条第三項第五号の規定は、適用しない。ただし、営業者は、新法第三条第三項第五号の規定の趣旨にそうように努めなければならない。

4　この法律の施行の際、新法第二条の規定により新たに営業者に該当することとなる者が現に開設している洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための施設については、この法律の施行の日から起算して一年間（洗たく物の受取及び引渡しのみを行なう施設については、三箇月間）は、新法第三条、第四条及び第五条の二の規定は、適用しない。ただし、営業者は、新法第三条の規定の趣旨にそうように努めなければならない。

5　前項に規定する者に対する同項に規定する施設についての新法第五条第一項の規定の適用については、同条同項中「あらかじめ」とあるのは、「クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十九号)の施行の日から三箇月以内に」と読み替えるものとする。

6　前項の規定により読み替えられた新法第五条第一項の規定による届出をしたときは、当該届出に係るクリーニング所は、附則第四項の期間経過後においては、新法第五条の二の確認を受けたクリーニング所とみなす。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三九・六・三〇）

◎あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（衆法）

（あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正）

第一条　あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律

第一条中「あん摩（マッサージ及び指圧を含む。以下同じ。」を「あん摩、マッサージ若しくは指圧」に、「あん摩師免許」を「あん摩マッサージ指圧師免許」に改める。

第二条第一項中「あん摩」を「あん摩、マッサージ又は指圧」に、「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他省令で定める事項を記載した書類を添附して、省令の定めるところにより、これを文部大臣又は厚生大臣に提出しなければならない。

第一項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他省令で定める事項を変更しようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、文部大臣又は厚生大臣の承認を受けなければならない。

第四条及び第五条中「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

第七条第一項中「あん摩業」を「あん摩業、マッサージ業、指圧業」に改める。

第十一条第一項中「免許証」を「学校又は養成施設の認定の取消しその他認定に関する事項、免許証」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下一部改正法律という。）による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。

第四条、第七条、第八条及び第十条から第十一条の二までの規定は、前項に規定する者について準用する。

第十二条の三　都道府県知事は、前条第一項に規定する者の行なう医業類似行為が衛生上特に害があると認めるとき、又はその者が次の各号の一に掲げる者に該当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。

一　精神病にかかつている者

二　伝染性の疾病にかかつている者であつて、前条第一項に規定する医業類似行為の業務を行なうに適しないもの

三　前条第一項に規定する医業類似行為の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者であつて、同条同項に規定する医業類似行為の業務を行なうに適しないもの

四　素行が著しく不良である者であつて、前条第一項に規定する医業類似行為の業務を行なうに適しないもの

第十三条第一項中「及び第七条第一項第五号に規定する指定」を「、第七条第一項第五号（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する指定及び前条に規定する処分」に、「あん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議会」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会」に改め、同条第三項中「第八条第一項に規定する指示及び第十一条第二項に規定する処分」を「第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する指示並びに第十一条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）及び前条に規定する処分」に、「あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会」に改める。

第十四条第一号中「あん摩」を「あん摩、マッサージ若しくは指圧」に改め、同条第二号中「第五条乃至第七条」を「第五条、第六条、第七条（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号中「第八条第一項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第十一条第一項」及び「同条第二項」の下に「「第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　第十二条の三の規定による業務停止中の者又は同条の規定による禁止処分を受けた者であつて、その業務をしたもの

第十八条中「あん摩術」を「あん摩術、マッサージ術若しくは指圧術」に改める。

第十八条の二第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　当分の間、文部大臣又は厚生大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下視覚障害者という。）以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第一項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。

文部大臣又は厚生大臣は、前項の規定により認定又は承認をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、中央審議会の意見をきかなければならない。

第十九条の二第一項中「前条第一項の規定による届出をした」を「一部改正法律による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていた」に、「昭和三十九年十二月三十一日まで」を「当該届出に係る医業類似行為が指圧であつた場合にあつては昭和四十

二年十二月三十一日まで、当該届出に係る医業類似行為が指圧以外のものであつた場合にあつては昭和三十九年十二月三十一日まで」に、「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師試験」に、「あん摩師免許」を「あん摩マッサージ指圧師免許」に改め、同条第二項中「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師試験」に改める。

第二十条及び第二十一条を削る。

（あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十九条第一項の規定による届出をした」を「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下「一部改正法律」という。）による改正前のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定による届出をしていた」に、「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「旧法」に、「この法律による改正後の」を「一部改正法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（以下「新法」という。）」に、「昭和三十九年十二月三十一日までは」を「当分の間」に改める。

附則第三項中「第十九条第二項及び第三項、第二十条並びに第二十一条」を「新法第十二条の二第二項、第十二条の三、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（あん摩、マッサージ及び指圧についての諮問等）

2　厚生大臣は、あん摩、マッサージ及び指圧の業務内容、業務を行なうことのできる者の免許資格等の事項に関し、すみやかに、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会に諮問し、その審議の結果を参しやくして必要な措置を講じなければならない。

（医業類似行為についての調査等）

3　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会は、この法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条第一項及び第二項に規定する事項のほか、新法第一条に掲げるもの以外の医業類似行為に関する事項に関し、厚生大臣の諮問に応じ、又は自ら調査審議することができる。

4　厚生大臣は、前項の調査審議の結果を参しやくして必要な措置を講じなければならない。

（旧法によるあん摩師免許に関する経過規定）

5　この法律の施行前にこの法律による改正前のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（以下「旧法」という。）の規定によりなされたあん摩師免許は、新法第一条のあん摩マッサージ指圧師免許とみなす。

（旧法によるあん摩師試験に関する経過規定）

6　この法律の施行前に旧法第二条第一項のあん摩師試験に合格した者は、新法第二条第一項のあん摩マッサージ指圧師試験に合格した者とみなす。

（旧法等による処分に関する経過規定）

7　旧法第十九条第二項又は第三項（この法律による改正前のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律附則第三項においてその

例によることとされる場合も含む。）の規定によつてした処分は、それぞれ、新法の相当規定（この法律による改正後のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律附則第三項においてその例によることとされる場合を含む。）によつてした処分とみなす。

（罰則に関する経過規定）

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧法の規定による届出の遅れた者に対する経過規定）

9　旧法の公布の際引き続き三箇月以上、あん摩業、マッサージ業、はり業、きゆう業及び柔道整復業以外の医業類似行為を業としていた者であつて、やむをえない事由により旧法第十九条第一項の規定による届出をすることができなかつたと都道府県知事が認めたものが、この法律の施行の日から六箇月以内に厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、その者は、新法第十二条の二第一項及び第二十九条の二第一項並びにこの法律による改正後のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律附則第二項の規定の適用については、その届出をした日以後は、旧法第十九条第一項の規定による届出をしていた者とみなす。

（厚生省設置法の一部改正）

10　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十九号の二中「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

第十条第四号中「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」に改める。

第二十九条第一項の表中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議会」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会」に、「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」に、「及び同法第七条第一項第五号に規定する指定」を「、同法第七条第一項第五号（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する指定及び同法第十二条の三に規定する処分」に改める。

（生活保護法の一部改正）

11　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」に、「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

第五十五条中「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

（地方税法の一部改正）

12　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第五号中「あん摩、マッサージ又は指圧」を「あん摩、マッサージ又は指圧」に改める。

（文部・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭三九・六・三〇）

◎公衆浴場法の一部を改正する法律（衆法）

公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第六条第一項中「第三条第一項」を「第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項」に改める。

第七条第一項中「第三条第一項」を「第二条第四項の規定により附した条件の遵守若しくは第三条第一項」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五千円」を「一万円」に改め、同条第二号中「前条」を「第七条」に改める。

第九条中「千円」を「二千円」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に第二条第一項の規定によりなされた許可に附された条件は、この法律による改正後の同条第四項の規定により附された条件とみなす。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三九・六・三〇）

◎環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　事業及び適正化規程（第八条―第十四条の八）」を「第二節　事業（第八条―第十四条の十五）」に改める。

第二章第二節の節名中「及び適正化規程」を削る。

第八条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結

第八条第三項中「及び第八号から第十一号まで」を「、第八号から第十号まで及び第十二号」に改め、同条

に次の一項を加える。

5　組合は、次の各号の一に該当する者以外の者（以下「大企業者」という。）（会社及び個人に限る。以下この項及び第十四条の十四第一項において同じ。）が当該組合の地区内において大規模な当該業種に属する営業の開始又は当該営業の大規模な拡大をすることが、急速に当該地区内における当該営業の健全な経営を阻害する事態を生じさせ、又は現に生じている当該事態を悪化させ、適正な衛生措置の確保又は当該営業の経営の維持にはなはだしい支障を生ずるおそれがあるときは、期間を定めて、当該大企業者と、その者が当該営業の開始若しくは拡大を停止し、又はその計画を変更すべき旨の契約（以下「特殊契約」という。）を締結することができる。

一　資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が三百人以下の法人若しくは個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が五十人以下の法人若しくは個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第八条の次に次の二条を加える。

（行政庁への協力）

第八条の二　行政庁は、この法律及び第二条第一項各号に掲げる法律の円滑な実施を図るため、届出又は申請に関する指導、健康診断の実施、広報活動その他これらの法律の施行に関し必要な事項について、組合をして協力させることができる。

（事業者台帳の作成）

第八条の三　組合は、その組合の組合員たる資格を有する者について、厚生省令で定める事項を記載した事業者台帳の作成に努めなければならない。

2　組合の組合員たる資格を有する者は、前項の事業者台帳の作成に協力しなければならない。

第九条第一項及び第二項中「前条」を「第八条」に改める。

第二章第二節中第十四条の八の次に次の七条を加える。

（組合協約の効力）

第十四条の九　第八条第一項第十一号の組合協約（以下「組合協約」という。）は、あらかじめ総会の承認を得て、書面をもつてすることにより、その効力を生ずる。

2　組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3　組合員が組合協約の相手方と締結した契約でその内容が組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

（組合協約の認可等）

第十四条の十　組合が第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関しその組合の組合員たる資格を有する者で組合員でないものと締結する組合協約は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも同様である。

2　厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該組合協約の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　第八条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること。

二　利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

三　その組合協約によりその相手方が遵守すべきこ

ととなる事項が組合員が適正化規程により遵守すべき事項と同一でないこと。

3　第九条第三項の規定は第一項の認可の申請があつた場合について、第十条の規定は同項の認可があつた組合協約及びこれに基づいて行なう行為について、第十一条及び第十二条の規定は同項の認可があつた組合協約について、第十三条の規定は同項の認可又はこの項において準用する第十一条の規定による命令若しくは認可の取消しについて準用する。この場合において、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第九条第二項各号」とあるのは、「第十四条の十第二項各号」と読み替えるものとする。

（組合協約に関する交渉の応諾）

第十四条の十一　組合の組合員たる資格を有する者で組合員でないもののうち、当該業種に属する営業について常時使用する従業員（政令で定める業種にあつては、当該業種に属する営業を営む者の当該営業に係る業務を取次店その他の名称で取り扱う者又はその者が常時使用する従業員で、当該業務に従事するものを含む。）の数が三十人（政令で定める業種にあつては、業種ごとに政令で定める員数）をこえるものは、組合の代表者（その組合が会員となつている環境衛生同業組合連合会の代表者でその組合から委任を受けたものを含む。以下同じ。）が、政令の定めるとこにより、適正化規程又はその案を示してその適正化規程による第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関し組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

2　組合の組合員と取引関係がある事業者のうち大企業者である者は、政令の定めるところにより、その取引条件について、組合の代表者が組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その交渉に応ずるものとする。

3　前項の規定は、同項に規定する事業者の事業活動を不当に拘束するような申出を認める趣旨のものと解釈してはならない。

（組合協約に関するあつせん）

第十四条の十二　組合の代表者が第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約の締結に関し相手方に交渉をしたい旨を申し出た場合において、その交渉の当事者の双方又は一方から申出があつたときは、厚生大臣は、同項第一号に規定する事態を克服するため特に必要があると認めるときは、すみやかに、その組合協約の締結に関しあつせんを行なうものとする。

（特殊契約の認可等）

第十四条の十三　特殊契約は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも同様である。

2　厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該特殊契約が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　第八条第五項の事態でない場合に締結するものであること。

二　第八条第五項の事態に対処して組合員が経営の合理化を円滑に行なうための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること。

三　利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

3　第九条第三項の規定は第一項の認可の申請があつた場合について、第十条の規定は同項の認可があつた特殊契約及びこれに基づいて行なう行為について、第十一条及び第十二条の規定は同項の認可があつた特殊契約について、第十三条の規定は同項の認可又はこの項において準用する第十一条の規定による命令若しくは認可の取消しについて準用する。この場合において、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第九条第二項各号」とあるのは、「第十四条の十三第二項各号」と読み替えるものとする。

（特殊契約に関する交渉の応諾）

第十四条の十四　大企業者は、組合の代表者が、政令の定めるところにより、特殊契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

2　組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき、総会の承認を得なければならない。

（特殊契約に関するあつせん及び調停）

第十四条の十五　組合の代表者が前条第一項の申出をした場合において、その交渉の当事者の双方又は一方から申出があつたときは、厚生大臣は、第八条第五項の事態を克服するため特に必要があると認めるときは、すみやかに、その特殊契約の締結に関しあつせん又は調停を行なうものとする。

2　厚生大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、当該調停案を理由を附して公表することができる。

第四十七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　特殊契約の締結に係る第十四条の十四第二項の承認

第五十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　会員たる組合の行なう第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約及び会員たる組合の組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結

第五十六条中「第四項まで」を「第五項まで、第八条の二」に、「第十四条の八まで」を「第十四条の十五まで」に、「及び第八号から第十一号まで」を「、第八号から第十号まで及び第十二号」に、「及び第六号から第十号まで」を「、第六号から第九号まで及び第十一号」に改め、「「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」と」の下に「、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十四条第十号」と、同条第二項及び第三項中「組合員」とあるのは「会員たる組合及びその組合員」と、第十四条の十第一項中「その組合の組合員」とあり、同条同項及び同条第二項第三号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第十四条の十一第一項中「組合の組合員」とあり、又は「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、同条第二項中「組合の組合員」とあるのは「会員たる組合又はその組合員」と、第十四条の十三第二項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と」を加える。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2　厚生大臣は、前項の申出があつたときは、遅滞なく、同項の勧告をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

第五十七条に次の一項を加える。

4　前条第二項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

第五十八条第三項及び第六十三条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二第一項」に改める。

第六十四条第二項中「第五十六条の二」を「第五十六条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業近代化資金助成法の一部改正）

2　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の四中「環境衛生同業組合」の下に「又は環境衛生同業組合連合会」を、「第八条第一項第六号」の下に「又は第五十四条第四号」を加える。

（厚生・通商産業大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三九・六・三〇）

◎公認会計士特例試験等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者に関する制度の整備に資するため、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）に規定する公認会計士試験の特例として行なう公認会計士試験（以下「公認会計士特例試験」という。）その他その制度の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施期間）

第二条　公認会計士特例試験は、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、五回を限り、大蔵大臣の定める時期に行なう。

（受験資格）

第三条　公認会計士特例試験は、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けている者又は当該計理士名簿への登録を受ける資格を有する者でなければ受けることができない。

（試験科目）

第四条　公認会計士特例試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計監査、会計実務（税に関する実務を含む。）、商法及び論文について、筆記の方法により行なう。

（合格の決定）

第五条　公認会計士特例試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定めるほか、当該特例試験を受けた者が計理士の職にあつた年数をしんしやくして定めることができる。

2　前項の規定による年数のしんしやくの方法は、政令で定める。

（合格者の資格等）

第六条　公認会計士特例試験に合格した者は、公認会計士法第五条第三項の規定にかかわらず、公認会計士となる資格を取得するものとする。

2　公認会計士特例試験に合格した者には、その試験に合格したことを証する証書を授与する。

（受験手数料）

第七条　公認会計士特例試験を受けようとする者は、受験手数料として、千円を納付しなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、公認会計士特例試験を受けなかつた場合にも、還付しない。

（試験の執行）

第八条　公認会計士特例試験は、公認会計士審査会が行なう。

（試験委員）

第九条　公認会計士審査会に、公認会計士特例試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、臨時に、試験委員八人以内を置く。

2　試験委員は、公認会計士特例試験を行なうについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その試験が終つたときは退任する。

（合格の取消し等）

第十条　公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士特例試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年九月以内の期間を定めて公認会計士特例試験を受けることができないものとすることができる。

（試験の細目）

第十一条　この法律に定めるもののほか、公認会計士特例試験の実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（税理士となる資格の付与）

第十二条　昭和三十九年四月一日において、大蔵省の備える計理士名簿に登録を受け、かつ、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法（昭和二年法律第三十一号）第一条に規定する業務を営んでいる者のうち、政令で定める要件に該当することにつき、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けたものは、同法第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を取得するものとする。

2　前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（公認会計士法の一部改正）

第二条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条第一項中「これを」を「筆記の方法により」に改める。

第十条中「について、これを」を「及び論文について、筆記及び口述の方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

2　口述試験は、次条の規定により実務補習を受け、及び第二条第二項の業務について公認会計士を補助し、又は財務に関する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験において政令で定める基準以上の成績を得た者について行なう。

3　筆記試験において前項に規定する基準をこえる政令で定める基準以上の成績を得た者については、その申請により、その後行なわれる四回の筆

めて公認会計士特例試験を受けることができないものとすることができる。

（試験の細目）

第十一条　この法律に定めるもののほか、公認会計士特例試験の実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（税理士となる資格の付与）

第十二条　昭和三十九年四月一日において、大蔵省の備える計理士名簿に登録を受け、かつ、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法（昭和二年法律第三十一号）第一条に規定する業務を営んでいる者のうち、政令で定める要件に該当することにつき、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けたものは、同法第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を取得するものとする。

2　前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（公認会計士法の一部改正）

第二条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条第一項中「これを」を「筆記の方法により」に改める。

第十条中「について、これを」を「及び論文について、筆記及び口述の方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

2　口述試験は、次条の規定により実務補習を受け、及び第二条第二項の業務について公認会計士を補助し、又は財務に関する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験において政令で定める基準以上の成績を得た者について行なう。

3　筆記試験において前項に規定する基準をこえる政令で定める基準以上の成績を得た者については、その申請により、その後行なわれる四回の筆

記試験を免除する。

第三十五条中「第五十七条に規定する検定」を「公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第百二十三号）に規定する公認会計士特例試験」に改める。

第三十八条第一項中「及び第五十七条に規定する検定」を削り、同条第二項中「又は検定」を削る。

第五十七条から第五十九条までを次のように改める。

第五十七条から第五十九条まで　削除

第六十条第一項中「第五十七条第二項各号」を「公認会計士特例試験等に関する法律による改正前の第五十七条第二項各号」に、「者に対しては、検定を免除する。」を「者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。」に改め、同条第二項を削る。

（検定合格者の経過措置）

第三条　改正前の公認会計士法第五十七条の規定により検定に合格した者の資格については、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第四条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表公認会計士審査会の項中「第三次試験の受験資格についての検定」を「公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第百二十三号）に規定する公認会計士特例試験等に関する公認会計士特例試験」に改める。

第五条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

（公認会計士法の一部改正）

第三十五条中「、外国公認会計士及び計理士」を「及び外国公認会計士」に改める。

第六十三条及び第六十四条を次のように改める。

第六十三条及び第六十四条　削除

（罰則に係る経過措置）

第六条　前条の規定の施行日前にした行為で、改正前の公認会計士法第六十三条の規定に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三九・六・三〇）

◎刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の次に次の一条を加える。

第二百二十五条ノ二　近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百三十七条第一項中「前三条」を「第二百二十四条、第二百二十五条又ハ前条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幇助スル目的ヲ以テ被拐取者ヲ収受若クハ蔵匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十七条に第四項として次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ目的ヲ以テ被拐取者ヲ収受シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取者ヲ収受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百二十八条中「本章」を「第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十六条並ニ前条第一項乃至第三項及ビ第四項前段」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二百二十八条ノ二　第二百二十五条ノ二又ハ第二百二十七条第二項若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減軽ス

第二百二十八条ノ三　第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減軽又ハ免除ス

第二百二十九条中「第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ幇助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪」を「第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及ビ此等ノ罪ヲ幇助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪、同条第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為については、この法律による改正後の刑法第二百二十八条ノ二及び第二百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭三九・六・三〇）

◎昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨及び当該期間内における長期にわたる高温（以下「長雨等」という。）による麦等の農作物の被害が広範かつ大規模であつて、その国民経済及び民生に及ぼす影響が著しいことにかんがみ、これに対処する措置として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「法」という。）の適用の特例について規定するものとする。

（法の特例）

第二条　長雨等が法第二条第一項の規定により同項の天災として指定された場合における長雨等についての法の適用については、法第二条第二項中「又は天災による果樹」とあるのは「、天災による果樹」と、「（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨」とあるのは「（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨又は天災による麦その他の政令で定める農作物の減収による損失額の合計が平年における当該農作物（四月から五月上旬までの期間に栽培されるものに限る。）による収入額の合計の百分の八十（開拓者にあつては百分の七十）以上である旨の市町村長の認定を受けたものにあつては百分の五十（開拓者にあつては百分の四十）以上）である旨」とし、同条第四項第二号中「期限以内のものであること」とあるのは「期限以内のものであり、かつ、特別被害地域内において農業を営む特別被害農業者に貸し付けられる場合にあつては、その償還期限内において、据置期間が、六月以上一年以内のものであること」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三九・七・一）

◎総理府設置法等の一部を改正する法律

（総理府設置法の一部改正）

第一条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「恩給、統計及び栄典」を「栄典、恩給及び統計」に改める。

第四条第十四号中「授与する」を「伝達する」に改める。

第五条第一項中「三局」を「四局」に、「恩給局」を「賞勲局　恩給局」に改め、同条第二項中「大臣官房に、賞勲部を置き、」を削る。

第六条第一項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（賞勲局の事務）

第六条の二　賞勲局においては、左の事務をつかさどる。

一　栄典制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

二　勲位、勲章に関すること。

三　褒章に関すること。

四　記章その他の賞件に関すること。

五　外国の勲章、記章の受領及び着用に関すること。

第十五条第一項の表産業災害防止対策審議会の項中「内閣総理大臣」の下に「又は関係各大臣」を加え、同表中港湾労働等対策審議会の項、交通基本問題調査会の項及び補助金等合理化審議会の項を削り、中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産問題に関する重要事項を調査審議すること。
住民台帳制度合理化調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて市町村（特別区を含む。）における住民に関する台帳に関する諸制度を合理化するための基本的事項を調査審議すること。

第二十三条中「三千八百三十六人」を「三千九百七十四人」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、産業災害防止対策審議会及び住民台帳制度合理化調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第五項を削り、附則第六項中「当分の間」を「昭和三十九年九月三十日までの間は」に改め、「及び前項」を削り、「二十人」を「三人」に改め、同項を附則第七項とし、附則第七項を附則第六項とする。

（科学技術会議設置法の一部改正）

第二条　科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（諮問等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　会議は、必要があると認めるときは、前項の諮問に対し答申を行なつた後においても、当該諮問があつた事項に関し、さらに内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

第三条の見出しを「（答申等の尊重）」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、「答申」の下に「又は同条第二項の意見の申出」を加える。

（同和対策審議会設置法の一部改正）

第三条　同和対策審議会設置法（昭和三十五年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「四年」を「五年」に改める。

（宮内庁法の一部改正）

第四条　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「一、一九二人」を「一、一九四人」に、「一、二一四人」を「一、二一六人」に改める。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第五条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十七人」を「十八人」に、同条第三項第二号中「六人」を「七人」に改める。

第十条中「千六百六十四人」を「千六百六十七人」に改める。

（北海道開発法の一部改正）

第六条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万一千七百二十七人」を「一万一千七百六十八人」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第七条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第十四条第一項の表中地域経済問題調査会の項を削る。

第十五条中「五百七十八人」を「五百八十人」に改める。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第八条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター」の下に「及び宇宙開発推進本部」を加える。

第十六条中「国立防災科学技術センター」を「国立宇宙防災科学技術センター」に改める。

第二十条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　内閣総理大臣は、国立防災科学技術センターの事務を分掌させるため、所要の地に国立防災科学技術センターの支所を設けることができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（宇宙開発推進本部）

第二十条の二　宇宙開発推進本部は、宇宙の利用を総合的かつ効率的に推進するため次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　特に開発する必要があるロケット及び人工衛星（これらに装備し、又はとう載する機器を含む。以下同じ。）であつて、関係行政機関が重複して開発することが、多額の経費を要するため、適当でないと認められるものを開発するため必要な設計及び試作を行なうこと。

二　前号の試作に係るロケット及び人工衛星の打上げ及び追跡を行なうこと。

三　第一号の設計及び試作並びに前号の打上げ及び追跡に附帯する研究及び試験を自ら又は委託して行なうこと。

2　宇宙開発推進本部は、東京都に置く。

3　宇宙開発推進本部の内部組織は、総理府令で定める。

第二十四条中「千七百五人」を「千八百十四人」に改める。

（内閣法の一部改正）

第九条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「七十一人」を「七十九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条中科学技術庁設置法第七条の二及び第十六条の改正規定並びに同法第二十条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

2　第一条中総理府設置法第二十三条の改正規定及び同法附則第六項の改正規定（「二十人」を「三人」に改める部分に限る。）、第五条中行政管理庁設置法第十条の改正規定並びに第八条中科学技術庁設置法第二十四条の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

（産業災害防止対策審議会の設置）

3　産業災害防止対策審議会は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日に新たに置かれるものとする。

（自治省設置法の一部改正）

4　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五　住民台帳制度合理化調査会の庶務に関すること。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

5　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「三局」を「四局」に、「四局」を「五局」に改め、「大臣官房に賞勲部を、」を削り、「第六条の次」を「第六条の二の次」に、「第六条の二」を「第六条の三」に、「、「三千八百三十六人」を「四千四十二人」に」を「、「三千九百七十四人」を「四千百八十人」に」に改め、「附則第五項中「三千八百三十六人」を「四千四十二人」に、「三千九百六十一人」を「四千百六十七人」に改める。」を削る。

（内閣総理・自治大臣署名）

法律第百二十七号（昭三九・七・一）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号から第十九号までを削り、第二十号を第十四号とし、第二十一号の二を第十五号とし、第二十一号の二を第十七号とし、第二十一号の三を第十八号とし、第二十一号の四を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十二号の二を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の二を第二十七号とし、第五十一号の三の次に次の六号を加える。

五十一の四　区域を定めて国立公園及び国定公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。

五十一の五　国立公園の公園計画及び公園事業並びに国定公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その他の者に執行させること。

五十一の六　国立公園及び国定公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定すること。

五十一の七　国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分に違反した者に対し原状回復等を命ずること。

五十一の八　温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

五十一の九　指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。

第六条第一項中「九局」を「十局」に、「薬務局」を「薬務局国立公園局」に、「児童局」を「児童家庭局」に改め、同条第二項中「及び国立公園部」を削る。

第八条第一項中第十五号から第二十号までを削り、第二十一号を第十五号とし、同条第三項を削る。

第九条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二　ばい煙の排出の規制その他環境衛生に係る公害の防止に関すること。

第十一条の次に次の一条を加える。

（国立公園局の事務）

第十一条の二　国立公園局においては、次の事務をつかさどる。

一　自然公園を保護し、国立公園及び国定公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

二　国立公園及び国定公園並びに温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

三　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑を維持管理すること。

四　景勝地及び休養地に関し、国民厚生のため調査を行ない、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

五　国民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行ない、その整備改善を図ること。

六　温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

第十三条（見出しを含む。）中「児童局」を「児童家庭局」に改め、同条第十二号中「児童」の下に「、児童のある家庭」を加える。

第二十九条第一項の表中「医療制度調査会」「医療に関する制度及びこれに関連する基本的事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。」及び「自然公園審議会」「厚生大臣の諮問に応じて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。」を削り、「薬剤師試験審議会」「厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。」を「薬剤師試験審議会」「厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。」に「自然公園審議会」「厚生大臣の諮問に応じて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

第三十八条の表中「四九、五二〇人」を「四九、八七二人」に、「五六九人」を「五八五人」に、「五〇、〇八九人」を「五〇、四五七人」に改める。

附則第四項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭三九・七・一）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二　委託に基づき、林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行なうこと。

第十七条中「食糧研究所」を「食糧研究所　植物ウイルス研究所」に改める。

第十八条の六中第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、農林大臣は、農業土木試験場に、その施設の効率的な利用を図るため、水産土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なわせることができる。

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

（植物ウイルス研究所）

第二十二条の四　植物ウイルス研究所は、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病に関する基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2　植物ウイルス研究所は、千葉県に置く。

3　植物ウイルス研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十五条第一項中「油脂の検査」の下に「（輸入に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の依頼による検査を含む。）」を加え、同条第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第二十七条第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第三十一条第二項の表中「八岳馬鈴薯原原種農場」「長野県」を「八岳馬鈴薯原原種農場」「長野県　雲仙馬鈴薯原原種農場」「長崎県」に改める。

第三十四条第一項の表中農山漁村振興対策中央審議会の部を削る。

第四十八条第三号の二及び第三号の三を削る。

第四十九条第二号を次のように改める。

二　主要食糧の輸出入の調整を行なうこと。

第四十九条第三号中「並びに輸入飼料たる麦類の売渡」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

四　輸入飼料の買入れ及び売渡しを行なうこと。

第五十条第一号中「主要食糧、」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「飲食料品」を「主要食糧の流通及び加工並びに飲食料品」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　農産物等、国内産糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第二項の国内産糖をいう。）、国内産ぶどう糖（同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。）及び沖縄産糖（沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第四項の沖縄産糖をいう。）の買入れ及び売渡しに関すること。

第五十条第五号を削り、同条第六号中「（第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。）」を削り、同号を同条第五号とする。

第五十一条第三項中「愛知県」を「東京都」に改め、同条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同

条第三項の次に次の一項を加える。

4　農林大臣は、食糧管理講習所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧管理講習所の支所を設けることができる。

第六十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十七条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十九条の三　営林局の附属機関として、国有林野管理審議会を置く。

2　国有林野管理審議会は、営林局長の諮問に応じ、国有林野の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を営林局長に建議することを目的とする機関とする。

3　国有林野管理審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第七十五条の二　水産庁に次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十一条中「日光養魚場」を削る。

第八十三条　削除

第八十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、二八五人
食糧庁	二八、九三〇人
林野庁	一、〇七六人
水産庁	一、八〇三人
合計	六二、〇九四人

附　則

1　この法律は、第十七条の改正規定及び第二十二条の三の次に一条を加える改正規定を除き、公布の日から施行し、第十七条の改正規定及び第二十二条の三の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

2　食糧庁及び林野庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

食糧庁	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで	八人
	昭和三十九年七月一日から同年九月三十日まで	四人
林野庁	昭和三十九年四月一日から同年九月三十日まで	一人

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭三九・七・一）

◎母子福祉法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　福祉の措置（第十条―第十九条）
第三章　母子福祉施設（第二十条―第二十二条）
第四章　雑則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条　すべて母子家庭には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉を増進する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉に関係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第四条　母子家庭の母は、みずからすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。

（定義）

第五条　この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2　この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3　この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

（児童福祉審議会の権限）

第六条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条に規定する児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町

村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（母子相談員）

第七条　都道府県に母子相談員を置く。

2　母子相談員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行なう等母子家庭の福祉の増進に努めるものとする。

3　母子相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母子相談員の職務を行なうに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、都道府県知事が任命する。

4　母子相談員は、非常勤とする。ただし、第二項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

（福祉事務所）

第八条　福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行なうものとする。

一　母子家庭の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二　母子家庭の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと、並びにこれらに附随する業務を行なうこと。

（児童委員の協力）

第九条　児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子相談員の行なう職務に協力するものとする。

第二章　福祉の措置

（資金の貸付け）

第十条　都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二　配偶者のない女子が扶養している児童の修学（これに引き続く実地修練を含む。）に必要な資金

三　配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子又はその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2　都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの規間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行なうことができる。

3　都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（二十歳以上である者を含む。）がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行なうことができる。

（母子福祉団体に対する貸付け）

第十一条　都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるものに対し、当該事業につき、前条第一

項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

（償還の免除）

第十二条　都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合はこの限りでない。

（特別会計）

第十三条　都道府県は、この法律による貸付金の貸付けを行なうについては、特別会計を設けなければならない。

2　前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金、貸付金の償還金（当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。）及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

3　前項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、前項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

（国の貸付け）

第十四条　国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2　都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。

一　前項の規定による国からの借入金の総額

二　前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3　第一項の規定による貸付けの手続に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（政令への委任）

第十五条　第十条から第十三条までに定めるもののほか、貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他貸付金に関して必要な事項は、政令で定める。

（売店等の設置の許可）

第十六条　国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行なうために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2　前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行ない、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

（専売品販売の許可）

第十七条　日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

（公営住宅の供給に関する特別の配慮）

第十八条　地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅の供給を行なう場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（母子家庭の母及び児童の雇用に関する協力）

第十九条　母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関及び公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

第三章　母子福祉施設

（母子福祉施設）

第二十条　都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる。

（施設の種類）

第二十一条　母子福祉施設の種類は、次のとおりとする。

一　母子福祉センター

二　母子休養ホーム

2　母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行なう等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3　母子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

（施設の設置）

第二十二条　市町村、社会福祉法人その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、社会福祉事業法の定めるところによらなければならない。

第四章　雑則

（大都市の特例）

第二十三条　この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

（母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止）

第二条　母子福祉金の貸付等に関する法律（昭和二十

七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　都道府県は、当分の間、旧法第二条第二項に規定する父母のない児童に対して、第十条の規定の例により、同条に規定する資金で児童の福祉の増進のために必要なものを貸し付けることができる。

2　前項の規定により貸し付ける資金は、第十条の規定により貸し付ける資金とみなす。

第四条　この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。次条において同じ。）の施行前に旧法第三条又は第三条の二の規定により貸し付けられた資金は、第十条又は第十一条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

第五条　この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定による母子相談員である者は、この法律の規定による母子相談員となるものとする。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号の八中「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を「母子福祉法」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号を次のように改める。

六　母子家庭の福祉に関する事務

（厚生省設置法の一部改正）

第八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六号を次のように改める。

六　福祉に欠ける母子の福祉を図ること。

第二十九条第一項の表中児童福祉審議会の項中「妊産婦」の下に「並びに母子家庭」を加える。

（社会福祉事業法の一部改正）

第九条　社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「、母子福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）」を加える。

第二条第三項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二　母子福祉法にいう母子福祉施設を経営する事業

第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「児童福祉法」の下に「、母子福祉法」を加える。

（入場税法の一部改正）

第十条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

一一　母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による母子福祉施設（この表において「母子福祉施設」という。）を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「児童福祉施設」の下に「、母子福祉施設」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「母子福祉資金に関する」を「母子福祉法による」に改め、同条第一項中「母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第

法律第百三十号（昭三九・七・一）

◎国有財産法の一部を改正する法律

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「必要」を「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要」に改め、「閣議の決定を経て、」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　大蔵大臣は、前項の規定により措置を求めたときは、各省各庁の長に対し、その執つた措置についてその報告を求めることができる。

3　大蔵大臣は、前項の報告を求めた場合において、必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、各省各庁の長に対し、その所管する国有財産について、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な指示をすることができる。

第十一条の二を削る。

第十三条第一項中「三百万円」を「三千万円」に、「三千万円」を「三億円」に改め、同条第二項中「目的で」の下に「寄附若しくは交換により」を加え、「三百万円」を「三千万円」に、「その取得し」を「その寄附若しくは交換により取得し」に、「三千万円」を「三億円」に改める。

第十四条第七号中「行政財産を」を削り、「使用させ、又は収益させ」を「行政財産の使用又は収益の許可をし」に改め、同条に次の一号を加える。

八　特別会計に属する普通財産である土地又は建物を貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ若しくは収益させ、又は当該土地又は建物の売払いをしようとするとき。

第十八条中「、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外」を削り、同条に次の四項を加える。

2　前項の規定に違反する行為は、無効とする。

3　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

4　地方公共団体又は特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるものが行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合においては、当該地方公共団体又は法人に前項の許可に係る行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

5　第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、適用しない。

第十九条中「行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において」を「前条第三項の許可をして行政財産の」に改める。

第二十二条第一項第一号中「じんあい焼却場」を「ごみ処理施設、屎尿処理施設」に改め、同項に次の一号を加える。

三　公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。

第二十八条第四号中「じんあい焼却場」を「ごみ処理施設、屎尿処理施設」に改める。

第二十九条中「一定の用途に供させる目的をもつて」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の国有財産法第十八条の規定に基づいてされている行政財産の使用又は収益については、なお従前の例による。

3　国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「貸し付け」を「その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させる場合には、国有財産法第二十一条から第二十五条までの規定を準用する。

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により国有林野を使用させる場合には、国有財産法第二十三条から第二十五条までの規定を準用する。

4　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「同法第二十九条」を「同法第二十九条本文」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭三九・七・一）

◎東海北陸自動車道建設法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、東海地方と北陸地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条　前条に規定する自動車道（以下「東海北陸自動車道」という。）の予定路線は、別に法律で定める。

2　政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を一宮市、終点を砺波市附近とし、主たる経過地を関市附近及び岐阜県大野郡荘川村附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき東海北陸自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道路建設審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、決定しなければならない。

（基本計画）

第三条　内閣総理大臣は、東海北陸自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

（基礎調査）

第四条　政府は、東海北陸自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「東海北陸自動車道」とは、東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十一号）第二条第一項に規定する東海北陸自動車道をいう。

第三条第一項中「及び関越自動車道」を「、関越自動車道及び東海北陸自動車道」に改める。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　東海北陸自動車道の予定路線を指定したものでその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中、「第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改める。

第五条第一項中、「第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」の下に「、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「、第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改める。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第百五十八号）」を「、関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第百五十八号）及び東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十一号）」に改める。

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

法律第百三十二号（昭三九・七・二）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

| | | |

8　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	
第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
神奈川県	
第一区	五人
大阪府	
第二区	五人
第五区	四人
兵庫県	
第一区	四人

9　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域（大島郡三島村及び十島村の区域を除く。）をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

10　前項の選挙区において行なわれる衆議院議員の選挙に関しこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の定めをすることができる。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　衆議院議員の定数は、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

附　則

1　この法律は、次の総選挙から施行する。

2　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十三号（昭三九・七・二）

◎国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律

第一条第一項中「職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員という。）」を「職員のうち、内閣総理大臣が定める日（以下「基準日」という。）において北海道その他寒冷の地域で内閣総理大臣が定めるもの（以下「寒冷地」という。）に在勤し、常時勤務に服する職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）」に改め、「法律第九十五号」の下に「。以下「一般職給与法」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

基準日から引き続き在職する職員で内閣総理大臣が定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなつたもの（内閣総理大臣が定める職員を除く。）に対しても、同様とする。

第一条第二項及び第三項を削る。

第二条を次のように改める。

第二条　北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
甲地	二七、二〇〇円	一八、一四〇円	九、〇七〇円
乙地	二五、〇〇〇円	一六、六七〇円	八、三四〇円
丙地	二三、三〇〇円	一五、五四〇円	七、七七〇円

2　北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては八千六百円（扶養親族のない職員にあつては、五千七百四十円）、その他の職員にあつては二千八百七十円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

3　北海道及び前項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額とする。

4　前三項に規定する定率額は、基準日における職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に百分の八十五以内で地域ごとに内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

5　前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定による額に内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

6　北海道及び第二項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があつた場合においては、内閣総理大臣が定める当該豪雪に係る地域に内閣総理大臣が定める期間内に在勤する職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）で前条の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、二千五百円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

7　前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員が内閣総理大臣が定める期間内に、寒冷地手当の額の異なる地域に異動し、又は寒冷地以外の地域に異動した場合には、当該職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）に、その異動した地域に在勤する職員が受ける寒冷地手当の額等を考慮して内閣総理大臣が定める額を支給し、又は返納させるものとする。

8　第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　寒冷地手当は、一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員にも支給する。

2　一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第三項まで、第五項及び

第六項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第三条第一項中「前条」を「前二条」に、「支給地域並びに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給額、支給期間」を「支給日」に改め、同条第二項中「第一条第三項、第二条第二項及び第四項」を「第一条、第二条第二項及び第四項から第七項まで」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 この法律の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員に準用する。この場合において、第二条の二第一項中「一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律二百六十六号）第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第三条第二項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、次の各号に定めるところによるものとする。

一　第一条中「内閣総理大臣が定める日」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間内」と、「常時勤務に服する職員」とあるのは「常時勤務に服する職員及び寒冷地に防衛庁長官の定める定け港を有する船舶に乗り組む職員」と読み替え、寒冷地手当は、第二条第六項の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に、第二条第一項から第三項まで及び第二条の二第二項による額の範囲内で内閣総理大臣が定める額を分割して支給する。

二　政令で定める自衛官については、第二条第一項及び第二項の規定による加算は行なわない。

三　第二条第一項、第二項及び第四項中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替える。

四　第二条第四項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは、「職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額）の合計額」と読み替える。

五　第二条第六項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員で政令で定める自衛官以外の職員」と読み替える。

別表の標題を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

3　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「、石炭手当及び薪炭手当」を削る。

4　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、石炭手当及び薪炭手当」を削る。

5　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

6　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

7　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

8　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「「人事院」」を「「人事院」又は「内閣総理大臣」」に改め、第四号を次のように改める。

四　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）

9　防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「、石炭手当及び薪炭手当」を削る。

10　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号を次のように改める。

二　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

11　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条中「「人事院」は「内閣総理大臣」に、」を削り、「、第二条の二」を加え、本則第四号中「第四条」を「第三条第二項及び第四条」に改める」を「、第二条の二」を加える」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

うに改正する。

第四条第五項中「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」を「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に改める。

法律第百三十四号（昭三九・七・二）

◎重度精神薄弱児扶養手当法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　重度精神薄弱児扶養手当の支給（第四条―第十六条）
第三章　不服申立て（第十七条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、国が、重度精神薄弱児について重度精神薄弱児扶養手当を支給することにより、重度精神薄弱児の福祉の増進を図ることを目的とする。

（重度精神薄弱児扶養手当の趣旨）

第二条　重度精神薄弱児扶養手当は、重度精神薄弱児の生活の向上に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（用語の定義）

第三条　この法律において「重度精神薄弱児」とは、二十歳未満であつて、精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者をいう。

2　この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付

四　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付

六　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく年金たる給付

八　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく年金たる給付

九　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく年金たる給付

十　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく年金たる給付

十一　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第百七十号）に基づく年金たる給付

十二　執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

十三　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十四　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付（遺族給与金を含む。）

十五　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十六項に規定する手当を含む。）

十六　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が当該重度精神薄弱児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章　重度精神薄弱児扶養手当の支給

（支給要件）

第四条　国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育するとき（その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）は、その父若しくは母又はその養育者に対し、重度精神薄弱児扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　前項の場合において、当該重度精神薄弱児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該重度精神薄弱児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児を介護する者）に支給するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、手当は、重度精神薄弱児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該重度精神薄弱児については、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四　父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができる場合、父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母若しくは父の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五　公的年金給付の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつているとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

4　第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　国民年金法に基づく障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童扶養手当以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

（手当額）

第五条　手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、千円に、前条に定める支給要件に該当する父若しくは母又は養育者が監護し又は養育する同条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児の数を乗じて得た額とする。

（認定）

第六条　手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給の制限）

第七条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において二十万円（その者が前年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童（重度精神薄弱児を除く。以下「児童」という。）の生計を維持したとき

は、二十万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第八条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一　扶養親族等がない場合　所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二　扶養親族等が一人である場合　前号の額に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三　扶養親族等が二人以上である場合　前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

第九条　父又は母に対する手当は、その父又は母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父又は母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一　扶養親族等がない場合　給与所得の収入金額四十万円につき所得税法第九条第一項の規定により計算した額

二　扶養親族等が一人である場合　給与所得の収入金額四十万円に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第三号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を加算した額

三　扶養親族等が二人以上である場合　給与所得の収入金額四十万円に次に掲げる額を加算した額につき所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した額

イ　所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

ロ　扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法条十一条の十第一項第一号イに規定する控除額と同号ロに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

第十条　養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条各号の規定により計算した額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、第七条から前条

までの規定を適用しない。

2　前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一　当該被災者が損害を受けた年において二十万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童の生計を維持したときは、二十万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。　当該被災者に支給された手当

二　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第八条各号の規定の例により計算した額をこえること。　当該被災者の配偶者に支給された手当

三　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第九条各号の規定の例により計算した額をこえること。　当該被災者の配偶者に支給された手当

第十二条　第七条から第十条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

2　第八条から第十条までの規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第十三条　手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十四条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二　受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十四条第二項の規定による当該職員の判定を拒んだとき。

三　受給資格者が、当該重度精神薄弱児の監護又は養育を著しく怠つているとき。

第十四条　手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支給を一時差しとめることができる。

（未支払の手当）

第十五条　手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第四条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児にその未支払の手当を支払うことができる。

（児童扶養手当法の準用）

第十六条　児童扶養手当法第七条及び第八条の規定は、手当の支給について準用する。この場合において、同法第八条第一項及び第三項中「児童」とあるのは、「重度精神薄弱児」と読み替えるものとする。

第三章　不服申立て

（異議申立て）

第十七条　都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

（決定又は裁決をすべき期間）

第十八条　都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2　異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、

（戸籍事項の無料証明）

第二十二条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事又は当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者に対して、当該市町村の監護し若しくは養育する重度精神薄弱児の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（届出）

第二十三条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（調査）

第二十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、手当の支給が行なわれる重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の判定をさせることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は判定を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第二十五条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該重度精神薄弱児又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該重度精神薄弱児若しくは当該重度精神薄弱児がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつている公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（手当の支払）

第二十六条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

（児童扶養手当法の準用）

第二十七条 児童扶養手当法第二十二条から第二十六条まで及び第三十一条の規定は、手当に関する時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、期間の計算及び支払の調整について準用する。この場合において、同法第三十一条中「第十三条第二項」とあるのは、「重度精神薄弱児扶養手当法第十一条第二項」と読み替えるものとする。

（実施命令）

第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

（事務の委任）

第二十九条 手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

（罰則）

第三十条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第三十一条 第二十三条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十九年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（認定の請求に関する経過措置）

2 昭和三十九年九月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができる。

（手当の支給に関する経過措置）

3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年九月から始める。

4 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十九年十月三十一日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年十一月三十日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同年九月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十八年分の所得につき、第八条から第十条までの規定を適用する場合においては、第八条及び

第九条（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第十一条の九」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の所得税法第十一条の八」と、「所得税法第十一条の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の所得税法第十一条の九」と、それぞれ読み替えるものとし、昭和三十九年の所得につき、第九条（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第九条第三号ロ中「同号ロに規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

6　第九条第二号（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。

（地方財政法の一部改正）

7　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び児童扶養手当」を「、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）を施行すること。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・郵政・自治大臣署名）

法律第百三十五号（昭三九・七・二）

◎民事訴訟法の一部を改正する法律

民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中「第五編　督促手続」を「第五編　第五編ノ督促手続」に改める。

二　手形訴訟及小切手訴訟ニ関スル特則」に改める。

「書記」及び「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求ヲ目的トスル訴ハ手形又ハ小切手ノ支払地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第二十一条中「第五条又ハ第七条乃至」を削る。

第二十七条中「、第七条」を削る。

第五十条第二項に後段として次のように加える。

第四百五十二条（第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意亦同ジ

第八十一条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第四百五十二条（第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意

第百九十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ関スル判決ニ付テハ裁判所ハ職権ヲ以テ担保ヲ供セズシテ仮執行ヲ為スコトヲ得ベキコトヲ宣言スルコトヲ要ス但シ裁判所相当ト認ムルトキハ仮執行ヲ担保ノ提供ニ繋ラシムルコトヲ得

第百九十六条の次に次の一条を加える。

第百九十六条ノ二　仮執行ノ宣言ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ又ハ職権ヲ以テ仮執行ノ宣言ヲ為スベキ場合ニ於テ之ヲ為サザリシトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ補充ノ決定ヲ為ス前条第三項ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ亦同ジ

第百九十四条第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

第百九十七条中「前条」を「第百九十六条」に改める。

第四百三十一条に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル請求ニ関スル督促手続ハ前項ノ簡易裁判所又ハ手形若ハ小切手ノ支払地ノ簡易裁判所ノ専属管轄トス

第四百四十三条の次に次の編名を加える。

第五編ノ二　手形訴訟及小切手訴訟ニ関スル特則

第四百四十四条から第四百九十六条までを次のように改める。

第四百四十四条　手形ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ訴状ニ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百四十五条　手形訴訟ニ於テハ反訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百四十六条　手形訴訟ニ於テハ証拠調ハ書証ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

文書ノ提出ノ命令又ハ送付ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ対照ノ用ニ供スベキ筆跡又ハ印影ヲ具フル物件ニ付亦同ジ

文書ノ真否又ハ手形ノ呈示ニ関スル事実ニ付テハ申立ニ因リ当事者本人又ハ訴訟ニ於テ当事者ヲ代表スル法定代理人ヲ訊問スルコトヲ得

証拠調ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ第二百六十二条ノ規定ニ依ル調査ノ嘱託亦同ジ

前各項ノ規定ハ裁判所ガ職権ヲ以テ調査スベキ事項ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十七条　原告ハ口頭弁論ノ終結ニ至ル迄被告ノ承諾ヲ要セズシテ訴訟ヲ通常ノ手続ニ移行セシムル旨ノ申述ヲ為スコトヲ得

訴訟ハ前項ノ申述アリタル時ニ於テ通常ノ手続ニ移行スルモノトシ裁判所ハ直ニ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ被告ニ送達スルコトヲ要ス但シ其ノ申述ガ被告ノ出頭シタル期日ニ於テ口頭ヲ以テ為サレタルモノナルトキハ其ノ送達ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

訴訟ガ通常ノ手続ニ移行シタルトキハ手形訴訟ノ為既ニ指定シタル期日ハ通常ノ手続ノ為ニ之ヲ指定シタルモノト看做ス

第四百四十八条　裁判所ハ被告ガ口頭弁論ニ於テ原告ノ主張シタル事実ハ争ハズ其ノ他何ラノ防禦ノ方法ヲモ提出セザル場合ニ於テハ前条第二項ノ書面ノ送

達前ト雖口頭弁論ヲ終結スルコトヲ得

第四百四十九条　請求ノ全部又ハ一部ガ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ為スコトヲ得ザルモノナルトキハ裁判所ハ口頭弁論ヲ経ズシテ判決ヲ以テ訴ノ全部又ハ一部ヲ却下スルコトヲ得

原告ガ前項ノ判決ノ送達アリタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ請求ニ付通常ノ手続ニ依リ訴ヲ提起シタルトキハ第二百三十五条ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ訴ノ提起ハ前ノ訴ノ提起ノ時ニ於テ之ヲ為シタルモノト看做ス

第四百五十条　手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ但シ前条第一項ノ判決ヲ除クノ外訴ヲ却下シタル判決ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第四百五十一条　手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ訴ヲ却下シタル判決ヲ除クノ外判決ノ送達アリタル日ヨリ二週間内ニ其ノ判決ヲ為シタル裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ効力ヲ妨ゲズ

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

第四百五十二条　異議ハ通常ノ手続ニ依ル第一審ノ終局判決アル迄之ヲ取下グルコトヲ得

異議ノ取下ハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百三十六条第三項乃至第六項、第二百三十七条第一項及第二百三十八条ノ規定ハ異議ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百五十三条　異議ヲ申立ツル権利ハ其ノ申立前ニ限リ之ヲ抛棄スルコトヲ得

異議申立権ノ抛棄ハ裁判所ニ対スル申述ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

異議申立権抛棄ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第四百五十四条　異議ノ申立ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

準備書面ニ関スル規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第一項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第四百五十五条　不適法ナル異議ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナル場合ニ於テハ口頭弁論ヲ経ズシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第四百五十六条　適法ナル異議アリタルトキハ訴訟ハ口頭弁論終結前ノ程度ニ復スルモノトシ其ノ審理及裁判ハ通常ノ手続ニ依リテ之ヲ為ス

第四百五十七条　前条ノ規定ニ依リテ為スベキ判決ガ手形訴訟ノ判決ト符合スルトキハ裁判所ハ手形訴訟ノ判決ヲ認可スルコトヲ要ス但シ手形訴訟ノ判決ノ手続ガ法律ニ違背シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ手形訴訟ノ判決ヲ認可スル場合ヲ除クノ外新判決ニ於テハ手形訴訟ノ判決ヲ取消スコトヲ要ス

第四百五十八条　異議ヲ却下シ又ハ手形訴訟ニ於テ為シタル訴訟費用ノ裁判ヲ認可スル場合ニ於テハ裁判所ハ異議ノ申立アリタル後ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ為スコトヲ要ス

第百九十五条第三項ノ規定ハ手形訴訟ノ判決ニ対シ適法ナル異議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十九条　判決ニ事実及理由ヲ記載スルニハ手形訟訟ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

第四百六十条　異議ヲ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

第四百六十一条　第三百五十六条第三項後段ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ同項前段ノ申立ノ際之ヲ為スコトヲ要ス

第四百六十二条　第四百四十二条第一項ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ支払命令ノ申立ノ際之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ申述アリタルトキハ支払命令ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第四百三十八条第一項ノ規定ニ依ル仮執行ノ宣言アリタルトキハ第一項ノ申述ハナカリシモノト看做ス

第四百六十三条　小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ小切手訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

第四百四十四条第二項及第四百四十五条乃至前条ノ規定ハ小切手訴訟ニ関シテ之ヲ準用ス

第四百六十四条乃至第四百九十六条　削除

第四百九十八条第一項中「提起」の下に「又ハ第四百五十一条（第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ異議ノ申立」を加え、同条第二項中「確定ハ」の下に「前項ノ期間内ニ」を加え、「其ノ期間内ニ提起スル」を「提起シ又ハ同項ノ異議ヲ申立ツル」に改める。

第五百十二条の次に次の一条を加える。

第五百十二条ノ二　手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及ビ之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ原判決ノ取消又ハ変更ノ原因トナルベキ事情ニ付キ疎明アリタルトキニ限リ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ若クハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訟訟ノ判決ニ対シ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シ異議ヲ申立テタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得

第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第百九十六条第二項」を「第百九十六条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟用印紙法の一部改正）

3　民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四条ノ三　民事訴訟法第四百四十九条第二項（同法第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ訴ノ訴状ニ付テハ前ノ訴ノ訴状ニ貼用シタル印紙ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス

第六条ノ三第二号を次のように改める。

二　民事訴訟法第四百五十一条（同法第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ異議ノ申立

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三九・七・二）

◎女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（参法）

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び寮母」を「、実習助手及び寮母」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭三九・七・二）

◎教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（高等学校の教員の特例）

第十六条の二　高等学校教諭免許状は、第四条第五項第二号に掲げる教科のほか、これらの教科の技能に係る事項で文部省令で定めるものについて授与することができる。

2　前項の免許状については、第四条第三項の規定は適用しない。

3　第一項の免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、文部大臣の行なう試験（以下「高等学校教員資格試験」という。）に合格した者に授与する。

4　高等学校教員資格試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第十一項の表所要資格の項第三欄中「高等学校」の下に「（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）」を加え、同表備考第二号中「高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校」を「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）」に改める。

附則に次の一項を加える。

14　第十六条の二第一項の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る事項に相当する事項の教授を担任する中学校の教諭又は講師となることができる。

別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、」を削る。

別表第五の第二欄中「中学校において」を「中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において」に、「高等学校において」を「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の教育職員免許法第十六条の二第一項の免許状の授与については、当分の間、第五条第一項ただし書第二号の規定を適用しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭三九・七・二）

◎肥料価格安定等臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、肥料の価格の安定を図るため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し、もつて農業及び肥料工業の健全な発展に資することを目的とする。

（価格取決め）

第二条　硫酸アンモニアその他価格の安定を図ることが特に必要であると認められる肥料であつて政令で定めるもの（以下「特定肥料」という。）の生産業者及び販売業者（第五条の輸出会社を除き、特定肥料を生産業者から直接買い入れるものに限る。以下第四条までにおいて同じ。）は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の十五日前までに農林大臣及び通商産業大臣に届け出て、特定肥料の価格について、取決めを締結することができる。

2　農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一　農業又は肥料工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと。

二　不当に差別的でないこと。

三　その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五　その取決めを締結しようとする者の当該特定肥料の生産額及び国内向け販売額（生産業者から直接買い入れた当該特定肥料の国内向け販売額に限る。以下同じ。）がそれぞれ当該特定肥料の生産額の総額及び国内向け販売額の総額に対し相当の比率を占めていること。

3　農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結してい

る者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4　第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

（資料の交付等）

第三条　特定肥料の生産業者及び販売業者は、前条第一項の取決めを締結しようとするときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、その取決めの締結のため必要な資料の交付を求めることができる。

2　農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により資料の交付を求められた場合において、前条第一項の取決めの締結を促進するため必要があると認めるときは、当該生産業者及び販売業者に対し、当該資料を交付する。

3　農林大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、特定肥料の生産業者及び販売業者に対し、前条第一項の取決めの締結に関し必要な勧奨又は助言を行なうものとする。

（調停）

第四条　農林大臣及び通商産業大臣は、特定肥料の生産業者及び販売業者が第二条第一項の取決めの締結について相当期間にわたり努力したにもかかわらずその取決めを締結することができず、その双方又はいずれか一方から申請があつた場合において、特に必要があると認めるときは、調停を行なうものとする。

（日本硫安輸出株式会社）

第五条　昭和二十九年八月十日に設立された日本硫安輸出株式会社（以下「輸出会社」という。）は、硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料であつて政令で定めるもの（以下「硫安」という。）の輸出に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第六条　輸出会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用してはならない。

（事業の範囲）

第七条　輸出会社は、次の事業を営むものとする。

一　輸出用の硫安の譲受け

二　硫安の輸出

三　輸出業者に対する輸出用の硫安の譲渡し

四　前三号の事業に附帯する事業

（譲受計画の承認）

第八条　輸出会社は、硫安の譲受計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認は、政令で定めるところにより農林大臣及び通商産業大臣が定めるアンモニア系窒素肥料の需給見通しに基づいてしなければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。

4　農林大臣及び通商産業大臣は、第二項の需給見通しを定めたときは、遅滞なく、これを関係者に通知しなければならない。

（定款の変更等）

第九条　輸出会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（監督）

第十条　通商産業大臣は、輸出会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（輸出会社に譲り渡すべき硫安に関する取決め）

第十一条　硫安の生産業者は、第八条第一項の承認があつた後において、締結の日の十五日前までに通商産業大臣に届け出て、輸出会社に譲り渡すべき硫安

に関し、数量、取引方法その他の事項について取決めを締結することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一　不当に差別的でないこと。

二　その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4　第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（輸出の制限）

第十二条　輸出会社以外の者は、輸出会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

（流用の禁止）

第十三条　輸出する目的で輸出会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。ただし、輸出会社に譲り渡す場合は、この限りでない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第二条第一項又は第十一条第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為並びに輸出会社の行なう正当な行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき。

二　第二条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したとき。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとなるとき。

2　通商産業大臣は、第十一条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、第二条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第五号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、第十一条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又は第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

（公正取引委員会との関係）

第十五条　農林大臣及び通商産業大臣は、第二条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、第十一条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、第二条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第五号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、第十一条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又は第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

（公正取引委員会との関係）

第十五条　農林大臣及び通商産業大臣は、第二条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、第十一条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、第二条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第五号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、第十一条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又

は同項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

5　公正取引委員会は、前二項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（報告及び検査）

第十六条　農林大臣又は通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、肥料の生産業者若しくは販売業者（輸出会社を除く。）に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、肥料の生産業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、輸出会社に対しその業務の状況に関する報告を求め、又はその職員に、輸出会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十七条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条の規定に違反して硫安を輸出した者

二　第十三条の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者

第十八条　第十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十条　第十条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした輸出会社の取締役は、三万円以下の過料に処する。

第二十一条　第六条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第十四条並びに第十五条第一項、第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

3　第六条、第十二条、第十三条、第十七条及び第二十一条の規定は、この法律の廃止前に輸出会社が解散したときは、その解散の時に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、これらの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

4　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号を次のように改める。

十一　肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処理すること。

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中肥料審議会の項を削る。

6　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

第十一条第二項中「前項第二号に掲げる事務及び」を「前項第二号及び第二号の二に掲げる事務並びに」に改める。

（内閣総理・農林・通商産業大臣臨時代理署名）

法律第百三十九号（昭三九・七・二）

◎電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、加入電話等に係る公衆電気通信役務に対する需要の急激な増加に応じて日本電信電話公社が急速かつ計画的に行なう電話設備の拡充改善のための事業に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い、電話取扱局において一時に多数の電話交換要員が過剰となるきわめて特殊な事情に対処して、これらの過剰となる電話交換要員の退職につき特別の給付金の支給に関する臨時措置を定めることにより、その過剰となる電話交換要員の退職の円滑化をはかり、日本電信電話公社の当該事業の遂行の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電話取扱局　電話に関する現業事務を取り扱う日本電信電話公社（以下「公社」という。）の事業所及び公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局をいう。

二　自動化　電話取扱局につき、その電話取扱局に収容されている電話からの市内通話の交換方式を手動交換方式から自動交換方式に変更すること及びその電話による市外通話の全部又は一部の接続（その電話取扱局の市外交換設備に係る部分に限る。）の方式を手動接続方式から自動接続方式に変更することをいう。

三　電話交換要員　公衆電気通信法第二条第五号に規定する公衆電気通信業務のうち、電話の交換に関する事務で政令で定めるもの（以下「電話交換事務」という。）に従事する者をいう。

（特別給付金の支給）

第三条　政府又は公社は、政令で定めるところにより、その自動化の実施に伴い電話交換要員により行なわれる電話交換事務の全部又は一部が廃止される

電話取扱局で郵政大臣又は公社の総裁が指定するものにおいて、当該廃止に係る電話交換事務に従事する電話交換要員であつて、郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第二十五条第二項に規定する常勤の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条第一項の規定により任用されているものを除く。）又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第二十八条第一項に規定する公社の職員であるものが、その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の総裁が定める日の三十日前までに退職の申出を行ない、郵政大臣又は公社の総裁の認定を受けてその実施の日から七日以内に退職したときは、次に掲げる場合を除き、その者に対し、特別の給付金を支給する。

一　その者につき配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められる場合以外の場合

二　その者が、退職した日又はその翌日に郵政省又は公社の常勤の職員（国家公務員法第六十条第一項の規定により任用される者及び公社に常時勤務する二月以内の期間を定めて雇用される者を含む。第五条において同じ。）として採用される場合

三　その者が、その以前においてこの項の規定による特別の給付金の支給を受けた者（その支給を受けた特別の給付金の全部に相当する金額を第五条の規定により返還した者を除く。）である場合

2　前項の認定は、当該自動化の実施により生ずることとなる電話交換要員の過員に相当する人数から当該廃止に係る電話交換事務に従事する電話交換要員のうち配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められるもの以外のものの人数を差し引いて得た人数の範囲内において、政令で定める基準に従つてするものとする。

3　第一項の規定による特別の給付金の支給は、昭和四十八年三月三十一日までに退職した者につきするものとする。

（特別給付金の額）

第四条　前条第一項の規定による特別の給付金の額は、退職の日におけるその者の俸給、扶養手当及び暫定手当（公社の職員にあつては、基本給、扶養手当及び勤務地手当）の月額の合計額に、その者の勤続期間により、次の各号に掲げる月数を乗じて得た金額とする。

一　勤続期間が五年未満のとき　八月

二　勤続期間が五年以上のとき　十月

2　前項の特別の給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特別給付金の返還等）

第五条　第三条第一項の規定による特別の給付金の支給を受けた者（その支給を受けるべき者を含む。）がその支給に係る退職をした日から起算して一年以内（その退職をした日及びその翌日を除く。）に郵政省又は公社の常勤の職員として採用された場合には、その者は、まだその特別の給付金の支給を受けていない場合にあつては、その支給を受ける権利を失うものとし、既にその特別の給付金の支給を受けている場合にあつては、政令で定めるところにより、その支給を受けた特別の給付金に相当する金額を政府又は公社に返還しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の日から起算して四十五日を経過する日までに自動化が実施される場合についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の総裁が定める日の三十日前まで」とあるのは「政令で定める期日まで」と、「その実施の日から七日以内」とあるのは「その自動化の実施の日から政令で定める期間内」とする。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百四十号（昭三九・七・二）

◎小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律

（小型船海運業法の一部改正）

第一条　小型船海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内航海運業法

本則中「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船海運業者」を「内航海運業者」に、「小型船運航業者」を「内航運送業」に、「小型船運送取扱業」を「内航運送取扱業」に、「小型船運送取扱業者」を「内航運送取扱業者」に、「小型船貸渡業」を「内航船貸渡業」に改める。

第一条中「小型船による海上運送」を「内航運送」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一　ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船

三　日本国有鉄道の経営する連絡船事業の用に供する船舶

第二条第三項及び第四項中「小型船による海上における物品の運送」を「内航運送」に改め、同条第五項中「、小型船」を「、内航運送の用に供される船舶」に、「供せられる小型船」を「供される船舶」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（内航船腹量の策定）

第二条の二　運輸大臣は、内航海運業の用に供する船舶について、運輸省令で定めるところにより、毎年度、海運造船合理化審議会の意見をきいて、当該年度以降の五年間について各年度の適正な船腹量を運輸省令で定める船種ごとに定めなければならない。

2　前項の船腹量は、国内における貨物輸送の需給事情その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

3　運輸大臣は、第一項の船腹量を定めたときは、

2　運輸大臣は、第二条の三第一項の規定による船腹量の最高限度の定めがある場合において、当該申請に係る第三条第一項の登録をすることによつて内航海運業の用に供する船舶の運輸省令で定める船種別の船腹量がその最高限度をこえることとなるときは、その登録を拒否しなければならない。

第八条第三項中「小型船運航業者登録簿」を「内航運送業者登録簿」に、「小型船運送取扱業者登録簿」を「内航運送取扱業者登録簿」に、「小型船貸渡業者登録簿」を「内航船舶貸渡業者登録簿」に改める。

第十三条第一項及び第二十条中「小型船による海上における物品の運送」を「内航運送」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（船舶に関する表示）

第二十条の二　第三条第一項の登録を受けた内航運送業者又は内航船舶貸渡業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の運輸省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第二十一条の見出し中「死亡」を「事業の休止」に改め、同条第五号中「廃止し」の下に、「又は事業の全部を譲り渡し」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内航海運業者は、事業を休止したときは、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十二条中「当該小型船海運業者」を「当該内航海運業者」に改め、同条第一号中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十三条第一項中「当該小型船海運業」を「当該内航海運業」に改め、同条第三項及び第四項中「当該小型船海運業者」を「当該内航海運業者」に改め、同条第五項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（自家用船舶）

第二十五条の二　内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数二十トン以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2　前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二条の三　運輸大臣は、内航海運業の用に供する船舶の運輸省令で定める船種別の船腹量が、前条第一項の規定により当該年度において定められた当該船種別の船腹量に照して著しく過大になるおそれがあると認めるときは、海運造船合理化審議会の意見をきいて、一年以内の期間を定めて内航海運業の用に供する船舶の当該船種別の船腹量の最高限度を設定することができる。

2　運輸大臣は、前項の船腹量の最高限度を設定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三条中「小型船による」を「船舶による」に改める。

第四条第一項第四号中「小型船」を「船舶」に改め、同項に次の一号を加える。

五　予定する事業の開始の日

第五条第一項中「小型船運航業者登録簿」を「内航運送業者登録簿」に、「小型船運送取扱業者登録簿」を「内航運送取扱業者登録簿」に、「小型船貸渡業者登録簿」を「内航船舶貸渡業者登録簿」に改める。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える

から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十五条の三　運輸大臣は、前二条の三第一項の規定による船腹量の最高限度が設定されている期間内に前条第一項の届出があつた場合において、当該届出に係る船舶が内航運送の用に供されることにより、内航海運業の健全な発達が阻害され、内航運送の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し当該期間内の一定期間当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないように求めることができる。

第二十六条を次のように改める。

（報告及び検査）

第二十六条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者に対してその事業に関し報告をさせ、又はその職員に内航海運業者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十八条中「海上運送法」の下に「第十九条の五、」を加える。

第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする。

第三十一条に次の一号を加える。

四　第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条第一号中「又は第二十一条」を「若しくは第二十一条」に、「の規定による届出」を「又は第二十五条の二の規定による届出」に改め、同条第二号は第二十一条に、「の規定による届出」を「又は第二十五条の二の規定による届出」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第二十条の二（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

（小型船海運組合法の一部改正）

第二条　小型船海運組合法（昭和二十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内航海運組合法

目次中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

本則中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第一条中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による貨物の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　日本国有鉄道の経営する連絡船事業の用に供する船舶

第二条第二項各号中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に改め、同項第一号中「小型船運航業」を「内航運送業」に改め、同項第二号中「小型船運送取扱業」を「内航運送取扱業」に改め、同項第三号中「小型

船貸渡業」を「内航船舶貸渡業」に改める。

「第二章　小型船海運組合」を「第二章　内航海運組合」に改める。

第三条中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号から第六号までに掲げる事業にあつては、その海運組合の組合員たる資格を有する内航海運業を営む者の競争が正常の程度をこえて行なわれているため、その内航海運業を営む者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつている場合に限る。

第八条第一項第一号中「小型船による貨物の運送」を「内航運送」に、「小型船の貸渡」を「内航運送の用に供される船舶の貸渡し」に改め、同項第三号中「組合員が小型船により運送する」を「組合員がする内航運送に係る」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「小型船」を「内航運送の用に供される船舶」に改める。

第十二条第二項第一号中「小型船海運業の安定を図る」を「第八条第一項ただし書に規定する事態を克服する」に改める。

第三十条、第四十一条、第五十条及び第五十五条中「小型船海運組合法」を「内航海運組合法」に改める。

「第三章　小型船海運組合連合会」を「第三章　内航海運組合連合会」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）及び第五十七条中「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

第五十九条第二項中「小型船」を「内航運送の用に供される船舶」に改める。

第六十条中「小型船海運業の安定」を「第八条第一項ただし書に規定する事態の克服」に改める。

第六十五条第三項中「に至つた」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（小型船海運業法の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の小型船海運業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定による登録を受けて、改正後の内航海運業法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいる者は、当該事業について同項の登録を受けた者とみなす。

2　前項の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現に総トン数五百トン以上の鋼製の船舶を使用して新法第三条第一項に規定する内航運送業又は内航船舶貸渡業に相当する事業を営んでいるもの（この法律の施行の際現に、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項又は第二十条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限る。）は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした場合において、新法第八条第二項において準用する新法第五条第二項又は第六条第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

第三条　次の各号の一に当該する者であつて、この法律の施行の際現に新法第三条第一項に規定する内航

海運業に相当する事業を営んでいるもの（前条の規定の適用を受ける者を除く。）は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五条第二項又は第六条第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一　この法律の施行の際現に木船運送法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百二十一号）附則第三条の規定により旧法第三条第一項の登録を受けたものとみなされている者

二　この法律の施行の際現に、海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業、海上運送取扱業若しくは海運仲立業を営んでいる者

第四条　前条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により新法第三条第一項の登録を受けたものとみなされる間は、新法第八条第一項及び第三項の規定を適用しない。

2　前条の規定の適用を受ける者であつて次の各号に掲げるものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

一　前条第一号に該当する者　新法第四条第一項第四号に掲げる事項

二　前条第二号に当該する者　新法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

3　前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三条第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4　前二項の規定に違反した者は、新法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5　第二項又は第三項（これらの規定を附則第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第五条　附則第三条の規定により内航運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第一号に当該する者に限る。）が、この法律の施行の際現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、新法第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

2　附則第三条の規定により内航運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第二号に当該する者に限る。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第九条第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3　前二項に規定する者が、この法律の施行の日から六月以内に当該事業について新法第三条第一項の登録の申請をした場合において、その登録を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、新法第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

4　第一項又は第二項に規定する者について、附則第三条の規定により登録を受けたものとみなされる間において、新法第二十二条各号に規定する事由が生じたときは、その者又はその承継人は、新法第二十四条の規定の例により、営業保証金を取りもどす

ことができる。第一項又は第二項に規定する者が、この法律の施行の日から六月以内に当該事業について新法第三条第一項の登録の申請をした場合において、新法第六条第三項の規定による通知を受けたときも、同様とする。

5　この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による小型船運送取扱業の登録を受けている者又は附則第三条第一号に該当する者であつて、この法律の施行の際現に新法第三条第一項に規定する内航運送取扱業に相当する事業を営んでいないものは、新法第二十四条の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。

6　前条第四項の規定は、第二項の規定に違反した者について準用する。

第六条　この法律の施行の際現に、旧法第三条第二項の規定による届出をして、新法第三条第二項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいる者は、この法律の施行の日において同項の規定による届出をした者とみなす。

第七条　附則第二条第一項又は第三条の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現にその事業を休止しているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　前項（附則第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第八条　この法律の施行の際現に内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数二十トン以上のものを内航運送の用に供している者は、この法律の施行の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

2　新法第二十五条の二第一項後段及び第二項の規定は、前項の規定により届出をした者に準用する。

3　第一項の規定又は前項において準用する新法第十五条の二第一項後段若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第九条　附則第二条、第三条、第四条第一項から第四項まで、第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、新法第二十七条に規定する内航海運業に相当する事業について準用する。

2　新法第二十九条の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第十条　この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（小型船海運組合法の改正に伴う経過措置）

第十一条　改正前の小型船海運組合法による小型船海運組合又は小型船海運組合連合会であつて、この法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日においてそれぞれ改正後の内航海運組合法による内航海運組合又は内航海運組合連合会となるものとする。

第十二条　この法律の施行前にした改正前の小型船海運組合法第十条第一項又は第十二条第一項（これらの規定を改正前の同法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による団体協約又は調整規程の認可は、改正後の内航海運組合法の規定に基づいてしたものとみなす。

（港湾運送事業法の一部改正）

第十三条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「小型船による運送」を「内航運送」に改め、同条第一項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に改める。

第三十三条の三（見出しを含む。）中「小型船海運業者」を「内航海運業者」に改め、同条第一項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船運航業者」を「内航運送業者」に、「小型船運送取扱業者」を「内航運送取扱業者」に改める。

（特定船舶整備公団法の一部改正）

第十四条　特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船運航業」を「内航運送業」に改め、同条第五項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船貸渡業」を「内航船舶貸渡業」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十五条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項、第七条第一項第六号、第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十六条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第十七条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

（登録税法の一部改正）

第十八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に、「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十二条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の六中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十九条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船」を「内航運送の用に供される船舶」に改め、同項第四十三号の二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第六号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十二条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の六中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改め、同項第十五号の七中「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船」を「内航運送の用に供される船舶」に改め、同項第四十三号の

法律第百四十一号（昭三九・七・三）

◎土地収用法等の一部を改正する法律

（土地収用法の一部改正）

第一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「河川の敷地」の下に「、海底」を、「これらのもの」の下に「（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）」を加える。

第十一条第一項中「国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は」を「国又は地方公共団体であるときは」に改める。

第十五条第一項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第十六条中「事業のために」を「当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために」に改める。

第十七条第一項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる事業に係る関連事業

第十七条に次の一項を加える。

3　建設大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

第十八条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

第十八条第三項中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に、「相当な期間内に」を「意見を求めた日から三週間を経過しても、」に改める。

第二十四条に次の三項を加える。

4　市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、第二項の規定による手続を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。

二中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第六条第一項第四号中「小型船海運業」を「内航海運業」に改め、同項第四号の二中「小型船海運組合法」を「内航海運組合法」に改める。

第二十三条第一項第四号及び第四号の二中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第四十条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二　内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業大臣臨時代理・運輸・自治大臣署名）

5　前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

6　前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができない。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十五条第三項中「国」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第三十六条第六項中「第二号から第四号までの規定の一」を「第二号又は第三号の規定」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（土地調書及び物件調書の作成の特例）

第三十七条の二　起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに第三十六条第一項に規定する土地調書又は物件調書の作成のための第三十五条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたため、同項の規定により測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調書を作成すれば足りるものとする。この場合においては、これらの調書にその旨を附記しなければならない。

第三十八条中「前二条」を「前三条」に改める。

第四十条に次のただし書を加える。

ただし、協議をすることができないとき、又は土地細目の公告前に起業者がしたその土地についての権利を取得し、又は消滅させるための土地所有者及び関係人との協議の経過に照らし、協議が成立しないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

第四十一条中「前条」を「前条本文」に、「協議をすることができないとき」を「同条ただし書に規定する場合に該当するとき」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

3　第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第二号の書類に記載すべき同号ロに掲げる事項のうち、収用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

第四十四条に次の三項を加える。

4　第二十四条第四項から第六項までの規定は、市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

5　都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

6　都道府県知事は、第四項の規定により第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

第四十六条に次の一項を加える。

3　収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

第四十八条に次の二項を加える。

4　収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前項の規定によるのほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名及び住所を明らかにして裁決しなければならない。ただ

し、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確知することができないときは、当該事項については、この限りでない。

5　収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、土地に関する所有権以外の権利に関して争いがある場合において、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。この場合においては、裁決の後に土地に関する所有権以外の権利が存しないことが確定した場合における土地所有者の受けるべき補償金をあわせて裁決しなければならない。

第五十二条第六項に次のただし書を加え、同項を同条第七項とする。

ただし、政令で定める都道府県の収用委員会の委員は、政令で定めるところにより、常勤とすることができる。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

第五十八条を次のように改める。

（収用委員会の事務の整理）

第五十八条　収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に必要な職員を置く。

2　前項の職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから会長の同意を得て任命する。

3　都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、その定める当該都道府県の局部において収用委員会の事務を整理させることができる。

第六十条第二項中「、審理を行い」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（収用委員会の事務の委任）

第六十条の二　収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。

2　収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）は、必要があると認めるときは、第六十五条第一項第三号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。

第六十一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六十四条（見出しを含む。）中「会長」を「会長又は指名委員」に改める。

第六十五条第一項第三号中「収用委員会の委員又は収用委員会の庶務を処理する職員をして」を削り、「調査させる」を「調査する」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第六十条の二」に改める。

第六十七条第二項中「及び審理」を削る。

第九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　起業者は、第四十八条第五項の規定による裁決があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、収用又は使用の時期までに、その裁決においてあるものとされた権利に係る補償金（その裁決において併存し得ない二以上の権利があるものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金のうち最高額のもの）を供託しなければならない。

第九十七条第一項中「並びに第九十五条第二項及び第三項」を「及び第九十五条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「取得すべき者」の下に「（その供託

が第九十五条第四項の規定によるものであるときは、土地所有者及び関係人」を加える。

第百六条第一項中「起業者に」を「当該収用に係る土地の現在の所有者（以下「収用地の現所有者」という。）に」に改め、同条第三項中「起業者」を「収用地の現所有者」に改める。

第百七条第一項本文中「起業者」の下に「（当該土地を収用した事業が関連事業であるときは、当該関連事業を行なう者。以下この項において同じ。）」を加える。

第百八条第一項、第百十五条及び第百十六条第一項中「第四十条」を「第四十条本文」に改める。

第百三十八条第二項第二号中「河川の敷地」の下に「、海底」を加える。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第二条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業（第三十九条・第四十条）」を「第四節　裁決の代行（第三十八条の二―第三十八条の六）　受けている事業及び都市計画事業（第三十九条・第四

十条）に改める。

第二条中「事業又は」を「事業若しくは」に、「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に、「関する事業で」を「関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に公共の利害に重大な関係があり、かつ、その整備の緊急性があるもので政令で定めるもの

第四条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　事業が土地収用法第十六条に規定する関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

第四条第三項中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　建設大臣は、第一項の規定による特定公共事業認定申請書を受理した日から三月以内に、特定公共事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

第七条第一号中「又は都市計画法第十六条第一項に規定する」を「若しくは都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に、「関するもの」を「関するもの又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条　削除

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

第二十条に次の二項を加える。

4　第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その申立てがあつた日（土地収用法第四十四条第二項の規定による縦覧期間の末日以前に申立てがあつたときは、当該期間の満了の日

の翌日）から二月以内に裁決をしなければならない。

5　収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、すみやかに、その旨を建設大臣に通知しなければならない。

第二十七条中「及び第二項（第三号を除く。）」を「、第二項（第三号を除く。）及び第四項」に改める。

第三章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　裁決の代行

（建設大臣への事件の送致）

第三十八条の二　収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、土地収用法第四十一条の規定による申請に係る事件を建設大臣に送らなければならない。

2　前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行なうべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。

3　収用委員会は、第一項の規定により事件を建設大臣に送るときは、建設省令で定める書類を建設大臣に送付しなければならない。

4　収用委員会は、第一項の規定により事件を建設大臣に送つたときは、起業者、土地所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

（裁決の代行）

第三十八条の三　建設大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、みずから当該事件に係る裁決を行なうものとする。

2　前項の規定により建設大臣が裁決を行なう場合においては、公共用地審議会の議を経なければならない。

（代行裁決の審理手続等）

第三十八条の四　建設大臣は、前条第一項の規定により行なう裁決（以下「代行裁決」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行なわせることができる。

2　土地収用法第六十二条から第六十五条までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第百四十一条及び第百四十四条から第百四十六条までの規定は、代行裁決の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条までの規定中「収用委員会」とあるのは「建設大臣」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「建設大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第三十八条の四第一項」と読み替えるものとする。

3　代行裁決は、文書によつて行なう。裁決書には、その理由及び成立の日を附記しなければならない。

4　裁決書の正本は、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

（収用委員会への事件の送致等）

第三十八条の五　建設大臣は、第三十八条の三第一項の規定により緊急裁決をしたときは、当該事件を収用委員会に送らなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定により事件を収用委員会に送るときは、建設省令で定める書類を収用委員会に送付しなければならない。

3　第三十八条の二第四項の規定は、第一項の規定により建設大臣が事件を収用委員会に送つた場合に準用する。

4　建設大臣は、代行裁決をしたときは、第一項に規定する場合を除き、その裁決に係る事項を収用委員会に通知しなければならない。

（規定の読替適用等）

第三十八条の六　建設大臣が代行裁決を行なう場合における第二十一条、第二十三条から第二十六条まで及び第二十九条の規定並びに土地収用法第六章第一節、第九十五条及び第百条の規定の適用については、これらの規定中「収用委員会」とあるのは、「建設大臣」とする。

2　建設大臣が代行裁決を行なう場合においては、起業者、土地所有者又は関係人がこの法律又は土地収用法の規定により当該事件に関して建設大臣に対してした手続その他の行為は、収用委員会に対してしたものとみなす。

3　前条第一項の規定により送られた事件につき、収用委員会が第三十条の規定により補償裁決を行なう場合においては、起業者、土地所有者又は関係人がこの法律又は土地収用法の規定により当該事件に関して建設大臣に対してした手続その他の行為は、収用委員会に対してしたものとみなす。

第三十九条第一項中「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる」に改め、同条第六項中「第十六条第一項に規定する」を「その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　土地収用法第百三十条第二項、第百三十一条第四項の規定は、この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤

の規定は、建設大臣が行なう代行裁決に関する異議申立てについて、同法第百三十三条及び第百三十四条の規定は、建設大臣が行なう代行裁決に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは、「行政不服審査法第四十五条」と読み替えるものとする。

第四十八条中「特定公共事業の認定に関する事項」を「この法律によりその権限に属させられた事項」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第三条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律による改正後の土地収用法第五十二条第四項の規定は、この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤

の職員と兼ねている収用委員会の委員又は予備委員については、その任期が満了するまでの間は、適用しない。この場合において、委員の除斥については、同法第六十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表公共用地審議会の項中「特定公共事業の認定に関する事項を審議すること」を「権限を行なうこと」に改める。

（首都圏市街地開発区域整備法の一部改正）

4　首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「及び第二十条」を削る。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正）

5　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「及び第二十条」を削る。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

6　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「及び第二十条」を削る。

（都市計画法等の一部改正に伴う経過措置）

7　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市計画法第二十条第一項（前三項の規定による改正前の首都圏市街地開発区域整備法第十七条第二項、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十七条第二項及び新住宅市街地開発法第十九条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の裁定を求めている土地の収用又は使用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

8　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第六項及び第六十五条の三第五項中「又は都市計画法第十六条第一項に規定する」を「若しくは都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる」に改め、「第二条各号の一に該当するものに関する事業」の下に「又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・建設・自治大臣署名）

法律第百四十二号（昭三九・七・三）

◎首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「この法律で「基準面積」を「前項の基準面積」に改める。

第三条を次のように改める。

（工業等制限区域）

第三条　既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

第四条の見出し中「新設」の下に「及び増設」を加え、同条第一項中「東京都知事（以下「知事」という。）」を「都県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内においては、都県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。）」に改める。

第七条第一項中「知事」を「知事等」に改める。

第八条の見出しを「（許可の基準等）」に改め、同条第二項中「あらかじめ、」の下は「首都圏整備委員会その他の」を加え、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の市長が前項の規定により首都圏整備委員会の委員長の承認を求めるには、都県知事を経由しなければならない。この場合はおいて、都県知事は、すみやかに、その意見を附して、これを首都圏整備委員会の委員長に進達するものとする。

第九条中「知事」を「知事等」に改める。

第十条第一項中「知事」を「知事等」に改める。

2　第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号を次のように改める。

四　関係都県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長　九人以内

第十九条第一項第五号中「十三人以内」を「十一人以内」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　関係都県及び関係指定都市の議会の議長　九人以内

第三十三条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（内閣総理大臣署名）

法律第百四十三号（昭三九・七・三）

◎近畿圏整備法の一部を改正する法律（衆法）

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（保全区域）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百四十四号（昭三九・七・三）

◎近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　制限施設（第四条―第十条）
第三章　雑則（第十一条―第十五条）
第四章　罰則（第十六条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、工場等制限区域について、大規模な工場、大学、高等専門学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設及び増設を制限し、もつて既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する区域をいう。

2　この法律で「作業場」とは、製造業（物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ。）の用に供する工場の作業場をいう。

3　この法律で「教室」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。）若しくは高等専門学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校（政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」という。）の教室をいう。

4　この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5　前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて千平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については千五百平方メートル、各種学校の教室について八百平方メートルをいう。

6　この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及び各種学校をいう。

（工場等制限区域）

第三条　既成都市区域のうち政令で定める区域を工場等制限区域とする。

第二章　制限施設

（新設及び増設の制限）

第四条　工場等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内においては、府県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。）の許可を受けたときは、この限りでない。

2　次の各号の一に該当するときは、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一　制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二　一の団地内において作業場又は教室の床面積を増加することによつて、その団地内の作業場又は教室を制限施設とするとき。

（経過措置）

第五条　一の地域が工場等制限区域となつた際現にその区域内において施行されている工事（用途変更又は新たな利用のための作業を含む。以下同じ。）に係る制限施設の新設又は増設については、前条第一項の規定を適用しない。第二条第二項、第三項又は第五項の規定に基づく政令の改正により制限施設の範囲が拡張された際現に工場等制限区域内において施行されている工事に係る制限施設で、当該政令の改正の結果制限施設となるものの新設又は増設についても、同様とする。

（許可の申請）

第六条　第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事等に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　制限施設の種類及び作業場にあつては工場の種類

三　制限施設の所在地

四　制限施設の床面積

五　工場等制限区域内に制限施設を新設し、又は増設しようとする理由

2　前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その他政令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準等）

第七条　知事等は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一　当該制限施設の新設又は増設が、工場等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められるとき。

二　当該制限施設の新設又は増設によつて、工場等制限区域内における住民又は他の事業者がその生活上又は事業経営上現に受けており、又は将来受けるべき著しい不便が排除されると認められるとき。

三　工場等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を経営することが著しく困難であると認められるとき。

四　その他政令で定める場合に該当するとき。

2　知事等は、第四条第一項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の承認を受けなければならない。

3　指定都市の市長が前項の規定により近畿圏整備長官の承認を求めるには、府県知事を経由しなければならない。この場合において、府県知事は、すみやかに、その意見を附して、これを近畿圏整備長官に進達するものとする。

（許可の承継）

第八条　第四条第一項ただし書の許可を受けた者がその許可に係る作業場又は教室をその用に供している。又は供しようとしている製造業又は学校事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行なわれた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときは、その者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2　第四条第一項ただし書の許可を受けた者につき、相続又は合併が行なわれた場合において、相続人又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届けたときも、前項と同様とする。

（許可の取消し）

第九条　知事等は、第四条第一項ただし書の許可を受けた者が、正当な理由がないのに一年以内に許可を受けた制限施設の新設又は増設の工事に着手しないときは、その許可を取り消すことができる。

2　第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

（違反に対する措置）

第十条　知事等は、第四条第一項の規定に違反して新設され、又は増設された制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対し、その違反を是正するに必要な限度で、当該制限施設の使用制限を命ずることができる。

第三章　雑則

（立入検査）

第十一条　知事等は、前条の規定による処分をしようとするときは、その職員に、当該処分に係る工場又は学校に立ち入り、制限施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

第十二条　知事等は、第九条第一項又は第十条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（審査請求の手続における意見の聴取）

第十三条　この法律の規定によつて知事等がした処分についての審査請求に対する裁決は、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の意見を聞いた後にしなければならない。

（国の設置する制限施設に関する特例）

第十四条　国が制限施設を新設し、又は増設する場合においては、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事等との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

（他の法律の適用）

第十五条　この法律は、製造業又は学校につき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、学校教育法その他の関係法律の適用を妨げるものではない。

第四章　罰則

第十六条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定に違反して制限施設を新設し、又は増設した者

二　第十条の規定による命令に違反した者

第十七条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項又は第二項に規定する届出に関し、虚偽の届出をした者

二　第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

五　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）の施行に関する事務を処理すること。

六　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律その他の法律（これらに基づく命令を含む。）により近畿圏整備長官の権限に属する事務を処理すること。

第五条第二項中「監督する」を「監督するほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）によりその権限に属する事項を実施する」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「工場、学校等制限区域」を「工場等制限区域」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業大臣臨時代理・運輸大臣署名）

法律第百四十五号（昭三九・七・三）

◎近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　工業団地造成事業等
第一節　工業団地造成事業（第六条―第九条）
第二節　測量、調査及び土地の取得等（第十条―第二十三条）
第三節　事業計画及び処分管理計画（第二十四条・第二十五条）
第四節　造成敷地等の処分及び管理等（第二十六条―第三十五条）
第五節　補則（第三十六条―第四十三条）
第三章　雑則（第四十四条―第四十七条）
第四章　罰則（第四十八条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市、住居都市その他の都市としての開発に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「近郊整備区域」とは、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

2　この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

3　この法律で「製造工場等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

4　この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、この法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。

5　この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

6　この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

7　この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

（近郊整備区域建設計画等の承認）

第三条　近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

（近郊整備区域建設計画等の内容）

第四条　近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一　人口の規模及び労働力の需給に関する事項

二　産業の業種、規模等に関する事項

三　土地の利用に関する事項

四　次に掲げる施設の整備に関する事項

イ　住宅用地、工場用地等の宅地

ロ　道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設

ハ　公園、緑地等の空地

ニ　水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設

ホ　河川、水路及び海岸

ヘ　住宅等の建設物

ト　学校等の教育文化施設

チ　その他政令で定める主要な施設

2　近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

（近郊整備区域等の都市計画）

第五条　建設大臣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条第二項の規定により近郊整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

第二章　工業団地造成事業等

第一節　工業団地造成事業

（工業団地の造成に関する都市計画）

第六条　建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、工業団地造成事業を施行すべきことを、都市計画法の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一　工業市街地を整備することが適当な近郊整備区域内又は工業都市として開発することが適当な都市開発区域内にあつて、当該近郊整備区域又は都市開発区域の整備開発の中核となるべき相当規模の区域であること。

二　良好な工業団地として必要な立地条件を備えていること。

三　当該区域を工業団地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定されていること。

四　当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

2　建設大臣は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

第七条　前条第一項の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一　道路、下水道その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二　当該区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えるかつ、公害の防止について適切な考慮が払われた工業団地となるように定めること。

（工業団地造成事業の施行）

第八条　工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第九条　都市計画法第五条の規定は、工業団地造成事業には適用しない。

2　工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に工業団地造成事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二節　測量、調査及び土地の取得等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第十条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに

に、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第十一条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者は、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者は、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第十二条　第十条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立ち入り等に伴う損失の補償）

第十三条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十条第一項又は第十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十四条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十五条　工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、都道府県知事に対し、登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十六条　都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、府県知事の許可を受けなければならない。

2　府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、工業団地造成事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知する

ことができないときは、府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（事業の施行について周知させるための措置）

第十七条　第九条第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（以下「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

（土地建物等の先買い）

第十八条　前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2　前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3　第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該工地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第十九条　都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつている場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定により買い取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4　前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三条の規定の例による。

（工業団地造成事業のための土地等の収用）

第二十条　施行者は、工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2　前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第二十一条　施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第二十二条　第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2　都市計画法第十九条の規定は、第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3　土地収用法第八十七条の規定は、第二十条第二項の規定による収用の請求について準用する。

（生活再建のための措置）

第二十三条　施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるように努めるものとする。

第三節　事業計画及び処分管理計画

（事業計画）

第二十四条　施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を定めなければならない。

2　施行者は、事業計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3　施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

（処分管理計画）

第二十五条　施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、総理府令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2　施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、処分管理計画を定めたときは、総理府令で定めるところにより、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設

律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2　地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十九条　工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5　前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節　造成敷地等の処分及び管理等

（工事の完了の公告）

第二十六条　施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

（造成敷地等の処分及び管理）

第二十七条　地方公共団体等は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2　地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十八条　工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2　地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十九条　工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5　前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節　造成敷地等の処分及び管理等

（工事の完了の公告）

第二十六条　施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

（造成敷地等の処分及び管理）

分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

（造成工場敷地の譲受人の公募）

第三十条　地方公共団体等は、造成工場敷地について、総理府令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

（造成工場敷地の譲受人の資格）

第三十一条　造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一　当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。

二　製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三　譲渡の対価の支払能力がある者であること。

（造成工場敷地の譲受人の選考）

第三十二条　地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一　製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者

二　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号。以下「工場等制限法」という。）第三条の工場等制限区域（以下「工場等制限区域」という。）内にある製造工場等の敷地に替えて、従前の製造工場等制限施設（以下「制限施設」という。）である製造工場等の敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が同条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

三　工場等制限区域内にある制限施設でない製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が工場等制限法第二条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

四　工場等制限区域内に制限施設である製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第二号に該当する者を除く。）

五　工場等制限区域内に制限施設でない製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第三号に該当する者を除く。）

六　その他の者

（製造工場等の建設）

第三十三条　地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、総理府令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、地方公共団体等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2　地方公共団体等は、前項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

第三十四条　第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、賃権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、総理府令で定めるところにより、当事者が地方公共団体等の長（日本住宅公団が造成した造成工場敷地に関しては、内閣総理大臣）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる

場合は、この限りでない。

一　相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

二　滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

三　土地収用法その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

2　前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

第三十五条　地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、総理府令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2　前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3　地方公共団体等は、総理府令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五節　補則

（費用の負担）

第三十六条　工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

（書類の送付に代わる公告）

第三十七条　施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2　前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（監督）

第三十八条　建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、第三十条から第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行なわれたときは、地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対し、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

（報告、勧告等）

第三十九条　建設大臣は施行者に対して、府県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2　内閣総理大臣は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に対して、府県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行なう造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行なわせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

（審査請求）

第四十条　地方公共団体等が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、内閣総理大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（工業団地造成事業用地についての配慮）

第四十一条　国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業団地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

（大都市の特例）

第四十二条　この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている工業団地造成事業に関する事務（府県が施行する工業団地造成事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（政令への委任）

第四十三条　この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三章　雑則

（施設の整備等）

第四十四条　国及び地方公共団体（港務局を含む。）は、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画を達成するため必要な施設の整備の促進に努めなければならない。

（国有財産の売払代金等の特約）

第四十五条　各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）は、近郊整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業（物品の加工修理業を含む。）、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

2　各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約を

しようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3　各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

（鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん）

第四十六条　国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

2　国は、近郊整備区域内又は都市開発区域内における工場その他の施設の新設又は増設で当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第四十七条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第四章　罰則

第四十八条　第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十九条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第十六条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

四　第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五　第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六　第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条　第十四条第二項又は第三十五条第四項の規定に違反して、第十四条第一項又は第三十五条第三項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十八条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二　第十八条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三　第十八条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四　第三十四条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「第十三条ノ工業団地造成事業」を「第十三条第一項若ハ第二項ノ工業団地造成事業」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於ケル工業都市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ開発スルコトヲ適当トスル近畿圏整備法第二条第四項ノ近郊整備区域内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備区域又ハ都市開発区域ノ整備開発ヲ図ル為近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十二年法律第百三号）第一条第三項中「又ハ新住宅市街地開発法」を「、新住宅市街地開発法又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に改める。

第二十六条中「又ハ新住宅市街地開発法第二十九条」を「、新住宅市街地開発法第二十九条又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九条」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十の次に次の一号を加える。

五の十一　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業に関する事務を管理すること。

（租税特別措置法の一部改正）

5　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開発法」を「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百

四十五号）、新住宅市街地開発法」に改める。

（近畿圏整備法の一部改正）

6　近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の施行に関する事務（工業団地造成事業に関する事務を除く。）を処理すること。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十六号（昭三九・七・三）

◎工業整備特別地域整備促進法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

（工業整備特別地域）

第二条　この法律で「工業整備特別地域」とは、次に掲げる地区に係る地域で内閣総理大臣が定めるものをいう。

一　鹿島地区

二　東駿河湾地区

三　東三河地区

四　播磨地区

五　備後地区

六　周南地区

2　内閣総理大臣は、前項の工業整備特別地域を定めようとするときは、関係県知事及び地方産業開発審議会の意見をきかなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の工業整備特別地域を定めたときは、これを官報で公示しなければならない。

（整備基本計画の承認）

第三条　関係県知事は、政令で定める国の地方支分部局で当該工業整備特別地域の区域を管轄するものの長及び関係市町村長の意見をきいて、当該工業整備特別地域に係る工業整備特別地域整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の整備基本計画は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の規定による全国総合開発計画の方針に適合するものでなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の整備基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該整備基本計画に係る地域が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項の規定による首都圏の地域内（以下「首都圏の地域内」という。）にあるものであるときは、第五項の規定による経由に際し、首都圏整備委員会が当該整備基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により整備基本計画を承認しようとするときは、地方産業開発審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該整備基本計画に係る地域が首都圏の地域内にあるものであるときは、首都圏整備委員会を経由しなければならない。

（整備基本計画の内容）

第四条　整備基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一　整備すべき工業の業種及びその規模等に関する工業の整備の目標

二　人口の規模及び労働力特に工業に必要な労働力の需給

三　土地利用

四　次に掲げる施設の整備

イ　工場用地

ロ　住宅及び住宅用地

ハ　工業用水道

ニ　道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ　水道及び下水道

ヘ　その他政令で定める主要な施設

五　前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

2　前項の整備基本計画を定めるに当たつては、公害の防止について、適切な考慮がなされるようにしなければならない。

（地方産業開発審議会）

第五条　地方産業開発審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、工業整備特別地域の整備に関する重要事項について調査審議する。

2　審議会は、工業整備特別地域の整備に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第八条　国は、工業整備特別地域の整備に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設の整備等）

第六条　国及び地方公共団体（港務局を含む。以下第九条において同じ。）は、整備基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第七条　国の行政機関の長、県知事又は港湾管理者の長は、工業整備特別地域内の土地を、整備基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業整備特別区域の整備が促進されるよう配慮するものとする。

（地方債についての配慮）

第九条　地方公共団体が整備基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債（港務局の発行する債券を含む。）については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第十条　国及び地方公共団体は、整備基本計画に適合し、工業整備特別区域の整備の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、工業整備特別区域内において行なう工業、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費を充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（関係市町村の規模の適性化等）

第十二条　工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、工業整備特別区域の一部をその区域とする市町村（以下「関係市町村」という。）は、市町村合併（関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2　県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第十三条　市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九条第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選願法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一　関係市町村の議会の議員の任期及び定数　町村合併促進法第九条

二　農業委員会の委員の任期及び定数　町村合併促進法第九条の三

三　県の議会の議員の選挙区　町村合併促進法第十一条の五

四　一部事務組合等　町村合併促進法第十一条の六

五　国の財政援助　町村合併促進法第二十条の二

六　地方税の不均一課税　新市町村建設促進法第二十二条

七　地方交付税の算定　新市町村建設促進法第二十三条及び附則第六項

第十四条　市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2　前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（国の普通財産の譲渡）

第十五条　国は、整備基本計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表地方産業開発審議会の項中「及び低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）」を、「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）」に改める。

（新産業都市建設促進法の一部改正）

4　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）」を、「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）」に改める。

（市の合併の特例に関する法律の一部改正）

5　市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「新産業都市建設促進法等」に改め、同条中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項又は工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）次に次のように加える。

タ　工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）

第九条に次の一号を加える。

十四　工業整備特別地域の整備の促進に関すること。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中レをソとし、タをレとし、ヨの

第十二条第一項」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業大臣臨時代理・運輸・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百四十七号（昭三九・七・四）

◎中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　次の各号に掲げる要件を備える商工組合は、その地区内において中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。以下同じ。）が大規模な資格事業の開始又は資格事業の大規模な拡大をすることが、急速に第一項第四号に掲げる事態を生じさせ、又は現に生じている同号に掲げる事態を悪化させ、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約（以下「特殊契約」という。）を締結することができる。

一　全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二　その地区内において資格事業を営む中小企業者の三分の二以上が組合員となつていること。

第二十八条の見出し中「の認可」を削る。

第二十九条の見出しを削る。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

（特殊契約）

第三十条の二　第十七条第五項の特殊契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　第十七条第五項に掲げる事態を放置するときは国民経済の健全な発展に支障を生ずるおそれがあると認められる場合に締結するものであること。

二　第十七条第五項に掲げる事態に対処してその商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化を円滑に行なうため必要な限度

をこえないこと。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　第一項の特殊契約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」とあるのは、「第三十条の二第二項各号」と読み替えるものとする。

第三十条の三　中小企業者以外の者は、第十七条第五項各号に掲げる要件を備える商工組合の代表者（その商工組合が会員となつている商工組合連合会の代表者を含む。）が、政令で定めるところにより、同項の特殊契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2　商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

3　前項の承認の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第三十条の四　前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわないときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2　主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行なうものとする。

3　主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4　主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なおうとするときは、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第三十三条中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第三十条まで」を「第三十条の四まで」に、「第二十八条第一項」を「同条第五項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会（第十七条第五項の事業を行なうべきことを定款に定めていない商工組合のみを会員とするものに限る。）」と、同項第一号中「全国及びその地区内」とあるのは「全国（商店街組合を会員とする商工組合連合会にあつては、全国及びその商工組合連合会の地区内）」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と、第二十八条第一項」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

2　安定審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八十一条第二項中「第三十条」の下に「又は第三十条の四第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）」を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」を加える。

第八十二条中「組合協約」の下に「及び特殊契約」を加える。

第八十三条に次の一項を加える。

2　専門の事項を調査させるため、中央中小企業調停審議会（以下「調停審議会」と総称する。）に、専門委員を置くことができる。

第八十四条中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会（以下「調停審議会」と総称す

る。」」を「調停審議会」に、「及び委員」を「、委員及び専門委員」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。

2　調停審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八十六条中「及び委員」を「、委員及び専門委員」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二　調停審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第八十九条第一項中「総合調整規程又は」を「総合調整規程」に改め、「組合協約」の下に「又は第三十条の二第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた特殊契約」を加え、同項第二号中「又は」を「、第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は」に改め、同項第二項中「又は総合調整規程」を「、総合調整規程又は特殊契約」に改める。

第九十条第二項中「若しくは第三十二条」を「、第三十条の二第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条」に改め、同条第三項中「又は第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条」を「、第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条」に改める。

第九十二条中「に掲げる者であつて同項」を「（第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げる者であつて同項（第三十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同項の規定による申出を受けたもの、中小企業者以外の者であつて第三十条の三第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）」に改める。

第九十四条第一項中「第三十条」の下に「又は第三十条の四第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）」を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」を加え、同条第三項中「又は勧告」を「、勧告又はあつせん若しくは調停」に改める。

第百十条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条第三号中「又は第三十三条」を「、第三十条の二第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条」に改め、同条第四項中「又は」を「組合が第二十八条第一項」に、「認めるとき」を「認めるとき、又は組合が第三十条の二第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた特殊契約の内容が第三十条の二第二項各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは」に、「又は第三十三条」を「、第三十条の二第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条」に改める。

第四条第三項中「及び合理化事業」を「、合理化事業及び特殊契約」に改める。

（大蔵・厚生・農林・通商産業大臣臨時代理・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百四十八号（昭三九・七・四）

◎特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第百八十六条中「又は書類の閲覧若しくは謄写」を「、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」に改める。

別表十三の項の次に次のように加える。

十四　第百八十六条の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円

（実用新案法の一部改正）

第二条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

別表に次のように加える。

十四　第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円

（意匠法の一部改正）

第三条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第六十三条中「又は書類」を「、書類」に改め、「謄写」の下に「又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加える。

別表に次のように加える。

十五　第六十三条の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円

（商標法の一部改正）

第四条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第七十二条中「又は書類の閲覧若しくは謄写」を「、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」に改める。

別表に次のように加える。

十一	第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円

附　則

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（通商産業大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百四十九号（昭三九・七・四）

◎電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「船舶安全法第四条第一項第三号（同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「船舶安全法第四条第一項第三号及び第四号（以上の各規定を同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十三条の二の前の見出し及び同条を次のように改める。

（義務船舶局の無線設備の条件）

第三十三条の二　義務船舶局の無線設備は、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、船舶安全法第四条第一項第三号（同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶に施設する無線設備であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

一　受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音により妨害を受けることがない場所であること。

二　当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

三　当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水又は温度の影響を受けない場所であること。

第三十五条ただし書中「船舶安全法第四条第一項第三号」の下に「及び第四号（以上の各規定を同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条の二中「船舶安全法第四条第二項」の下に「（同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十三条第一項中「五百トン以上」を「三百トン以上」に改め、同条第三項中「船舶安全法第四条第二項」の下に「（同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条を次のように改める。

（聴守義務）

第六十五条　次の表の上欄に掲げる無線局でそれぞれ同表の下欄に掲げる周波数の指定を受けているものは、同表の一の項に掲げる無線局にあつては常時、同表の二の項及び四の項に掲げる無線局にあつては二時間をこえない範囲内においてその運用義務時間（無線局を運用しなければならない時間をいう。以下同じ。）中、同表の三の項に掲げる無線局にあつては二時間をこえない範囲内において郵政省令で定める時間中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数（一の項、三の項及び四の項に掲げる無線局で五百キロサイクル及び当該各項の下欄に掲げる周波数の指定を受けているものについては、五百キロサイクルとする。）で聴守しなければならない。ただし、警急自動受信機を施設している船舶局にあつては、この限りでない。

無線局	周波数
一　国際航海に従事する船舶の義務船舶局（船舶安全法第四条第一項第三号（同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶の義務船舶局で郵政省令で定めるものを除く。）	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
二　第二種局、第三種局甲及び第三種局乙（これらの船舶無線電信局のうち、一の項に掲げる無線局に該当するものを除く。）	五百キロサイクル
三　第三種局丙（第一種局、第二種局、第三種局甲及び第三種局乙のいずれにも該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
四　海岸局	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

2　前項の無線局は、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なつている場合その他郵政省令で定める場合には、同項の規定による聴守をすることを要しない。ただし、警急自動受信機を施設している船舶局にあつては、この限りでない。

3　第一項の無線局は、その運用義務時間（第三種局丙にあつては、同項の郵政省令で定める時間）中は、警急自動受信機により聴守してはならない。ただし、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なつている場合その他郵政省令で定める場合は、この限りではない。

第九十九条の十一第一項第一号中「義務船舶局の条件」を「義務船舶局の無線設備の条件」に、「第六十五条第五項及び第六項」を「第六十五条第一項」に改め、同項第三号中「又は第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分」を「、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更又は第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定」に改める。

第百二条の次に次の九条を加える。

（伝搬障害防止区域の指定）

第百二条の二　郵政大臣は、八百九十メガサイクル以

上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一　公衆通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信

二　放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信

三　人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信

四　気象業務の用に供する無線設備による無線通信

五　電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信

六　日本国有鉄道の列車（連絡船を含む。第百八条の二第一項において同じ。）の運行の業務（政令で定めるものを除く。同項において同じ。）の用に供する無線設備による無線通信

2　前項の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもつて行なわなければならない。この場合において、その指定が同項第一号に掲げる無線通信に該当する無線通信の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域（以下「公衆通信障害防止区域」という。）の指定であるときは、その告示において、当該指定が公衆通信障害防止区域に係るものである旨を明示しなければならない。

3　郵政大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を郵政省及び関係地方公共団体の事務所に備えつけ、一般の縦覧に供しなければならない。この場合において、公衆通信障害防止区域については、その区域を表示した図面の見やすい箇所に、公衆通信障害防止区域である旨を明示しなければならない。

4　郵政大臣は、第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

（伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出）

第百二条の三　前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）においてする次の各号の一に該当する行為（以下「指定行為」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者（以下単に「建築主」という。）は、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、敷地の位置、高さ、高層部分（工作物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルをこえる部分をいう。以下同じ。）の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

一　その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。）の新築

二　高層建築物等以外の工作物の増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工作物が高層建築物等となるもの

三　高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え（改築、修繕及び模様替えについては、郵政省令で定める程度のものに限る。）

2　前項の規定による届出をした建築主は、届出をした事項を変更しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、その変更に係る事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る文書の記載をもつてしては、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を生ずる原因（以下「重要無線通信障害原因」という。）となるかどうかを判定することができないときは、郵政大臣は、その判定に必要な範囲内において、その届出をした建築主に対し、期限を定めて、さらに必要と認められる事項の報告を求めることができる。

4　前条第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定があつた際現に当該伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）において施行中の指定行為（郵政省令で定める程度にその施行の準備が完了したものを含む。）については、第一項の規定は、適用しない。

5　前項に規定する指定行為に係る建築主は、当該伝搬障害防止区域の指定後遅滞なく、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事の計画を郵政大臣に届け出なければならない。

6　第四項に規定する指定行為に係る建築主が、当該伝搬障害防止区域の指定の際におけるその指定行為に係る工事の計画（従前この項の規定による届出に係る計画の変更があつた場合には、その変更後の計画）のうち郵政省令で定める事項に係るものを変更しようとする場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第百二条の四　郵政大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事（郵政省令で定めるものを除く。）に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知つたときは、直ちに、当該建築主に対し、期限を定めて、同条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定による届出をすべきことを命ずることができる。

2　前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項を書面により郵政大臣に届け出るべき旨を命じなければならない。

3　第一項の規定に基づく命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があつた場合には、同条第三項の規定を準用する。

（伝搬障害の有無等の通知）

第百二条の五　郵政大臣は、第百二条の三第一項若しくは第二項（同条第六項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分（変更の届出に係る場合にあつては、その変更後の高層部分。以下同じ。）が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分（以下「障害原因部分」とい

う。)を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならないと認められるときは、その検討の結果を記載した文書により、その旨を当該届出をした建築主に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、当該届出があつた日(第百二条の三第三項(同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日)から三週間以内にしなければならない。

3　第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

(重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限)

第百二条の六　前条第一項及び第二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間(当該伝搬障害防止区域が公衆通信障害防止区域である場合には、三年間)は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない。

一　当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第百二条の三第二項(同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

二　当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議がととのつたとき。

三　その他郵政省令で定める場合

(重要無線通信の障害防止のための協議)

第百二条の七　前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

2　郵政大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

(違反の場合の措置)

第百二条の八　次の各号の一に該当する場合において、必要があると認められるときは、郵政大臣は、その必要の範囲内において、当該各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせてはならない旨を命ずることができる。

一　第百二条の三第一項又は第二項(同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して建築主からこれらの規定による届出がなかつた場合(第百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出があり、これにつき第百二条の五第一項及び第二項の規定による通知をした場合を除く。)において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

二　郵政大臣が第百二条の三第三項(同条第六項及び第百二条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

2　前項の相当の期間は、第百二条の六に規定する期間を基準とし、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3　郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

(報告の徴収)

第百二条の九　郵政大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要があるときは、その必要の範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に関する事項で必要と認められるものの報告を徴することができる。

(郵政大臣及び建設大臣の協力)

第百二条の十　郵政大臣及び建設大臣は、第百二条の二から第百二条の八までの規定の施行に関し相互に協力するものとする。

第百八条の二第一項中「若しくは気象業務」を「、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第百十条に次の二号を加える。

八　第百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせた者

九　第百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせた者

第百十二条に次の一号を加える。

四　第百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

第百十三条に次の二号を加える。

六　第百二条の三第一項又は第二項(同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

七　第百二条の九の規定により報告を徴された場合において、報告をせず又は虚偽の報告をした者

第百十六条に次の一号を加える。

四　第百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三条、第三十三条の二（同条の前の見出しを含む。）、第三十五条、第三十五条の二、第六十三条、第六十五条及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（電波法の一部を改正する法律の一部改正）

2　電波法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙」とし、同条第二項中「、第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第六項中」を削る。

（郵政・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百五十号（昭三九・七・四）

◎日本電気計器検定所法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員及び職員（第十一条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条―第二十五条）
第四章　財務及び会計（第二十六条―第三十四条）
第五章　監督（第三十五条・第三十六条）
第六章　雑則（第三十七条―第三十九条）
第七章　罰則（第四十条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本電気計器検定所は、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行ない、もつて電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本電気計器検定所（以下「検定所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　検定所は、主たる事務所を東京都に置く。

2　検定所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　検定所の資本金は、その設立に際し、附則第二条第一項及び第三項の規定により出資される額の合計額とする。

2　検定所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（持分の払いもどし等の禁止）

第五条　検定所は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　検定所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第六条　政府以外の出資者（第三十七条第二項並びに第三十八条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。）は、その持分を譲渡することができる。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、検定所その他の第三者に対抗することができない。

（定款）

第七条　検定所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び運営審議会その他の会議に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告に関する事項

2　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第八条　検定所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第九条　検定所でない者は、日本電気計器検定所という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、検定所に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十一条　検定所に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二条　理事長は、検定所を代表し、その業務を総理する。

2　専務理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して検定所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して検定所の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、検定所の業務を監査する。

（役員の任命）

第十三条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　専務理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十四条　理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十六条　通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により専務理事又は理事を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条　検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が検定所を代表する。

（代理人の選任）

第十九条　理事長は、理事又は検定所の職員のうちから、検定所の従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十条　検定所の職員は、理事長が任命する。

（役員等の秘密保持義務）

第二十一条　検定所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員等の地位）

第二十二条　検定所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十三条　検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項（取引用電気計器の検定）の検定を行なうこと。

二　依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行なうこと。

三　電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行なうこと。

四　前各号の業務に附帯する業務

2　検定所は、前項の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、通商産業大臣の認可を受けて、依頼に応じ、その保有する機械設備を用いて同項の業務以外の業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第二十四条　検定所は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が前条第一項第一号の検定の適正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

（検定の実施）

第二十五条　検定所は、第二十三条第一項第一号の検定を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、同号の検定を行なわなければならない。

2　検定所は、第二十三条第一項第一号の業務を行なうときは、通商産業省令で定める資格を有する者に同号の検定を行なわせなければならない。

3　第二十三条第一項第一号の検定を行なう者は、この法律及び電気測定法並びにこれらに基づく命令の規定並びに業務方法書に従つて、誠実にその職務を行なわなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十六条　検定所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十七条　検定所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十八条　検定所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　検定所は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

（書類の送付）

第二十九条　検定所は、第二十七条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十条　検定所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　検定所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して

（財務諸表）

整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十一条　検定所は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十二条　検定所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十三条　検定所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（通商産業省令への委任）

第三十四条　この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、検定所の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十五条　検定所は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十六条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に検定所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（出資者原簿）

第三十七条　検定所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込み又は給付の年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第三十八条　検定所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、検定所の解散につ

いては、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第七条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十七条、第三十一条第二項若しくは第二項ただし書又は第三十三条の認可をしようとするとき。

二　第二十四条第二項、第三十三条又は第三十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第二十八条第一項の承認をしようとするとき。

四　第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章　罰則

第四十条　第二十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検定所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした検定所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十四条第三項又は第三十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

五　第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第四十三条　第九条の規定に違反して日本電気計器検定所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十九条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検定所に対する出資）

第二条　政府は、検定所の設立に際し、この法律の施行の際現に国が電気測定法第七条第一項の検定に関する業務の用に供している建物、機械設備その他の財産であつて、検定所がその業務を行なうのに必要と認められるものを出資の目的として、検定所に出資するものとする。

2　政府は、前項の規定による出資を除き、検定所に対して出資を行なわないものとする。

3　大正十年十月十一日に設立された社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）は、検定所の設立に際し、金銭又は建物、機械設備その他の財産を出資の目的として、検定所に出資することができる。

4　第一項又は前項の規定により出資の目的とする財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（検定所の設立）

第三条　通商産業大臣は、検定所の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、検定所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、検定所の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、協会に対し、期間を定めて、その期間内に出資の申込みをすべき旨を通知しなければならない。

2　設立委員は、前項の出資の申込みがあつたとき（同項の期間内に出資の申込みがないときは、その期間を経過したとき）は、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

第六条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府に対し出資の目的たる財産の給付を、同条第一項の出資の申込みがあつた場合においては協会に対し出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

2　設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条　附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条　検定所は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（債務の承継）

第九条　協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六条）第八条第一項（試験機関の指定等）の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業省令で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に属するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることがある。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつた場合において、附則第五条第二項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する書類を添附してしなければならない。

3　前項に規定する場合には、通商産業大臣は、第一項の規定による申出に係る債務のうち検定所の承継すべき債務を指定して、附則第五条第二項の認可をしなければならない。

4　前項の規定による債務の指定があつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的たる財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時において、検定所に承継されるものとする。

5　附則第二条第四項及び第五項の規定は、前項の債務の価額の評価に準用する。

6　通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（非課税）

第十条　附則第二条第一項又は第三項の規定により出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十一条　この法律の施行の際現に日本電気計器検定所という名称を用いている者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条　検定所の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条　検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とする。

（電気測定法の一部改正）

第十四条　電気測定法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「電気計器ハ」の下に「主務大臣又ハ日本電気計器検定所ノ行フ」を加え、同条第二項中「及検定」を、「検定及検定手数料」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ検定手数料ノ額ハ適正ナル原価ニ基キ之ヲ定ム

日本電気計器検定所ノ検定ニ関スル処分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ対シ行政不服審査法ノ定ムル所ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

（登録税法の一部改正）

第十五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「高圧ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を、「高圧ガス取締法」の下に「、日本電気計器検定所法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十六条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「高圧ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十七条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十八　日本電気計器検定所が直接電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項に規定する検定の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十三　日本電気計器検定所が直接電気測定法第七条第一項に規定する検定の用に供する固定資産

（通商産業省設置法の一部改正）

第十九条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表中「一一、六六八人」を「一一、二三二人」に、「一三、一五〇人」を「一二、七一四人」に改める。

（法務・大蔵・通商産業大臣臨時代理・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十一号（昭三九・七・六）

◎恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第一条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二の次に次の一条を加える。

第二十二条の三　附則第二十二条第一項本文の規定により傷病年金を受ける者に妻があるときは、四千八百円を傷病年金の年額に加給するものとする。

附則第二十四条に次の二項を加える。

5　法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条第一項に規定する服務をした旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の服務期間（当該期間の在職年につき前項第一号に掲げる加算年が附せられることとなつている場合を除く。）で政令で定めるものについて在職年を計算する場合においては、政令で定めるところにより、当該在職期間の一月につき三月以内の月数を加えたものによる。

6　前項の規定により在職期間に加えられることとなる年月数は、第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなす。

附則第二十四条の五の次に次の一条を加える。

（加算年月数とみなされる年月数の算入に伴う措置）

第二十四条の六　前条の規定は、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で附則第二十四条第五項及び第六項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族について準用する。この場合において、前条第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和三十九年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十九年十月から」と読み替えるものとする。

附則第四十三条の次に次の一条を加える。

（外国特殊機関の職員期間のある者についての特例）

第四十三条の二　附則第四十二条の規定は、前二条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に準ずべきものとして政令で定める外国にあつた特殊機関の職員（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため公務員（前二条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員で引き続き昭和二十年八月八日まで在職していたとしたならば、その在職年月数が公務員としての在職年に加えられることとなるべきであつたものを含む。）を退職し、当該外国特殊機関職員として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、同条中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊機関職員」と、同条第四項において準用する附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和三十九年十月一日から」と、附則第四十二条第四項において準用する附則第四十一条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「改正前の恩給法第二十三条」を「改正前の恩給法第二十二条に規定する教育職員又は準教育職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続きこれに相当する奄美群島にあつた公立学校の職員となつた場合にあつては、これを同条に規定する教育職員又は準教育職員として勤続するものとみなし、同法第二十三条」に改め、「加給」の下に「（奄美群島にあつた機関の職員に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「琉球諸島民政府職員」の下に「（奄美群島にあつた機関の職員を除く。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により恩給に関する法令の規定を適用して給する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額は、琉球諸島民政府職員が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給の年額（その年額が政令で定める額に達しない者の場合にあつては、同日において受けていた俸給の年額とその年額の千分の四十五に相当する額に琉球諸島民政府職員としての在職年数（年未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額との合計額に相当する額（その額が政令で定める額をこえることとなる場合においては、その政令で定める額））を退職当時の俸給の額とみなして計算した場合の年額の普通恩給を同日から受けていたとしたならばその者の退職の日（第六条第二項の規定により退職とみなされた者にあつては、その退職とみなされた日）において受けるべきであつた普通恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額とする。

第四条の二第二項を次のように改める。

2　前項の規定により共済組合法の規定を適用して支給する給付の額の計算の基礎となる俸給の額は、琉球諸島民政府職員が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給の額（その額が政令で定める額に達しない者の場合にあつては、同日において受けていた俸給の額とその額の千分の四十五に相当する額に琉球諸島民政府職員としての在職年数（年未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額との合計額に相当する額（その額が政令で定める額をこえることとなる場合においては、その額））を退職当時の俸給の額とみなして計算した場合の額の退職年金を同日から受けていたとしたならばその者の退職の日（第六条の二第二項の規定により退職とみなされた者にあつては、その退職とみなされた日）において受けるべきであつた退職年金の額の計算の基礎となるべき俸給の額とする。

第六条及び第六条の二を次のように改める。

（在職年の通算の辞退）

第六条　第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、同項の規定による在職年の通算を辞退すべき旨を申し出ることができる。

2　前項の規定による申出をした者は、恩給に関する法令の規定の適用については、当該申出をした日前六月以内でその者の指定する日に退職したものとみなす。

3　第一項の規定による申出は、内閣総理大臣に対してしなければならない。

4　第二項の規定により退職したものとみなされる者は、前条の規定の適用についても、同項の規定により退職したものとみなされる日に退職したも

のとみなす。

（在職期間の通算の辞退）

第六条の二　第四条の二第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員で、同項の規定による退職年金についての最短給付年限（以下この条において「最短給付年限」という。）に達したものは、同項の規定による在職期間の通算を辞退すべき旨を申し出ることができる。

2　前項の規定による申出をした者は、共済組合法の規定の適用については、当該申出をした日前六月以内でその者の指定する日（最短給付年限に達した日が当該申出をした日前六月以内にあるときは、その最短給付年限に達した日）に退職したものとみなす。

3　第一項の規定による申出は、内閣総理大臣を経由して当該新組合の代表者に対してしなければならない。

4　第二項の規定により退職したものとみなされる者は、第五条の規定の適用についても、同項の規定により退職したものとみなされる日に退職したものとみなす。

第八条第一項中「九十日」を「百二十日」に改める。

第九条第二項中「九十日」を「百二十日」に、「又は本邦官公署職員となつた場合」を「となつた場合又はその帰国の日から九十日以内に本邦官公署職員となつた場合」に改める。

第十条第一項中「九十日」を「百二十日」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第八条第二項中「ただし書の規定は」を「ただし書の規定は、」に改め、「、附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について」を削る。

附則第九条第二項を削る。

附則第十条第二項中「ただし書の規定は」を「ただし書の規定は、」に改め、「、附則第三条の規定は前項の規定により改定された恩給を受ける者について」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（傷病年金に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十二条の規定による傷病年金を受ける者に妻があるときは、その年額を、昭和三十九年十月分以降、その年額に四千八百円を加給した年額に改定する。

2　この法律の施行の際現に法律第百五十五号による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定の例により傷病年金を受ける者（前項に規定する者を除く。）に妻があるときは、その年額を、昭和三十九年十月分以降、その年額（その年額が同法の規定の例により加給されたものであるときは、その者に当該加給の原因となる者がなかつたとしたならばその者が同月において受けるべきであつた傷病年金の年額）に四千八百円を加給した年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

3　この法律の施行前に給与事由の生じた傷病年金の昭和三十九年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第四条の規定を適用して計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十九年十月分以降、その年額をこの法律による改正後の同条の規定を適用して計算して得た年額に改定する。

2　この法律の施行前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年九月分までの年額の計算については、この法律による改正後の特別措置法第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特別措置法第四条の二の規定を適用して計算して得た額の退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受けている者については、昭和三十九年十月分以降、その額をこの法律による改正後の同条の規定を適用して計算して得た額に改定する。

2　この法律の施行前に給与事由の生じた退職給付、廃疾給付又は遺族給付の昭和三十九年九月分までの年額の計算については、この法律による改正後の特別措置法第四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　この法律による改正後の特別措置法第八条から第十条までの規定は、恩給に関する法令の規定の適用については、この法律の施行前に琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した元南西諸島官公署職員についても適用する。ただし、これらの規定を適用した場合においても、その在職年が普通恩給についての最短恩給年限に変しない者については、この限りでない。

第六条　前条の規定により恩給に関する法令の規定による普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十九年十月から始めるものとする。

第七条　この法律の施行前に琉球諸島民政府職員で、この法律による改正後の特別措置法第八条又は第九条の規定を適用したならば、同法の規定により共済組合に関する法令の規定の適用を受けることとなつた者については、同法の規定により新たに同法の規定により共済組合に関する法令の規定の適用を受けることとなつた者についての共済組合における当該普通恩給又は扶助料の額の計算について準用する。この場合において、同項中「退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、廃疾年金、退職一時金若しくは廃疾一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金」と読み替えるものとする。

（停止年額についての経過措置）

第八条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項の規定の例による。

（旧勅令第六十八号第八条第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給）

第九条　旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）による改正前の恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という。）第八条第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失つたことのある恩給法上の公務員（以下この条において「恩給公務員」という。）で、恩給公務員としての在職年が七年以上普通恩給についての最短年限未満であるもの（その者が、この法律の施行前に死亡した者であるときは、その恩給法上の遺族）に対しては、当該恩給公務員が一時恩給を受ける権利又は資格を失つた時から普通恩給を受けていたとしたならば旧勅令第六十八号第八条第二項の規定の適用を除外することとした法令の規定により一時恩給を受ける権利を取得した時において当該普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に恩給公務員としての在職年の年数を乗じて得た金額の一時金を給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により当該恩給公務員としての在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金を受ける権利を有している者

二　この法律の施行の際現に当該恩給公務員としての在職年がその期間に算入されることとされている退職年金に関する恩給法以外の法令の規定の適用を受けている者

三　法律第百五十五号附則第二十九条第一項の規定の適用を受けた者

2　前項の規定による一時金の負担、裁定及び支給については、これを恩給法に規定する一時恩給（遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料）とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五十二号（昭三九・七・六）

◎地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（地方公務員共済組合法の一部改正）

第一条　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法

目次中「第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）」を

「第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）
第十二章　地方団体関係団体職員の年金制度
第一節　総則（第百七十四条―第百七十九条）
第二節　団体共済組合員（第百七十九条―第百九十四条）
第三節　団体共済組合の給付（第百九十五条―第百九十八条）
第四節　費用の負担（第二百九条―第二百二条）
第五節　審査請求（第二百三条―第二百十二条）
第六節　雑則（第二百十三条―第二百十八条）
第七節　罰則（第二百十九条―第二百二十二条）」

に改める。

第一条第一項中「地方議会議員」の下に「及び地方団体関係団体の職員」を加える。

第二条第一項中「第十一章」の下に「及び第十二章」を加える。

第三十八条第二項中「、第五十条及び第五十四条」を「及び第五十条」に改める。

第五十一条中「この法律」の下に「（第十一章及び第十二章を除く。）」を加える。

第百十三条第二項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十五」に、「百分の五十五」を「百分の四十二・五」に改める。

第百二十六条第一項中「地方議会議員共済会」の下に「及び第百七十四条第一項の地方団体関係団体職員共済組合」を加え、同条第二項中「掛金」の下に「（第百三十三条第二項の組合員の掛金をいう。第百二十九条第二項において同じ。）」を加える。

第百二十九条第一項中「年金である」を「この法律に基づく年金である」に改める。

第百四十二条第一項第三号及び第四号を削る。

第百四十八条第一号中「第十一章を除く」を「第十一章及び第十二章を除く。以下この条において同じ」に改める。

第百五十四条中「、第五十条及び第五十四条」を「及び第五十条」に改める。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章　地方団体関係団体職員の年金制度

第一節　総則

（地方団体関係団体職員共済組合）

第百七十四条　次に掲げる団体（以下「団体」という。）の職員をもつて地方団体関係団体職員共済組合（以下「団体共済組合」という。）を設ける。

一　地方自治法第二百六十三条の三に規定する連合組織で同条の規定による届出をしたもの

二　地方自治法第二百六十三条の二第一項に規定する公益的法人

三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十三条第一項に規定する国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

四　健康保険法第二十二条に規定する健康保険組合で地方公共団体の職員を被保険者とするもの

五　消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）第一条に規定する消防団員等公務災害補償等共済基金

六　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第一条に規定する水害予防組合

2　団体共済組合は、法人とする。

3　団体共済組合は、主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第百七十五条　団体共済組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　運営審議会に関する事項

五　役員に関する事項

六　組合員の範囲その他組合員に関する事項

七　給付に関する事項

八　掛金に関する事項

九　地方団体関係団体職員共済組合審議会に関する事項

十　資産の管理その他財務に関する事項

十一　その他組織及び業務に関する重要事項

2　定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　団体共済組合は、定款の変更について前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（登記）

第百七十六条　団体共済組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第百七十七条　民法第四十四条及び第五十条の規定は、団体共済組合について準用する。

（名称使用の制限）

第百七十八条　団体共済組合でない者は、地方団体関係団体職員共済組合という名称を用いてはならない。

（運営審議会）

第百七十九条　団体共済組合に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、委員十人以内で組織する。

3　委員は、自治大臣が団体共済組合の組合員（以下「団体共済組合員」という。）のうちから命ずる。

4　自治大臣は、前項の規定により委員を命ずる場合には、団体共済組合の業務について広い知識を有する者のうちから命じなければならない。この場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第百八十条　次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一　定款の変更

二　運営規則の変更

三　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2　運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて団体共済組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

（役員）

第百八十一条　団体共済組合に、役員として理事長、理事五人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第百八十二条　理事長は、団体共済組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、

又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して団体共済組合の業務を執行する。

3　監事は、団体共済組合の業務を監査する。

（役員の任命）

第百八十三条　理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

2　理事は、理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期等）

第百八十四条　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就職するまでの間は、なお、その職務を行なう。

3　団体共済組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（役員の解任）

第百八十五条　自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

2　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（理事長の代表権の制限）

第百八十六条　団体共済組合と理事長（第百八十二条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が団体共済組合を代表する。

（運営規則）

第百八十七条　団体共済組合は、団体共済組合の業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2　団体共済組合は、運営規則を変更する場合には、あらかじめ、自治大臣の認可を受けなければならない。

3　団体共済組合は、前項の承認を受けたときは、同項の書類を事務所に備え付け、団体共済組合員ならない。

（事業年度）

第百八十八条　団体共済組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び予算）

第百八十九条　団体共済組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。

2　団体共済組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつど、自治大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第百九十条　団体共済組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　団体共済組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後二月以内に自治大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3　団体共済組合は、前項の承認を受けたときは、同項の書類を事務所に備え付け、団体共済組合員

の閲覧に供しなければならない。

（借入金の制限）

第百九十一条　団体共済組合は、借入金をしてはならない。ただし、団体共済組合の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（積立金）

第百九十二条　団体共済組合は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

（資金の運用）

第百九十三条　団体共済組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（自治省令への委任）

第百九十四条　この節に規定するもののほか、団体共済組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、自治省令で定める。

第二節　団体共済組合員

（団体共業組合員）

第百九十五条　団体又は団体共済組合（以下「団体等」という。）に使用される者で、団体等から給料を受けるもの（役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除き、以下「団体職員」という。）は、すべて団体共済組合員とする。

2　団体等に使用される者で、地方公務員の場合における休職の事由に相当する事由により地方公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けたものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服することを要する者とみなす。

（資金の運用）

第百九十三条　団体共済組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（自治省令への委任）

第百九十四条　この節に規定するもののほか、団体共済組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、自治省令で定める。

第二節　団体共済組合員

（団体共業組合員）

第百九十五条　団体又は団体共済組合（以下「団体等」という。）に使用される者で、団体等から給料

「団体共済組合員期間」という。）の計算は、団体共済組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

2　団体共済組合員がその資格を喪失した後再び団体共済組合員の資格を取得したときは、前後の団体共済組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合には、前に通算退職年金又は退職一時金の基礎となつた団体共済組合員期間（通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた団体共済組合員期間を含む。）については、この限りでない。

3　前項の場合において、同じ月が前後の団体共済組合員期間に属するときは、その月は、後の団体共済組合員期間には算入しない。

第三節　団体共済組合の給付

（団体共済組合の給付）

第百九十八条　団体共済組合は、この章に定めるところにより、団体共済組合員の退職、廃疾又は死亡に関し、次に掲げる給付を行なうものとする。

一　退職給付

二　廃疾給付

三　遺族給付

（給料）

第百九十九条　この章において「給料」とは、団体共済組合員である団体職員が、団体等から勤務の対償として受ける給与で、第二条第一項第五号に規定する給料に相当するものをいう。

（給付額の算定の基準となる給料）

第二百条　給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の属する月以前の団体共済組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数）で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて給料年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて給料日額とする。

（公課の禁止）

第二百一条　租税その他の公課は、団体共済組合の給付として支給を受ける金額を標準として、課することができない。ただし、退職給付については、この限りでない。

（準用規定）

第二百二条　この節に規定するもののほか、第百九十八条に規定する給付については、第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条第一項、第四十五条から第五十一条まで（第四十八条第一項及び第四十九条第二項を除く。）、第七十四条から第九十九条まで、第百八条、第百九条、第百十一条並びに別表第二から別表第五までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二項	前項第二号又は第三号	前項第三号
第四十七条	弔慰金、遺族年金	遺族年金
第四十八条第二項	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	給付金
第四十九条第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）	その給付に要した費用に相当する金額
第五十条第一項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）	給付事由
	給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）	給付を受ける権利を有する者
第五十一条	この法律（第十一章及び第十二章を除く。）に基づく給付	給付
	退職給付又は休業手当金	退職給付
第七十四条	長期給付	給付
第八十六条第一項第一号	公務	業務
第八十九条第二項	公務傷病	業務傷病

第八十六条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条第四項、第八十九条第一項及び第三項、第九十条第四項及び第五項、第九十三条第一項第四号	公務	業務
	公務傷病	業務傷病
	療養補償若しくはこれに相当する補償	療養補償
	打切補償若しくはこれに相当する補償	打切補償
第八十六条第二項	療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続して給付を受けている者にあつては、療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時」	退職の時までにその傷病がなおらなかつた者にあつては、「当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時」、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師若しくは歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した時又は当該傷病がなおらなかつた時のどちらか早い時」
		地方公務員共済組合審査会
第八十六条第三項	地方公務員共済組合審査会	地方団体関係団体職員共済組合審査会
第八十八条第五項	公務傷病	業務傷病
	長期給付	給付
第九十一条	公務	業務
	障害補償若しくはこれに相当する補償	障害補償
第九十二条第一項	公務	業務
	療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項の規定により継続して給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおつた時	当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けている者にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過するまでの間になおつた時、その他の者にあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過するまでの間になおつた時

第九十三条第一項第一号から第三号まで、第九十八条第一項	公務傷病	業務傷病
第九十七条	遺族補償若しくはこれに相当する補償	遺族補償
第百八条第一項	病気、負傷、廃疾、死亡若しくは災害	廃疾若しくは死亡
	当該病気、負傷、廃疾、死亡又は災害	当該廃疾又は死亡
第百八条第二項	第百二十六条第三項	第二百十三条第三項
第百八条第三項	病気、負傷、廃疾	廃疾
	その病気若しくは廃疾	その廃疾
	当該病気、負傷、廃疾	当該廃疾
第百十一条第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
	長期給付	給付
別表第四	公務	業務

第四節　費用の負担

（費用の負担）

第二百三条　団体共済組合の給付に要する費用は、その費用の予想額と給付に係る次項の掛金及びその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金の額が平準的となるように算定するものとする。この場合においては、少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする。

2　団体共済組合の業務に要する費用は、団体共済組合員及び団体等が掛金として負担する。

3　前項の掛金は、団体共済組合員及び団体等が次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一　給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）　団体共済組合員百分の四十二・五、団体等百分の五十七・五

二　業務による廃疾年金又は前条において準用する第九十三条第一項第二号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用　団体等百分の百

三　団体共済組合の事務に要する費用　団体等百分の百

（掛金の徴収）

第二百四条　団体共済組合は、その業務に要する費用に充てるため、前条第二項の掛金を徴収する。

2　前項の規定による掛金の徴収は、団体共済組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、行なうものとする。この場合において、団体共済組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に団体共済組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

3　掛金は、自治省令で定めるところにより、団体共済組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、団体共済組合の定款で定める。

4　団体共済組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。

（掛金の納付義務等）

第二百五条　団体等は、自己及びその使用する団体共済組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに団体共済組合に納付する義務を負う。

2　団体等は、団体共済組合員の給与を支給するときは、その給与から当該団体共済組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金（団体共済組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金）に相当する金額を控除することができる。

3　団体等は、前項の規定により控除されなかつた掛金の金額があるときは、団体共済組合員（団体共済組合員であつた者を含む。）の給与を支給する際その給与から当該金額に相当する金額を控除することができる。

（督促及び延滞金の徴収）

第二百六条　団体共済組合は、掛金を滞納した団体に対し、期限を指定して、その掛金の納付を督促しなければならない。

2　前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3　第一項の規定によつて督促したときは、団体共済組合は、掛金の額百円につき一日四銭の割合で、納付期限の翌日から掛金の完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4　前項の場合において、掛金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金の額を控除した金額による。

5　掛金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6　督促状に指定した期限までに完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7　延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（滞納処分）

第二百七条　前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、団体の住所又はその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、団体共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、団体共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2　市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、団体共済組合は、自治大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

（先取特権の順位）

第二百八条　掛金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収に関する通則）

第二百九条　掛金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第五節　審査請求

（審査請求）

第二百十条　団体共済組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この章の規定による徴収金の徴収、第二百七条の規定による処分又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方団体関係団体職員共済組合審査会（以下「団体共済組合審査会」という。）に行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、処分又は確認があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（団体共済組合審査会）

第二百十一条　団体共済組合に、団体共済組合審査会を置く。

2　団体共済組合審査会は、委員六人をもつて組織する。

3　委員は、団体共済組合員を代表する者、団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、団体共済組合の理事長が委嘱する。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　団体共済組合審査会に会長を置く。会長は、団体共済組合審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行なう。

（準用規定）

第二百十二条　前条に規定するもののほか、団体共済組合審査については、第百十九条から第百二十一条までの規定を準用する。この場合において、第百十九条第一項中「地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体を代表する委員」と読み替えるものとする。

第六節　雑則

（時効）

第二百十三条　この章の規定に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、五年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

2　掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

3　時効期間満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一　団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二　遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

4　団体共済組合のする掛金その他この章の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（監督）

第二百十四条　団体共済組合の業務の執行は、自治大臣が監督する。

2　団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を自治大臣に提出しなければならない。

3　自治大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に団体共済組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4　自治大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、団体共済組合に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

5　厚生大臣は、必要があると認めるときは、団体共済組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

（団体共済組合の報告徴取等）

第二百十五条　団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、団体に、その使用する団体共済組合員の異動、給料等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他団体共済組合の業務の執行に必要な事務を行なわせることができる。

2　団体共済組合は、自治省令で定めるところにより、団体共済組合員又はこの章の規定による給付を受けるべき者に、団体共済組合又は団体に対して団体共済組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

（準用規定）

第二百十六条　第百二十七条の規定はこの章の規定による給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出に係る期間の計算について、第百二十八条の規定は団体共済組合員、団体共済組合員であつた者又はこの章の規定による給付を受ける権利を有する者の戸籍の証明について、第百二十九条の規定はこの章の規定による給付及び掛金に係る端数計算について、第百三十三条の規定はこの章の規定による給付に関する事項の報告について準用する。この場合において、同条中「総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令」とあるのは、「厚生省令・自治省令」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法等との関係）

第二百十七条　第百七十四条第一項第一号に掲げる団体で法人でないものに使用される者は、厚生年金保険法第十二条第一号に規定する法人に使用される者とみなす。

2　団体共済組合員は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

3　団体共済組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

（自治省令への委任）

第二百十八条　第百七十四条から第二百十六条までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に関し必要な細則は、自治省令で定める。

第七節　罰則

（罰則）

第二百十九条　第二百十四条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二百二十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした団体共済組合の役員又は団体共済組合の事務を行なう者は、三万円以下の過料に処する。

一　この章の規定により自治大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第百七十六条の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第百九十三条の規定に違反して、団体共済組合の業務上の余裕金を運用したとき。

四　第二百十四条第四項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

五　この章に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第二百二十一条　第二百十五条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第二百二十二条　第百七十八条の規定に違反して地方団体関係団体職員共済組合という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

附則第三十五条の次に次の一条を加える。

（団体共済組合の給付に要する費用の算定の特例）

第三十五条の二　第二百三条第一項に規定する団体共済組合の給付に要する費用は、同項の規定にかかわらず、自治大臣が定める日までの間は、自治大臣の告示する費用をもつて当該給付に要する費用とする。

附則第四十条の見出し中「長期給付」を「長期給付等」に改め、同条中「及び共済年金」を「、共済年金及び団体共済組合が行なう給付」に改める。

附則第四十七条第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条　地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に、「第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第百四十条―第百四十三条）」を「第十三章　互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第百四十条―第百四十三条の二）」に改める。

第二条第一項第二号中「新法」を「三十七年法」に改め、同項第三号イ中「新法」を「三十七年法」に、「以下」を「第十三章の二を除き、以下」に改め、同項第十号中「以下同じ」を「第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ」に改め、「（新法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組

合員となり、引き続きその組合員である者を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定の適用については、恩給に関する法令の改正に伴い、自治省令で定める日までになされた退職年金条例の改正で、政令で定める基準に従い次に掲げる規定に相当する規定を当該退職年金条例に設けるものは、同項に規定する昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例の改正に該当しないものとする。

一　法律第百五十五号附則第四十一条及び第四十二条

二　法律第百五十五号附則第四十四条

三　法律第百五十五号附則第四十三条

四　法律第百五十五号附則第四十三条の二

第三条第一項中「新法による」を「三十七年法による」に改め、同条第二項中「新法が」を「三十七年法が」に改め、同項第二号中「新法による」を「三十七年法による」に改める。

第三条の二中「新法が」を「三十七年法が」に改める。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

四　恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十一号）による改正前の恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）附則第三条の規定に相当する恩給組合条例の規定　当該恩給組合条例の規定は、削除されたものとする。

第三条の三に次の一項を加える。

3　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員として勤務したことがある者については、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊機関職員として勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例在職期間に加えるものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第三条の四に次の一項を加える。

2　前項において準用する年金額改定法第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定が改正された場合における前項の規定の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　第二条第四項に規定する退職年金条例の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに退隠料又はこれに基づく退職年金条例の遺族年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該退隠料を受ける権利を有していたものとみなして、当該退隠料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

第七条第一項第一号ニ中「次条」を「第八条」に改める。

第七条の二に次の一項を加える。

2　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員として勤務していたものであるときは、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊機関職員として勤務していた期間を当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。ただし、第三条の三第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられた期間については、この限りでない。

第十条に次の一号を加える。

四　職員又は第百三十一条第一項に規定する国の職員等であつた者（職員又は同項に規定する国の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。）で、法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後職員となつたものの当該特殊機関に勤務していた期間（当該外国政府又は法人に勤務していた者については、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。）のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十一条第一項第五号中「及び第百十一条第一項第一号」を、第百十一条第一項第一号及び第十三章の二」に改める。

第二十条第一項中「以下同じ」を「第十三章の二を除き、以下同じ」に改める。

第三十六条中「以下同じ」を「第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ」に改める。

第二章第五節中第五十四条の次に次の一条を加える。

（退職年金条例の改正に伴う組合員期間の計算等の特例）

第五十四条の二　第二条第四項に規定する退職年金条例の改正がなされた場合における更新組合員又はその遺族に係る組合員期間の計算、長期給付の支給その他新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、法律で別に定めるものを除き、政令で定める。

第五十五条第一項中「及び第三項」の下に、「第五条の二」を加え、同条第二項中「第五条第二項（第三号を除く。）」の下に、「第五条の二」を加え、「並びに前条第一項」を「及び第五十四条第一項」に改め、同条第三項中「又は第八条第一項又は第十五条」に改める。

第五十七条第二項中「加算年の年月数」の下に、「（同条第六項の規定により同条第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。）」を加える。

第六十四条第一項中「以下「厚生年金保険」という」を「第十三章の二を除き、以下「厚生年金保険」という」に改める。

第百三十一条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　職員又は国の職員等であつた者（職員又は国の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。）で法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後国の職員等となつたものの当該特殊機関に勤務していた期間（当該外国政府又は法人に勤務していた者については、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。）のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第百三十二条中「新法による」を「三十七年法による」に改める。

第百四十条中「この章において」の下に「「新法」とは、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号。以下この章において「三十九年改正法」という。）による改正後の地方公務員等共済組合法をいい、「施行日」とは、

新法附則第一条本文に規定する施行日をいい」を加え、「新法による」を「三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による」に改める。

第百四十三条を第百四十二条の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第十三章の二　団体共済更新組合員に関する経過措置等

（定義）

第百四十三条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　新法　地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号。以下この章において「三十九年改正法」という。）による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。

二　旧市町村共済法　三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前の市町村職員共済組合法をいう。

三　団体共済組合、団体共済組合員、団体職員又は給料　それぞれ新法第百七十四条第一項、新法第百七十九条第三項、新法第百九十五条第一項又は新法第百九十九条に規定する団体共済組合、団体共済組合員、団体職員又は給料をいう。

四　業務傷病又は業務による廃疾年金　新法第二百二条において準用する新法第八十六条第一項第一号又は新法第八十六条第二項に規定する業務傷病又は業務による廃疾年金をいう。

五　団体共済更新組合員　三十九年改正法附則第一条本文に規定する施行日（以下この章において「施行日」という。）の前日に団体職員であつた者で施行日に団体共済組合員となり、引き続き団体共済組合員である者をいう。

六　退職時の給料年額　団体共済組合員が退職（新法第百九十六条第二項に規定する退職をいう。以下同じ。）し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

七　新法の給料年額　新法第二百条の規定により算定した給料年額をいう。

八　退職時の給料日額　団体共済組合員が退職し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の三十分の一に相当する金額をいう。

九　新法の給料日額　新法第二百条の規定により算定した給料日額をいう。

2　前項第七号又は第九号に掲げる額を算定する場合においては、新法第二百条に規定する掛金の標準となつた給料には、施行日前の期間（次条第一項第二号ロの期間を除く。以下この項において同じ。）に係る給料は算入せず、また、新法第二百条の団体共済組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

（施行日前の団体職員であつた期間の取扱い）

第百四十三条の二　団体共済更新組合員の施行日前の次の期間は、団体共済組合員期間（新法第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。）に算入する。

一　施行日の前日に厚生年金保険法による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。第百四十三条の二十二第一項において同じ。）

二　団体職員（新法第百七十四条第一項第一号に掲げる団体にその権利義務を引き継いだ団体に使用されていた者で団体職員に相当するものを含む。以下同じ。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもののうち次に掲げる期間

イ　旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けていた期間及びこれに相当する期間（次号において「旧市町村職員共済組合の組合員期間」という。）でロに掲げる期間に引き続いているもの

ロ　三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員となつた者の当該組合員として新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受けていた期間（次号において「市町村職員共済組合の組合員期間」という。）で施行日の前日まで引き続いているもの

三　団体職員であつた期間（昭和二十二年五月三日以後の期間に限る。）で施行日の前日まで引き続いているもののうち前二号に掲げる期間以外の期間（旧市町村職員共済組合の組合員期間又は市町村職員共済組合の組合員期間で旧市町村共済法若しくは新法第四章第三節第二款若しくは第三款の規定による退職給付若しくは廃疾給付又はこれらに相当する給付の基礎となつた期間（旧市町村共済法又は新法第八十三条の規定による退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。）を除く。）

2　前項の規定の適用については、旧市町村共済法附則第三十二項の規定により同項に規定する組合員であつた期間とみなされた期間は、前項第二号イの期間とみなす。

3　団体共済更新組合員に係る新法第二百二条において準用する新法第八十三条又は新法第九十八条の規定による退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合には、第一項の規定にかかわらず、その者の同項第三号の期間は、新法第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間に算入しない。

4　第一項第三号の期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとする。

（退職年金の額の特例）

第百四十三条の三　団体共済更新組合員に対する新法第二百二条において準用する新法第七十八条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の期間（団体職員でなかつた期間を除く。）　二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の七十五分の一、二十年をこえる年数については一年につき退職時の給料年額の二百二十五分の二に相当する金額

二　前条第一項第二号イの期間　二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき退職時の給料年額の九十分の一に相当する金額

三　前条第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間　第一号又は前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき退職時の給料年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一

年につき退職時の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

四　施行日以後の団体共済組合員期間及び前条第一項第二号ロの期間　前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。第百四十三条の十第一項第一号から第三号までを除き、以下同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　前項の規定を適用する場合において、同項第一号から第三号までの期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

（特例による退職年金の額の最高限及び最低保障）

第百四十三条の四　前条の規定により算定した金額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当然金額を同条の退職年金の額とする。

2　前条の規定により算定した金額が三万五千五百二十円より少ないときは、当該金額を同条の退職年金の額とする。

（通算退職年金の受給資格の特例）

第百四十三条の五　第二十条第一項の表の上欄に掲げる者である団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間（通算年金通則法に規定する通算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第二百二条において準用する新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

2　通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3　第二十条第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者である団体共済組合員又は団体共済組合員であつた者で、昭和三十六年四月一日以後の団体共済組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第二百二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

（退職一時金の額の特例）

第百四十三条の六　団体共済更新組合員に対する新法第二百二条において準用する新法第八十三条の規定による退職一時金の額の算定の基礎となる同条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第百四十三条の二第一項第一号の期間（団体職員でなかつた期間を除く。）　退職時の給料日額に、当該期間に対応する別表第三に定める日数を乗じて得た金額の百分の八十に相当する金額

二　第百四十三条の二第一項第二号イの期間　退職時の給料日額に、当該期間に対応する別表第三に定める日数を乗じて得

た金額の百分の五十五に相当する金額

四　施行日以後の団体共済組合員期間及び第百四十三条の二第一項第二号ロの期間　新法の給料日額に、当該期間と前三号の期間とを合算した期間に対応する別表第四に定める日数から前三号の期間に対応する同表に定めるそれぞれの日数を控除した日数を乗じて得た金額

第百四十三条の七　施行日の前日に厚生年金保険の被保険者であつた団体共済更新組合員で第一号若しくは第三号に該当するもの（同号に該当する者にあつては、昭和三十六年十一月一日前から施行日の前日まで引き続き厚生年金保険の第二種被保険者であつた者に限る。）又は同日に新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員で次の各号の一に該当するものについて新法第二百二条において準用する新法第八十三条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を団体共済組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一　明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二　昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子

三　昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子

（業務による廃疾年金に関する規定の適用）

第百四十三条の八　新法第二百二条において準用する新法第八十六条から第九十二条までの規定中業務による廃疾年金に関する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病気にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により廃疾となつた場合について適用する。

（業務によらない廃疾給付に関する特例）

第百四十三条の九　第百四十三条の二第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いているものは、新法第二百二条において準用する新法第八十六条第一項第二号の規定の適用については、団体共済組合員であつた期間とする。

（団体共済組合員期間二十年をこえる団体共済更新組合員の廃疾年金の額の特例）

第百四十三条の十　団体共済更新組合員に対する新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金の額うち二十年をこえる団体共済組合員期間について加算する金額は、新法第二百二条において準用する新法第八十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　第百四十三条の二第一項第一号の期間（団体職員でなかつた期間を除く。）で二十年をこえるものそのこえる期間　その年数一年につき退職時の給料年額の二百二十五分の二に相当する金額

二　第百四十三条の二第一項第二号イの期間で二十年をこえるものそのこえる期間　その年数一年につき退職時の給料年額の九十分の一に相当する金額

三　第百四十三条の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間で同項第一号の期間（団体職員でなかつた期間を除く。）又は同項第二号イの期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間　その年数一年

につき退職時の給料年額の百八十分の一・一に相当する金額

四　施行日以後の組合員期間及び第百四十三条の二第二項第二号ロの期間で同項第一号の期間、同項第二号イの期間又は同項第三号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間その年数につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2　第百四十三条の三第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

（業務傷病による死亡に係る遺族年金の規定の適用）

第百四十三条の十一　新法第二百二条において準用する新法第九十三条から第九十九条までの規定中新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病気にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

（遺族年金の受給資格に係る団体共済組合員期間）

第百四十三条の十二　新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金（業務による廃疾年金を受ける者に係る遺族年金を除く。）を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

（団体共済組合員期間二十年をこえる者に係る遺族年金の額の特例）

第百四十三条の十三　団体共済更新組合員に係る新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる団体共済組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第百四十三条の十第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2　第百四十三条の三第二項の規定は、前項の第百四十三条の十第一項各号の期間について準用する。

（団体共済組合員期間十年以上二十年未満の者に係る遺族年金の額の特例）

第百四十三条の十四　団体共済更新組合員に係る新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第百四十三条の三の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

（特例による遺族年金の額の最低保障）

第百四十三条の十五　新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一項第一号若しくは第百四十三条の十三又は前条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、その額を当該遺族年金の額とする。

（遺族一時金の額の特例）

第百四十三条の十六　団体共済更新組合員が死亡した場合におけるその遺族（新法第二百二条において準用する新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）に対する新法第二百二条において準用する新法第九十八条の規定による遺族一時金の額は、第百四十三条の六の規定により算定した金額に相当する金額とする。

（地方公務員共済組合法の退職年金等の受給の申出）

第百四十三条の十七　施行日の前日において三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員であつた団体共済更新組合員で、同法の規定の適用につき同日に退職したとしたならば、同法第七十八条若しくは第八条から第十条まで又は同法第八十六条若しくは第二十六条第二項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなるものが、施行日から六十日以内に、当該市町村職員共済組合に対してこれらの年金を受けることを希望する旨の申出をしたときは、その者は、同法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において退職したものとみなす。この場合においては、その者については、第百四十三条の二第一項第二号の規定を適用しないものとする。

（再就職者の取扱い）

第百四十三条の十八　第百四十三条の二から第百四十三条の四まで、第百四十三条の十及び第百四十三条の十三から第百四十三条の十五までの規定は、団体共済更新組合員であつた者で再び団体共済組合員となつたものについて準用する。

（再就職者に係る退職年金等の額に関する特例）

第百四十三条の十九　団体共済更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第百四十三条の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたものに対する前条において準用する第百四十三条の三第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号、同項第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　第百四十三条の六第一号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・六に相当する金額

二　第百四十三条の六第二号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額

三　第百四十三条の六第三号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百二十分の〇・五に相当する金額

四　第百四十三条の六第四号の期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額

2　前項に規定する者について、前条の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における厚生年金保険法の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつた者とみなす。

3　第一項に規定する者について、新法第二百二条において準用する新法第八十七条第三項の規定を適用する場合には、同項中「第七十八条第三項第一号又は第二号」とあるのは、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百四十三条の十九第一項各号又は第二百二条において準用する第七十八条第三項第二号」とする。

（期間計算の方法）

第百四十三条の二十　新法第百二十七条の規定は、この章の規定による給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出に係る期間の計算について準用する。

（厚生年金保険の被保険者であつた期間等の取扱い）

第百四十三条の二十一　第百四十三条の二第一項第一号の期間を有する団体共済更新組合員の同項の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における厚生年金保険法の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつた者とみなす。

2　第百四十三条の二第一項第二号の期間を有する団体共済更新組合員の同項の規定により団体共済組合員期間に算入された同号の期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。

（厚生保険特別会計からの交付金等）

第百四十三条の二十二　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、第百四十三条の二第一項の規定により同項第一号の期間を団体共済組合員期間に算入される団体共済更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年以内に厚生保険特別会計から団体共済組合に交付するものとする。

2　市町村職員共済組合は、新法第二十四条の規定による責任準備金のうち、第百四十三条の二第一項の規定により同項第二号の期間を団体共済組合員期間に算入される団体共済更新組合員の同号の期間に係る部分を、政令で定めるところにより、団体共済組合に移換するものとする。

3　この章の規定により団体共済更新組合員について生ずる団体共済組合の追加費用については、第百三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国又は地方公共団体」とあるのは「新法第百七十四条第一項に規定する団体」と、同条第二項中「組合又は連合会」とあるのは「団体共済組合」と読み替えるものとする。

4　新法第二百六条から第二百九条まで並びに第二百十三条第二項及び第四項の規定は、前項の追加費用について準用する。

（政令への委任）

第百四十三条の二十三　この章に規定するもののほか、新法第十二章及びこの章の団体共済組合が行なう給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

期間	日数
六月以上一年未満	一〇日
一年以上一年六月未満	二〇日

期間	日数
一年六月以上二年未満	三〇日
二年以上二年六月未満	四〇日
二年六月以上三年未満	五〇日
三年以上三年六月未満	六〇日
三年六月以上四年未満	七〇日
四年以上四年六月未満	八〇日
四年六月以上五年未満	九〇日
五年以上五年六月未満	一〇〇日
五年六月以上六年未満	一一〇日
六年以上六年六月未満	一二〇日
六年六月以上七年未満	一三〇日
七年以上七年六月未満	一四〇日
七年六月以上八年未満	一五〇日
八年以上八年六月未満	一六〇日
八年六月以上九年未満	一七〇日
九年以上九年六月未満	一八〇日
九年六月以上一〇年未満	一九〇日
一〇年以上一〇年六月未満	二〇〇日

一〇年六月以上一一年未満	二一五日
一一年以上一一年六月未満	二三〇日
一一年六月以上一二年未満	二四五日
一二年以上一二年六月未満	二六〇日
一二年六月以上一三年未満	二七五日
一三年以上一三年六月未満	二九〇日
一三年六月以上一四年未満	三〇五日
一四年以上一四年六月未満	三二〇日
一四年六月以上一五年未満	三三五日
一五年以上一五年六月未満	三五〇日
一五年六月以上一六年未満	三六五日
一六年以上一六年六月未満	三八〇日
一六年六月以上一七年未満	三九五日
一七年以上一七年六月未満	四一〇日
一七年六月以上一八年未満	四二五日
一八年以上一八年六月未満	四四〇日
一八年六月以上一九年未満	四五五日
一九年以上一九年六月未満	四七〇日
一九年六月以上二〇年未満	四八五日

別表第四

期間	日数
六月以上一年未満	一〇日
一年以上一年六月未満	二〇日
一年六月以上二年未満	三二日
二年以上二年六月未満	四五日
二年六月以上三年未満	五七日
三年以上三年六月未満	七〇日
三年六月以上四年未満	八二日
四年以上四年六月未満	九五日
四年六月以上五年未満	一〇七日
五年以上五年六月未満	一二〇日
五年六月以上六年未満	一三二日
六年以上六年六月未満	一四五日
六年六月以上七年未満	一五七日
七年以上七年六月未満	一七〇日
七年六月以上八年未満	一八二日
八年以上八年六月未満	一九五日
八年六月以上九年未満	二〇七日

九年以上九年六月未満	二二〇日
九年六月以上一〇年未満	二三二日
一〇年以上一〇年六月未満	二四五日
一〇年六月以上一一年未満	二五七日
一一年以上一一年六月未満	二七〇日
一一年六月以上一二年未満	二八二日
一二年以上一二年六月未満	二九五日
一二年六月以上一三年未満	三〇七日
一三年以上一三年六月未満	三二〇日
一三年六月以上一四年未満	三三五日
一四年以上一四年六月未満	三五〇日
一四年六月以上一五年未満	三六五日
一五年以上一五年六月未満	三八〇日
一五年六月以上一六年未満	三九五日
一六年以上一六年六月未満	四一〇日
一六年六月以上一七年未満	四二七日
一七年以上一七年六月未満	四四五日
一七年六月以上一八年未満	四六二日
一八年以上一八年六月未満	四八〇日

第四条　改正前の地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2　前項に規定するもののほか、改正前の地方公務員共済組合法（以下「旧法」という。）第二条第一項第十号に規定する者（以下「更新組合員」という。）に該当することとなつた日の前日において旧法第百四十二条第一項第一号に該当する者であつた組合員であつた期間（旧法第二十八条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）を有する者であつて、改正後の法第二条の三第一項第一号に該当するものについては、なお従前の例による。

3　前二項の規定により従前の例によることとされる場合における改正後の法の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

第五条　退職年金又は退職一時金の支給を受けている退職組合員又は退職組合員であつた者（以下「退職年金受給者」という。）については、改正後の法第百四十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定により支給される退職年金又は退職一時金の額の改定については、政令で特別の定めをすることができる。

3　第一項の規定により支給される退職年金又は退職一時金の額の改定については、改正後の法第百四十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条　改正前の地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける退職組合員又は退職組合員であつた者（以下「退職年金受給者」という。）に対する改正後の法第百四十五条第一項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

第七条　改正前の地方公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける退職組合員又は退職組合員であつた者（以下「退職年金受給者」という。）に対する改正後の法第百四十五条第一項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

2　前項の規定により支給される退職年金又は退職一時金の額の改定については、改正後の法第百四十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　前項の規定により支給される退職年金又は退職一時金の額の改定については、改正後の法第百四十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第二十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第三十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第五十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第六十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第七十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第八十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第九十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百二十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十一条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十二条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十三条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十四条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十五条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十六条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十七条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十八条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百三十九条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額を超えるときは、政令で特別の定めをすることができる。

第百四十条　改正後の法第百四十五条第一項の規定により退職年金又は退職一時金の額を改定する場合において、改正後の法第百四十五条第二項の規定により算定した額が改正前の法第百四十五条第一項の規定により算定した額に満たないときは、

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正前の施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下「支給額等」という。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

第七条　改正前の法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（地方公務員共済組合の組合員となつた者を除く。）又はその遺族で改正前の法が施行されなければ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十四号）附則第二条の規定の適用を受けるべきこととなるものについては、地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合が、同条の規定の例により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金又は遺族年金を支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金の額は、改正後の施行法第三条第一項に規定する国の新法の規定による長期給付とみなす。

2　改正後の施行法第三条の五の規定は、前項の規定による給付の支給により増加する費用の負担について準用する。

（外国特殊機関の職員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第八条　更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、条例在職年、在職年又は組合員期間（改正後の法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十九年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

一　法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定

二　改正後の施行法第十条第四号又は第百三十一条第二項第三号の規定

2　附則第六条第二項の規定は前項第一号の場合について、同条第三項の規定は前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二項各号に掲げる者」とあるのは、「第二項各号に掲げる者又はこれに相当する者」と読み替えるものとする。

3　施行日の前日において現に改正前の法又は改正前の施行法の規定により退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば当該年金の額が増加することとなるときは、昭和三十九年十月分以後、当該年金の額を改定する。

第九条　改正前の法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（地方公務員共済組合の組合員となつた者を除く。）又はその遺族で改正前の法が施行されなければ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十四号）附則第二条の規定の適用を受けるべきこととなるものについては、地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合が、同条の規定の例により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金又は遺族年金を支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金の額は、改正後の施行法第三条第一項に規定する国の新法の規定による長期給付とみなす。

一　法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定

二　改正後の施行法第十条第四号又は第百三十一条第二項第三号の規定

2　附則第六条第二項の規定は前項第一号の場合について、同条第三項の規定は前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二項各号に掲げる者」とあるのは、「第二項各号に掲げる者又はこれに相当する者」と読み替えるものとする。

3　施行日の前日において現に改正前の法又は改正前の施行法の規定により退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば当該年金の額が増加することとなるときは、昭和三十九年十月分以後、当該年金の額を改定する。

第九条　改正前の法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（地方公務員共済組合の組合員となつた者を除く。）又はその遺族で改正前の法が施行されなければ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十四号）附則第二条の規定の適用を受けるべきこととなるものについては、地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合が、同条の規定の例により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金又は遺族年金を支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金の額は、改正後の施行法第三条第一項に規定する国の新法の規定による長期給付とみなす。

一　法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定

二　改正後の施行法第十条第四号又は第百三十一条第二項第三号の規定

2　附則第六条第二項の規定は前項第一号の場合について、同条第三項の規定は前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二項各号に掲げる者」とあるのは、「第二項各号に掲げる者又はこれに相当する者」と読み替えるものとする。

3　施行日の前日において現に改正前の法又は改正前の施行法の規定により退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十三条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば当該年金の額が増加することとなるときは、昭和三十九年十月分以後、当該年金の額を改定する。

第十条　施行日の前日において現に改正前の施行法第五十七条第三項第二号又は第九十条第二項第二号及び法律第百五十一号による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号。以下「法律第百五十六号」という。）第四条の規定を適用してその額を算定した退職年金、減額退職年金又は遺族年金については、昭和三十九年十月分以後、改正後の施行法第五十七条第三項第二号又は第九十条第二項第二号及び法律第百五十一号による改正後の法律第百五十六号第四条の規定を適用してその額を改定する。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方議会議員共済会」の下に「、地方団体関係団体職員共済組合」を加え、「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項第六号の三中「地方公務員共済組合」を「地方公務員共済組合法」に、「並ニ地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿」を「、地方議会議員共済会ノ同法ニ基ク給付ニ関スル証書、帳簿」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十三条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十八条」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十八条及第百四十三条の二十二第一項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十四条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「地方議会議員共済会」の下に「、地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

第八条第八項第六号の三中「地方公務員共済組合

第七条の二第一項第四号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「地方議会議員共済会」の下に「、地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

第七十二条の十四第一項、第七十二条の十七第一項、第七十三条の四第一項第八号及び第二百六十二条第四号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第三百四十八条第四項中「及び地方議会議員共済会」を「、地方議会議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合」に改める。

第六百七十二条第四号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第十九条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　地方団体関係団体職員共済組合を監督し、及びその定款の変更を認可すること。

第十条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　地方団体関係団体職員共済組合に関する事務を処理すること。

第二十三条の五第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第二十条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第二項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二十一条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び附則第四十九項中「地方公務員共済

法」を「地方公務員等共済組合法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「掛金」の下に「又は同法第二百三条第二項の規定により組合員として負担する掛金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「地方議会議員共済会」の下に「、地方団体関係団体職員共済組合」を加える。

（地方自治法の一部改正）

第十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の二中「同法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「地方公務員共済組合法第四十四条」を「地方公務員等共済組合法第四十四条」に改める。

（医療法の一部改正）

第十七条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第二十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条（長期給付の種類）」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条（長期給付の種類）及び第百九十八条（団体共済組合の給付）」に、「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第二十三条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第六項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「若しくは私立学校教職員共済組合」を「、地方団体関係団体職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二十五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

第五十一条の二第一項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第七項中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

第百八条中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「公務による廃疾年金」の下に「又は業務による廃疾年金」を、「第九十一条」の下に「（同法第二百二条において準用する場合を含む。）」を加え、「当該年金」を「これらの年金」に改める。

（通算年金通則法の一部改正）

第二十八条　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

九　地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間

第四条第二項第二号イ中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第二条第二項中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、同条に次の二項を加える。

4　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七条の規定により第四条第一項第五号に掲げる期間に算入された期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

5　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条の二の規定により第四条第一項第九号に掲げる期間に算入された期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

附則第四条中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第五条中「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号）による改正前の地方公務員共済組合法」に改める。

附則第八条第一項中「地方公務員共済組合法附則」を「地方公務員等共済組合法附則」に、「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「地方公務員共済組合法の規定」を「地方公務員等共済組合法の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和三十七年十一月三十日において厚生年金保険の被保険者である地方公務員であつた者で同年十二月一日に地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項に規定する団体（以下同じ。）の職員であつた者で同年十月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二条第四項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

附則第九条中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則に次の二条を加える。

（地方団体関係団体職員共済組合の組合員に関する経過措置）

第十条　昭和三十九年九月三十日において厚生年金保険の被保険者又は地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法附則第三十一条の規定による地方公務員共済組合の組合員である団体（地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）の職員であつた者で同年十月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七条第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたものは、附則第二条第四項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

保険者期間、廃止前の市町村職員共済組合法に基づく市町村職員共済組合の組合員であつた期間又は地方公務員共済組合の組合員期間で、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二条において準用する同法第八十三条の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入されたものは、附則第二条第五項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

第十一条　昭和三十九年九月三十日において団体の職員であつた者で同年十月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものの同日前の通算対象期間のうち、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二条において準用する同法第八十三条の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入された期間に係る第七条第一項の規定による確認は、地方団体関係団体職員共済組合が行なう。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十九条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

（国民健康保険法等の一部改正）

第三十条　国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「この法律による改正後の地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

（オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第三十一条　オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「その他の組合法」を「その他」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三十二条　地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が地方公務員共済組合の組合員（当該組合員であつた者を含む。）又はその遺族であるときは、当該組合員はその組合員となつた日の前日において当該みなされた退隠料を受ける権利を有していたものとみなして、当該みなされた退隠料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利について施行法第五条第二項本文（第五十五条第一項に

おいて準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附則第三条第三項中「法」を「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号）による改正前の地方公務員共済組合法」に改める。

附則第四条第一項中「法が」を「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の地方公務員共済組合法が」に改める。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第三十三条　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第二項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五条第一項

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四条の二第五項第三号の三

四　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四条の二第二号ネ

五　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条

六　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十七条第一項

七　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十八条第一項から第四項まで

八　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条第一項第二号

九　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第一項第一号

十　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の二第一項

十一　国家公務員共済組合法第百二十六条の二第一項（見出しを含む。）、第百二十六条の三第一項、第百二十六条の四及び附則第十三条の九

十二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六条第三号及び第四号並びに第五十六条第一項

十三　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十七条第二項第七号

十四　オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百三十八号）第六条第二項

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・自治大臣署名）

法律第百五十三号（昭三九・七・六）

◎国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第三項中「以下」の下に「第七十八条第二項、」を、「第八十二条第三項」の下に「、第八十五条第六項」を加える。

第七十八条中「改定前の退職年金の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて」を「、改定前の退職年金の額（当該退職年金の額について第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）に、当該合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた俸給年額の百分の七十に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額）をこえるときは、同条第二項ただし書（俸給年額の百分の七十に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第七十九条第三項中「前条前段」を「前条第一項前段」に改め、同条第四項中「前条前段」を「前条第一項前段」に、「前条後段」を「前条第一項後段及び第二項」に改め、同条第五項中「同項」の下に「及び同項において準用する前条第二項後段の規定」を加える。

第八十五条第四項を次のように改める。

4　前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときのその改定額が、改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。以下この条において同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて、改定額とする。

第八十五条に次の二項を加える。

5　第二項及び第三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によらない廃疾年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつて、改定額とする。

一　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以下である場合において、その改定額が改定

前の廃疾年金の額より少ないとき。　改定前の廃疾年金の額

二　前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年をこえ二十年以下である場合において、その改定額が、改定時の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。　その加算して得た額

三　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。　その加算して得た額

四　前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。　その加算して得た額

6　前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となつた俸給年額に相当する金額（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額の算定上控除することとされた第七十六条第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額）をこえるときは、第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含むものとし、俸給年額に相当する額とする部分に限るものとする。）の規定にかかわらず、当該金額をもつて、改定額とする。

第九十九条第二項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第百二十四条の二第二項中「復帰したとき」の下に「（その後六月以内に退職したときを除く。以下第五項において同じ。）」を加える。

第百二十五条第二項を削る。

第百二十六条第二項中「前条第一項後段」を「前条後段」に改め、同条第三項を削る。

附則第十三条の二第四項中「第七十八条中「組合員期間」とあるのは、「衛視等であつた期間」として」を「第七十八条第一項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「第七十六条第二項ただし書」とあるのは「附則第十三条の二第三項において準用する第七十六条第二項ただし書」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「百分の一・五（前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「第七十六条第三項第一号」とあるのは「同条第三

項において準用する第七十六条第三項第一号」として」に改める。

附則第十三条の六第一項中「百分の一）と」の下に「、第八十五条第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同条第四項及び第五項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「百分の一・五」とあるのは、同条第四項については、「百分の一・五（前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第五項第三号及び第四号については、「百分の一・五（前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第六項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と」を加える。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項及び第十条第二項中「復帰したとき」の下に「（その後六月以内に退職したときを除く。）」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第二項中「改定前の年額に満たないときは、その改正前の年額」を「、改定前の年額に、当該合算した組合員期間の年数から改定前の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額に満たないときは、その加算して得た額」に改める。

第六十六条第一項第二号及び第三項第二号中「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）

第四条　日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「復帰したとき」の下に「（その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下附則第五条までにおいて「改正後の法」という。）第七十六条第三項（同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条、第七十九条第三項から第五項まで、第八十五条第四項から第六項まで、附則第十三条の二第四項及び附則第十三条の六第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三条　改正後の法第九十九条第二項（同法第百二十四条の二第四項（第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の法律第百五十二号」という。）附則第九条第

五項、第十条第四項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の申用に規定する者が死亡したときは、普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に関して必要な事項は、政令で定める。

4　前項に規定する者が死亡したときは、普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に関して必要な事項は、政令で定める。

5　前三項の規定は、施行日において現に改正後の法律百五十二号附則第十二条の規定の適用を受ける組合員（これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。）について準用する。この場合において、第四項中「改正後の法第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「改正後の法第三十八条第二項及び第三項又は昭和三十四年一月一日前の職員であつた期間（施行前に給付について適

第二十五条の表中

「第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額	」を
第七十八条	俸給年額	平均標準給与の年額	に、
第七十八条第二項	百分の七十	百分の六十	」を
「第八十四条第二項	公務傷病	職務傷病	」
「第八十四条第二項	公務傷病	職務傷病	」
第八十五条第四項	公務	職務	
第八十五条第五項	俸給年額	平均標準給与の年額	
第八十五条第五項第二号から第四号まで	公務	職務	
第八十五条第六項	俸給年額	平均標準給与の年額	

に

改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百五十四号（昭三九・七・六）

◎国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ただし書中「加算年の年月数」の下に「（同条第六項の規定により同条第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。）」を加える。

第九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　職員又は第五十一条の二第一項に規定する地方の職員等であつた者（職員又は同項に規定する地方の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。）で、法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後地方の職員等となつたものの当該特殊機関に勤務していた期間（当該外国政府又は法人に勤務していた者については、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。）のうち恩給公務員期間を除いた期間

第五十一条の二第四項に次の一号を加える。

三　職員又は地方の職員等であつた者（職員又は地方の職員等であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人に勤務していたものを含む。）で、法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後職員となつたもの当該特殊機関に勤務していた期間（当該外国政府又は法人に勤務していた者については、当該外国政府又は法人に勤務していた期間を含む。）のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

（昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項から第五項までを削る。

第二条第四項を次のように改める。

4　前条第二項の規定は、第一項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条第四項中「から第五項まで（公務による傷病を給付事由とする年金については、同条第二項に限る。）」及び「及び第四項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）」を削る。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第三条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項ただし書及び附則第九条第一号ただし書中「基礎在職年に加算されることとなつている年月数」の下に「（同条第六項の規定により同条第四項第一号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。）」を加える。

附則第十一条第一項第六号中「者を除く。」の下に「以下次号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

七　国家公務員又は国家公務員以外の恩給公務員であつた者（国家公務員又は国家公務員以外の恩給公務員であつた者で、前号に規定する外国政府又は法人に勤務するため退職し、当該外国政府又は法人の職員として在職していたものを含む。）で、法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのあるものの当該在職期間（当該外国政府又は法人の職員として在職していた者については、その在職期間を含む。）のうち、恩給公務員期間を除いた期間

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

年金の額の改定に関する法律による給与額措置）

第四条　昭和三十七年度における公共企業体等の職員の給与の改善のための昭和三十九年十月一日から実施される給与改善（以下「給与改善」という。）に伴い、給与改善の実施の日前に退職した者（給与改善の実施の日前に退職した者の遺族を含む。）であつて、給与改善の実施の日以後に国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第七十八条第一項の規定による退職年金又は同法第八十一条第一項の規定による退職年金の支給を受けることとなるものについては、給与改善の実施の日前に退職したものとみなして、法又は法律第百五十五号（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法）の規定を適用する。

2　前項の規定により退職年金又は退職年金の額を改定する場合においては、法第七十八条第一項第一号又は第二号に掲げる組合員期間の計算の基礎となる俸給の月額は、給与改善の実施の日前の俸給の月額とする。

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者及び同一の給付事由に基づき一時恩給等の支給を受けた者については、政令で、これらの者に対する退職年金又は遺族年金の額の計算その他この法律の規定の適用に関し必要な経過措置を定めることができる。

第五条　改正後の公共企業体職員等共済組合法に係る経過措置）

（公共企業体職員等共済組合法に係る経過措置）

第五条　改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第四条第二項に規定する給与改善の実施の日前に退職した者（同法附則第十二条第一項の規定により退職したものとみなされる者を含む。）であつて、給与改善の実施の日以後に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）附則第二十条第一項の規定による退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなるものについては、給与改善の実施の日前に退職したものとみなして、新法附則第二十条第一項の規定を適用する。

2　前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者及び同一の給付事由に基づき一時恩給等の支給を受けた者については、政令で、これらの者に対する退職年金又は遺族年金の額の計算その他この法律の規定の適用に関し必要な経過措置を定めることができる。

第六条　改正後の法の規定による退職一時金の算出の基礎となつた俸給月額に相当する額の算出の基礎）

第六条　改正後の法の規定による退職一時金の算出の基礎となつた俸給月額に相当する額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　改正後の法第七十八条第一項第一号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　同項第一号に規定する俸給月額

二　改正後の法第七十八条第一項第二号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　同項第二号に規定する俸給月額

三　改正後の法第七十八条第一項第三号に該当する者　同項第三号に規定する俸給月額

2　改正後の法第七十八条第一項第四号又は第五号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　同項第四号又は第五号に規定する俸給月額

3　改正後の法第七十八条第一項第六号に該当する者　同項第六号に規定する俸給月額

4　第一項の規定に該当する者（法律第百五十五号附則第十三条の二第三項に規定する者を除く。）であつて、改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の額（以下「退職一時金の額」という。）が改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額を超えるものについては、同項の規定にかかわらず、退職一時金の額は、当該俸給月額に十三を乗じて得た額とする。

5　前項の場合において、当該退職一時金の額が改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額に相当する金額を、当該退職一時金の額に加算する。

6　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

7　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額に満たないときは、当該退職一時金の額は、当該俸給月額に十三を乗じて得た額とする。

8　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

9　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額に満たないときは、当該退職一時金の額は、当該俸給月額に十三を乗じて得た額とする。

10　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

11　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

12　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

13　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

14　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

15　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

16　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

17　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

18　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

19　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

20　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

21　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

22　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

23　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

24　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

25　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

26　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

27　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

28　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

29　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

30　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

31　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

32　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

33　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

34　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

35　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

36　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

37　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

38　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

39　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

40　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

41　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

42　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

43　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

44　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

45　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

46　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

47　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

48　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

49　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

50　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

51　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

52　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

53　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

54　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

55　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

56　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

57　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

58　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

59　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

60　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

61　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

62　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

63　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

64　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

65　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

66　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

67　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

68　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

69　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

70　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

71　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

72　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

73　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

74　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

75　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

76　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

77　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

78　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

79　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

80　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

81　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

82　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

83　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

84　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

85　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

86　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

87　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

88　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

89　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

90　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

91　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

92　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

93　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

94　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

95　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

96　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

97　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

98　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

99　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

100　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

101　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

102　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

103　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

104　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

105　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

106　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

107　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

108　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

109　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

110　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

111　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

112　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

113　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

114　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

115　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

116　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

117　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

118　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

119　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

120　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

121　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

122　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

123　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

124　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

125　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法第七十八条第一項第一号に規定する俸給月額に十三を乗じて得た額が改正後の法第七十一条の二第三項に規定する退職一時金の最高限度額を超えるときは、当該退職一時金の額は、当該最高限度額とする。

126　第一項の規定により退職一時金の額を算出する場合において、改正後の法

ときは、昭和三十八年十月（同項に規定する更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者については、当該退職又は死亡の日の属する月の翌月）分から、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が同法附則第四十三条の二の規定の適用があつたことによるものであるときは、昭和三十九年十月分から、それぞれその者が受ける権利を有する年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

第六条　法律第百五十五号附則第四十三条又は第四十三条の二の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した更新組合員等であつた者又はその遺族につき、当該軍人普通恩給等の基礎となる恩給公務員期間を当該更新組合員等であつた者の組合員期間に算入すべき恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合において、その者又はその遺族が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者又はその遺族は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

2　前項の場合において、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が法律第百五十五号附則第四十三条の二の規定の適用があつたことによるものであるときは、昭和三十八年十月（同項に規定する更新組合員等であつた者が同月一日以後に退職し、又は死亡した場合には、当該退職又は死亡の日の属する月の翌月）分から、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が同法附則第四十三条の二の規定の適用があつたことによるものであるときは、昭和三十九年十月分から、それぞれその者又はその遺族に支給する年金の額を改定する。

3　改正後の法附則第十六条第三項の規定は、前項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

第七条　更新組合員等が法律第百五十五号附則第二十四条の六、第四十三条又は第四十三条の二の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第八条　公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第二十四条の六、第四十三条又は第四十三条の二の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第五条第四項又は第六条第一項の申出をした者を含む。）については、組合員は、当該一時金に相当する額を附則第五条又は第六条の規定による給付金から控除するものとする。

2　前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第百五十五号附則第二十四条の六、第四十三条又は第四十三条の二の規定により新たに普通

恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの（前条の申出をした者を含む。）については、組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金から控除するものとする。

第九条　更新組合員等であつた者又はその遺族（これらの者のうち附則第五条又は第六条の規定の適用を受けるものを除く。）について、当該更新組合員等であつた者の在職年又は組合員期間の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に当該退職年金又は遺族年金を支給する。

一　法律第百五十五号附則第四十三条の二及び改正後の法の規定

二　改正後の法附則第十一条第一項第七号の規定

2　前項第一号の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　附則第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

4　施行日の前日において現に改正前の公共企業体職員等共済組合法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十三条の二及び改正後の法の規定を適用するとしたならば当該年金の額が増加することとなるときは、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

第十条　附則第五条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百五十五号（昭三九・七・七）

◎保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、次の各号に掲げる国の負担金及び補助金について、その率等に関する特例を設けることを目的とする。

一　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第十条に規定するその他の諸費のうち政令で定める費用に対する同条の規定に基づく負担金

二　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条又は第二十二条の規定により保健所を設置する市又は都道府県が支弁する諸費のうち政令で定める費用に対する同法第二十五条第一項の規定に基づく負担金

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第五十条第四号の二又は第五十一条第二項第二号の費用に対する同法第五十二条の規定に基づく負担金

四　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第二号及び第四号から第七号まで（これらの規定が同法第六十七条において読み替えられる場合を含む。）の費用に対する同法第五十七条第二号の規定に基づく補助金

五　その他保健所において執行される事務又は事業に要する費用に対する補助金であつて、補助率が次条第一項の規定に基づく政令で定める率と同じであるもの

（率の特例）

第二条　前条第一号から第四号までに掲げる負担金又は補助金の率は、次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、会計年度ごとに政令で定める単一の率とする。

一　保健所法第十条

二　伝染病予防法第二十五条第一項

三　児童福祉法第五十二条

四　結核予防法第五十七条第二号

2　前項の政令で定める率は、前条第一号から第四号までに規定する費用ごとの見込額にそれぞれ前項各号に掲げる法律の規定に定める率を乗じて算出した額の合算額をこれらの見込額の合算額で除して得た数値を基準として定めるものとする。

（経理に関する特例）

第三条　第一条各号に掲げる負担金及び補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十四条の規定による実績報告（事務又は事業の廃止に係るものを除く。）は、当該負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業ごとに行なうことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、これらの負担金及び補助金として交付すべき額の総額を確定することをもつて足りるものとする。

2　第一条各号に掲げる負担金及び補助金に関する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用については、当該負担金又は補助金がその交付の対象たる事務又は事業に要する費用に充てること以外の用途に使用された場合においても、その使用がこれらの負担金又は補助金の交付の対象たる事務又は事業のいずれかに要する費用に充てるためのものであるときは、当該負担金又は補助金の他の用途への使用をしたことにならないものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分以後の国の負担金及び補助金について適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百五十六号（昭三九・七・七）

◎社会保障研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員等（第八条―第十六条）
第三章　業務（第十七条・第十八条）
第四章　財務及び会計（第十九条―第二十六条）
第五章　監督（第二十七条・第二十八条）
第六章　雑則（第二十九条・第三十条）
第七章　罰則（第三十一条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　研究所の事務所は、東京都に置く。

（定款）

第四条　研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　業務及びその執行に関する事項

六　資産に関する事項

七　会計に関する事項

八　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五条　研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第八条　研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、研究所の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2　理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

（役員の任期）

第十一条　所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十三条　厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

三　前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2　研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第十八条　研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第十九条　研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十条　研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十一条　研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十二条　研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十三条　研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十四条　研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十五条　研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（厚生省令への委任）

第二十六条　この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第二十七条　研究所は、厚生大臣が監督する。

2　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十八条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第二十九条　研究所の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第三十条　厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第四条第二項、第十七条第二項、第二十条又は第二十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十一条第一項又は第二十五条の規定による

承認をしようとするとき。

三　第二十六条の厚生省令を定めようとするとき。

2　厚生大臣は、第二十条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第七章　罰則

（罰則）

第三十一条　研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十二条　前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条　第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十七条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十七条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第三十五条　第六条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第二条　厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第三条　厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3　厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4　設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第四項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　研究所は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第七条　研究所の最初の事業年度は、第十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を、「国民生活研究所法」の下に「、社会保障研究所法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　社会保障研究所を監督すること。

第八条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　社会保障研究所に関すること。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。

（法務・大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十七号（昭三九・七・七）

◎海上衝突予防法の一部を改正する法律

海上衝突予防法（昭和二十八年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　燈火等（第二条―第十四条）
第三章　霧中航行等（前文・第十五条・第十六条）
第四章　航法（前文・第十七条―第二十七条）
第五章　針路信号等（第二十八条）
第六章　雑則（第二十九条―第三十一条）
附則

第一条第二項中「遵守しなければならない。また」を「遵守しなければならず」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、この法律に規定する燈火は、視界が制限される状態にある場合その他必要があると認められる場合は、日出から日没までの間においても、表示することができる。

第二条第三項第七号中「当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅」を「全長及び最大幅」に改め、同項第十三号を削り、同項第十二号中「サイレンを含むものとする」を「この法律に規定する短音及び長音を発することができる装置をいう」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合とは、船舶が互いに視覚によつて他の船舶を見ることができる場合に限るものとする。

第三条第三項に次の一号を加える。

十四　「漁ろうに従事している」とは、網、なわ（引きなわを除く。）又はトロール（けた網その他の漁具を水中で引くことをいう。以下同じ。）により漁ろうをしていることをいう。

第二章　燈火、形象物等」を「第二章　燈火等」に改める。

第二条第一項第一号中「明りような白燈」を「白燈」に、「二十点（二百二十五度）」を「二百二十五度（二十二点）」に、「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に、「十点（百十二度三十分）」を「百十二度三十分（十点）」に改め、同項第二号中「及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶」を削り、同項第三号中「四・五七メートル下方」を「四・五七メートル下方で、後方の燈火より常に低く見える位置」に、「十二・二〇メートル」を「十二・一九メートル」に改め、同項第四号及び第五号中「十点（百十二度三十分）」を「百十二度三十分（十点）」に、「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に改め、同条第二項第一号中「明りような白燈」を「白燈」に改める。

第三条の見出し中「燈下」を「燈火等」に改め、同条第一項中「明りような白燈」を「白燈」に、「水上航空機が二以上であつて、その」を「水上航空機の」に、「上方又は下方一・八三メートルの位置」を「垂直線上の上方又は下方でこれらの白燈の周隔と同一の距離を隔てた位置」に、「すべての白燈」を「白燈」に、「増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、」を「これらの白燈のうち、一個は」に、「増掲した燈火は、」を「その他のものは」に改める。

第三条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引いている場合において、引かれている船舶又は水上航空機の最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえるときは、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、直径〇・六一メートル以上で黒色のひし形の形象物一個を掲げなければならない。

第四条の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第一項後段中「、夜間は」を削り、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該水上航空機は、第二条第二項第一号の燈火を掲げてはならない。

第四条第三項前段中「又は水中作業をしている」を「、水中作業、海上補給作業又は航空機の発着作業に従事している」に、「それぞれ一・八三メートル以上隔てて」を「、それぞれ一・八三メートル以上隔てて、かつ、燈火にあつては等間隔に、」に改め、同項後段中「、夜間は」を削り、「第二号」の下に「又は第七条第二項第一号」を加える。

第四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「げん燈」を「げん燈又は両色燈及び船尾燈又は機尾燈」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　掃海作業に従事している船舶は、前部マストの頂部及び危険の存する側のヤードの端に、夜間は、少なくとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する緑燈各一個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球各一個を掲げなければならない。これらの緑燈又は黒球の表示は、当該船舶の後方半海里の水域のうち、当該側方四分の一海里の範囲内が危険であることを示すものとする。

第五条の見出し中「燈火」を「燈火等」に改め、同条第一項を次のように改める。

航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならず、また、他の船舶に引かれて航行している場合を除き、前部マストの最上部に、二個の燈火を明らかに区別できるように分離して垂直線上に連掲することができる。これらの二個の燈火は、上方のものを紅燈、下方のものを緑燈とし、同項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2　長さ十九・八〇メートル未満の動力船の燈火の表示については、次の各号による。

一　船舶の前部の最も見えやすい場所で、げん緑上

いている場合において、引かれている船舶又は水上航空機の最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえるときは、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、直径〇・六一メートル以上で黒色のひし形の形象物一個を掲げなければならない。

第四条の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第一項後段中「、夜間は」を削り、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該水上航空機は、第二条第二項第一号の燈火を掲げてはならない。

第四条第三項前段中「又は水中作業をしている」を「、水中作業、海上補給作業又は航空機の発着作業に従事している」に、「それぞれ一・八三メートル以上隔てて」を「、それぞれ一・八三メートル以上隔てて、かつ、燈火にあつては等間隔に、」に改め、同項後段中「、夜間は」を削り、「第二号」の下に「又は第七条第二項第一号」を加える。

第四条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「げん燈」を「げん燈又は両色燈及び船尾燈又は機尾燈」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　掃海作業に従事している船舶は、前部マストの頂部及び危険の存する側のヤードの端に、夜間は、少なくとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する緑燈各一個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球各一個を掲げなければならない。これらの緑燈又は黒球の表示は、当該船舶の後方半海里の水域のうち、当該側方四分の一海里の範囲内が危険であることを示すものとする。

第五条の見出し中「燈火」を「燈火等」に改め、同条第一項を次のように改める。

航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならず、また、他の船舶に引かれて航行している場合を除き、前部マストの最上部に、二個の燈火を明らかに区別できるように分離して垂直線上に連掲することができる。これらの二個の燈火は、上方のものを紅燈、下方のものを緑燈とし、同項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2　長さ十九・八〇メートル未満の動力船の燈火の表示については、次の各号による。

一　船舶の前部の最も見えやすい場所で、げん緑上は、同条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

第五条に次の一項を加える。

5　引かれている航行中の船舶は、引かれている船舶の最後部のものの船尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、第三条第三項の形象物一個を掲げなければならない。

第六条の見出し中「小形船舶」を「荒天時等」に改め、同条第一項中「小形の船舶」を「船舶」に、「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

（小形動力船等の燈火等）

第七条　長さ十九・八〇メートル未満（ろかい又は帆を用いているものにあつては、長さ十二・一九メートル未満）の船舶は、航行中、第二条、第三条及び第五条の燈火を掲げることを要しない。ただし、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第七項までの規定によらなければならない。

2　長さ十九・八〇メートル未満の動力船の燈火の表示については、次の各号による。

一　船舶の前部の最も見えやすい場所で、げん緑上

二・七四メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも三海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

二　第二条第一項第四号及び第五号の構造及び装置を有するげん燈を掲げ、又は前号の白燈から少なくとも〇・九一メートル下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん若しくは左げん正横後二十二度三十分（二点）の間を照らすように掲げなければならない。これらの燈火は、少なくとも一海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

3　長さ十九・八〇メートル未満の動力船が他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合の燈火の表示については、次の各号による。

一　前項第一号の燈火を掲げないで、白燈二個を一・二二メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。これらの白燈は、同号の燈火と同一の構造及び性能でなければならず、かつ、これらの白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に掲げなければならない。ただし、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

二　第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

4　長さ十二・一九メートル未満の動力船は、第二項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈をげん縁上二・七四メートル未満の高さの位置に掲げることができる。ただし、その位置は、同項第二号の燈火より〇・九一メートル以上高くなければならない。

5　長さ十二・一九メートル未満のろかい又は帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く。）は、最も見えやすい場所に、少なくとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように掲げなければならない。ただし、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示すことをもつて足りる。

6　第一項の船舶（小形ろかい舟を除く。）は、引かれて航行している場合は、動力船にあつては、第二項第二号又は第四項の白燈を掲げてはならず、動力船及びろかい又は帆を用いている船舶以外の船舶にあつては、第二項第二号又は前項のげん燈又は両色燈を掲げなければならず、また、引かれている船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三項第二号の小形の白燈一個を掲げることができる。第一項の船舶（小形ろかい舟を除く。）が船首方向に押されて航行している場合は、第二項第二号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、又は同号若しくは前項の両色燈のみを前端に掲げなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一団となつて船首方向に押されているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなすものとし、その一団の全長が十九・八〇メートルをこえるものについては、第五条第四項本文の規定によるものとする。

7　小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければ

ならない。

8　第一項の船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることを要しない。これらの船舶は、第四条第三項及び第十一条第三項の形象物の大きさについては、これらの規定によるものより小さいものとすることができる。

（水先船の燈火等）

第八条　水先業務に従事している水先動力船の航行中における燈火の表示については、次の各号による。この場合においては、次の各号以外の燈火を表示してはならない。

一　マストの最上部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に、少なくとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、その下方二・四〇メートルの位置に、これと同一の性能を有する紅燈一個を掲げなければならない。ただし、長さ十九・八〇メートル未満の水先動力船にあつては、マストの最上部でげん縁上二・七四メートル以上の高さの位置に同白燈を掲げ、その下方一・二二メートルの位置に同紅燈を掲げることができる。

二　当該水先動力船の長さに応じ、第二条第一項第四号及び第五号又は前条第二項第二号若しくは第五項のげん燈又は両色燈を掲げ、かつ、第十条の船尾燈を掲げなければならない。

三　十分間をこえない間隔で炎火を表示しなければならない。ただし、炎火に代えて断続的に周囲を照らす白燈一個を用いることができる。

2　水先業務に従事している水先帆船の航行中における燈火の表示については、次の各号による。この場合においては、次の各号以外の燈火を表示してはならない。

一　マストの最上部に前項第一号の白燈を掲げなければならない。

二　当該水先帆船の長さに応じ、第五条第一項のげん燈又は前条第五項の両色燈を直ちに使用できるように備えておき、他の船舶と間近に接近するときは、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように短い間隔で示さなければならない。また、第十条の船尾燈を掲げなければならない。

三　十分間をこえない間隔で炎火を表示しなければならない。

3　水先業務に従事している水先船は、航行中でない場合は、第一項第一号及び第三号又は前項第一号及び第三号の燈火及び炎火を表示しなければならず、かつ、停泊している場合は、第十一条の停泊燈を掲げなければならない。

4　水先船は、水先業務に従事していない場合は、その種類及び長さが同一である他の船舶が表示すべき燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。

（漁船の燈火等）

第九条　漁船は、漁ろうに従事している場合のほかは、その種類及び長さが同一である他の船舶が表示すべき燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。

2　漁ろうに従事している船舶は、航行中及び停泊中、次項から第八項までの燈火又は形象物のみを表示しなければならず、かつ、これらの燈火及び形象物は、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

3　トロールにより漁ろうに従事している船舶の燈火の表示については、次の各号による。

一　二個の燈火を垂直線上に一・二二メートル以上三・六五メートル以下の間隔で連掲しなければな

らない。これらの燈火は、上方のものを緑燈、下方のものを白燈とし、いずれも周囲から視認されるものでなければならず、かつ、下方の燈火は、げん燈からこれらの二個の燈火の間隔の二倍以上の高さの位置に掲げなければならない。

二　前号の燈火のほか、第二条第一項第一号の白燈と同一の構造の白燈一個を掲げることができる。この白燈は、前号の白燈よりも低く、かつ、後方の位置に掲げなければならない。

4　トロール以外の方法により漁ろうに従事している船舶は、前項第一号の燈火を掲げなければならない。ただし、上方の燈火は紅燈とするものとし、また、その船舶の長さが十二・一九メートル未満の場合は、紅燈をげん縁上二・七四メートル以上の高さの位置に、白燈を紅燈から少なくとも〇・九一メートル下方の位置に掲げることができる。

5　前二項の船舶は、対水速力を有するときは、当該船舶の種類及び長さに応じ、第二条第一項第四号及び第五号又は第七条第二項第二号若しくは第五項のげん燈又は両色燈を掲げ、かつ、第十条の船尾燈を掲げなければならない。

6　第四項の船舶は、水平距離百五十三メートルをこえて漁具を船外に出している場合は、漁具を出している方向に同項の燈火から一・八三メートル以上六・一〇メートル以下の水平距離を隔てた場所に周囲を照らす白燈一個を増掲しなければならない。この白燈は、第三項第一号の白燈の高さをこえず、かつ、げん燈よりも低くない位置に置かなければならない。

7　漁ろうに従事している船舶は、接近してくる船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を用い、又は他の船舶の運航に支障を及ぼすおそれのない方法で、接近してくる船舶に危険のある方向を示すように探照燈を用いることができる。ただし、これらの船舶は、作業燈を用いることができる。また、この条に規定する燈火の視認及びその特性の識別を妨げないように、作業燈の照度及びしやへいに注意しなければならない。

8　漁ろうに従事している船舶は、昼間は、底の直径が〇・六一メートル以上の二個の同形の円すいをその頂点で上下に結合させた形の黒色の形象物（長さ十九・八〇メートル未満の船舶にあつては、かごで足りる。）一個を、最も見えやすい場所に示さなければならない。また、水平距離百五十三メートルをこえて漁具を船外に出している場合は、漁具を出している方向に黒色の円すい形の形象物一個を頂点を上にして示さなければならない。

第十条第一項中「船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置」を「別に定めのある場合を除き、船尾」に、「十二点（百三十五度）」を「百三十五度（十二点）」に、「六点（六十七度三十分）」を「六十七度三十分（六点）」に改める。

第十一条第一項中「明りような白燈」を「白燈」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、これらの船舶は、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個をできる限り周囲から視認されるように掲げることができる。

第十二条第二項を次のように改める。

2　長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、船首の近くで船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に白燈一個を掲げ、かつ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に白燈一個を掲げなければならない。これらの燈火は、少なくとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならず、かつ、できる限り周囲から視認されるように置かなければならない。

第十一条第七項中「一海里」を「二海里以上」に改める。

第十三条の見出し中「燈火及び形象物」を「燈火等」に改め、同条第一項中「又は水上航空機が二以上である場合」を「若しくは水上航空機が二以上である場合又は漁船が集団で漁ろうに従事している場合」に改め、「妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告された識別信号を使用することを」を削る。

第十四条中「円すい形象物」を「円すい形の形象物」に、「上にして」を「下にして」に改める。

第十五条の前に次の章名及び前文を加える。

第三章　霧中航行等

前文

1　この章その他この法律の規定を遵守すべき義務は、レーダー情報を使用している船舶及び水上航空機についても、免除されるものではない。

2　運輸大臣は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について注意すべき事項を勧告するものとする。

第十五条第一項中「動力船」を「長さ十二・一九メートル以上の動力船」に、「二十トン」を「長さ十二・一九メートル」に改め、同条第三項第七号から第九号までを次のように改める。

七　乗り揚げている船舶は、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

八　漁ろうに従事している船舶は、航行中又は停泊中、第一号から第四号までの信号に代えて、第五号の信号を行なわなければならない。

九　ろかい舟及びろかい舟以外の長さ十二・一九メートル未満の船舶は、前各号の信号を行なうことを要しない。ただし、これらの信号を行なわない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行なわなければならない。

第十五条第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　水先業務に従事している水先動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうことができる。

第十六条の見出し中「行動」を「速力等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　動力船は、他の船舶若しくは水上航空機の前条第三項の信号を聞く前又は他の船舶若しくは水上航空機を視認する前に、その正横の前方に他の船舶又は水上航空機が存在することを知つた場合は、これらと著しく接近することを避けるために、適切な動作を早期にとることができる。著しく接近することを避けることができない場合は、状況の許す限り、衝突を避けるのに適当な時期に機関の運転を止め、しかる後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章　航法」を「第四章　航法」に改める。

第四章前文に次の一項を加える。

4　第十七条から第二十四条までの規定は、船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合にのみ適用する。

第十七条各号を次のように改める。

一　二隻の船舶の風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。

二　二隻の船舶の風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

ればならない。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項第二号の規定の適用については、風の方向は、メインスル（横帆船にあつては、最大の縦帆）の張つている側の反対側を風上とする。

第十八条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項及び第二十八条」に改める。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、狭い水道において、帆船が、その水道の航路筋しか航行できない動力船の安全通航を妨げることができることとするものではない。

第二十二条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「船舶は」の下に「、必要な動作をできる限り積極的に、かつ、早期にとらなければならず、また」を加える。

第二十四条第二項及び第三項中「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に改める。

第二十五条第二項中「他の動力船」を「他の船舶」に改め、同条に次の一項を加える。

3　狭い水道においては、長さ十九・八〇メートル未満の動力船は、その水道の航路筋しか航行できない他の船舶の安全通航を妨げてはならない。

第二十六条中「漁ろうをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて」を「漁ろうに従事している船舶以外の航行中の船舶（第四条の規定が適用されるものを除く。）は、」に、「漁ろうをしている漁船」を「漁ろうに従事している船舶」に改める。

「第四章　雑則」を「第五章　針路信号等」に改める。

第二十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　船舶は、前二項の汽笛信号を少なくとも五海里離れた周囲から視認される白燈による発光信号と併用して行なうことができる。この発光信号は、汽笛信号装置と同時に連動して作動し、汽笛音と同一の時間点燈される装置によるものでなければならない。

第二十九条の前に次の章名を加える。

第六章　雑則

第三十条第二項中「、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に関し遵守すべき」を「政令で定める水域における船舶又は水上航空機の衝突予防に関し、これらの遵守すべき」に改める。

第三十一条第一項第九号中「災火ロケット」の下に「又は赤色の手持炎火」を加え、同項に次の二号を加える。

十　オレンジ色の煙を多量に発する発煙信号

十一　左右に伸ばした腕を繰り返しゆつくり上下させる信号

第三十二条を削る。

附　則

1　この法律は、政令で定める日から施行する。

2　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第四項但書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第三十条の二第一項中「第一条第三項第十一号」を「第一条第三項第十二号」に改める。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百五十八号（昭三九・七・八）

◎漁業災害補償法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　漁業共済団体の組織及び監督
第一節　総則（第四条―第十一条）
第二節　漁業共済組合
第一款　組合員（第十二条―第二十一条）
第二款　管理（第二十二条―第四十三条）
第三款　設立（第四十四条―第四十九条）
第四款　解散及び清算（第五十条―第六十一条）
第三節　漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条）
第四節　監督（第六十八条―第七十六条）
第三章　漁業共済組合の漁業共済事業
第一節　通則（第七十七条―第百三条）
第二節　漁獲共済（第百四条―第百十三条）
第三節　養殖共済（第百十四条―第百二十五条）
第四節　漁具共済（第百二十六条―第百三十七条）
第四章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条）
第五章　漁業共済基金（第百四十八条―第百六十二条）
第六章　国の助成（第百六十三条―第百七十五条）
第七章　罰則（第百七十六条―第百八十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体の行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。

（漁業災害補償の制度）

第二条　漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に関して必要な給付を行なう制度とする。

（定義）

第三条　この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　漁業を営む個人

二　漁業を営む漁業協同組合

三　漁業生産組合

四　漁業を営む法人（前二号に掲げる者を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千トン（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む

者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン）以下であるもの

第二章　漁業共済団体の組織及び監督

第一節　総則

（漁業共済団体の目的）

第四条　漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

（法人格）

第五条　漁業共済団体は、法人とする。

（名称）

第六条　漁業共済団体は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いなければならない。

2　漁業共済団体でない者は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いてはならない。

（地区）

第七条　漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一の都道府県の区域（特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その一部の都道府県の区域）による。

2　漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の地区は、全国の区域による。

（住所）

第八条　漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第九条　漁業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（事業）

第十条　漁業共済団体は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

（事業年度）

第十一条　漁業共済団体の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、設立当初の事業年度は、漁業共済団体の成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二節　漁業共済組合

第一款　組合員

（組合員たる資格）

第十二条　組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、組合の地区内に住所を有するものとする。

一　漁業協同組合

二　漁業協同組合連合会

（出資）

第十三条　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、一万円とする。

3　出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

5　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

（持分の譲渡し）

第十四条　組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員は、持分を共有することができない。

（組合の持分取得等の禁止）

第十五条　組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（議決権）

第十六条　組合員は、各一個の議決権を有する。

2　組合員は、定款で定めるところにより、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3　前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

（加入）

第十七条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2　組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承認を得て、引受出資口数に応ずる金額を払い込み、又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

（脱退）

第十八条　組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　解散

三　除名

2　除名は、定款で定める事由に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3　第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払いもどしを停止されたときは、払いもどしを請求することができるようになつた時）から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（出資口数の減少）

第十九条　組合員は、組合の承認を得て、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

（脱退者に対する払いもどし）

第二十条　組合員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2　組合員が脱退した場合において、組合と当該組合員であつた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員（当該漁業協同組合を含み、他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員であるもので農林省令で定めるものを除く。）との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立しているときは、当該組合は、農林省令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、当該共済契約の全部が終了し又は失効する時まで、その脱退した者に対し、前項の払いもどしを停止することができる。

3　第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払いもどしを停止されたときは、払いもどしを請求することができるようになつた時）から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（出資口数の減少）

第二十一条　組合員は、組合の承認を得て、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2　組合員は、前項の規定により出資口数を減少しようとするときは、九十日前までに組合に予告しなけ

一　目的
二　名称
三　地区
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
六　出資の払込みの方法
七　漁業共済事業の種類
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金に関する規定
十　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
十一　公告の方法

れはならない。

3　第一項の承認の基準は、出資口数を減少しようとする組合員の組合員又は会員に係る漁業共済事業の利用の状況等に応じて、農林省令で定める基準に従い、組合が定款で定めるものとする。

4　第一項の規定による出資口数の減少については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

第二款　管理

（定款に記載すべき事項）

第二十二条　組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　地区
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
六　出資の払込みの方法
七　漁業共済事業の種類
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金に関する規定
十　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
十一　公告の方法

（共済規程）

第二十三条　組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　漁業共済事業の細目に関する事項
二　共済掛金に関する事項
三　共済金額に関する事項
四　共済責任に関する事項
五　損失又は損害の認定に関する事項その他漁業共済事業の実施の方法に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項その他農林省令で定める事項

2　農林大臣は、標準共済規程例を定めることができる。

（規約）

第二十四条　次に掲げる事項は、定款及び共済規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する事項
二　業務の執行及び会計に関する事項
三　役員に関する事項
四　組合員に関する事項
五　その他必要な事項

（役員の定数及び選任）

第二十五条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において（合併による設立の場合には、設立委員が共同して）選任する。

4　理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の閉会までに出資の引受けをした漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員（合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員）でなければならない。

（役員の任期）

第二十六条　役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において（合併による設立の場合には、設立委員が共同して）定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3　理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

（役員の忠実義務）

第二十七条　役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3　役員がその職務を行なうについき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第三十五条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

（監事の兼職禁止）

第二十八条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第二十九条　組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合との理事との訴訟についても、同様とする。

（総会の招集）

第三十条　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十一条　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十二条　理事の職務を行なう者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）

第三十三条　組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第三十四条　理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所
二　加入の年月日
三　出資口数及び出資各口の取得の年月日